

文化的景観の領域と類型に関する研究：長崎県対馬 におけるコヤと集落の分布をもとに

小林, 秀輝

<https://hdl.handle.net/2324/2236240>

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（芸術工学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：



文化的景観の領域と類型に関する研究

-長崎県対馬におけるコヤと集落の分布をもとに-

Study on the domain and type of cultural landscape

小林秀輝

Hideki Kobayashi

2019 年 3 月

目次

第1章 研究の背景と目的.....	5
1-1 研究背景.....	6
1-2 研究目的.....	8
1-3 研究対象地.....	8
1-4 本論文の構成.....	9
1-5 対馬に関連する用語について.....	12
第2章 文化的景観の領域と構成要素.....	14
2-1 本章の目的.....	15
2-2 文化的景観の領域と構成要素.....	15
2-2-1 重要文化的景観選定事例における選定範囲数と面積.....	15
2-2-2 重要文化的景観選定事例における選定範囲と構成要素の関係...20	
2-3 広域の文化的景観.....	23
2-3-1 四万十川流域と阿蘇.....	23
2-3-2 広域の文化的景観における選定範囲と構成要素.....	23
2-4 小結.....	25
第3章 対馬の集落とコヤ.....	30
3-1 本章の目的.....	31
3-2 対馬の集落.....	31
3-2-1 対馬の集落と人口.....	31
3-2-2 地勢からみる対馬の集落.....	34
(1) 地勢と集落.....	34
(2) 対馬の集落のパターン.....	37
3-2-3 生業からみる対馬の集落.....	43
(1) 近世期の集落経営.....	43
(2) 本戸制度.....	44
(3) 漁業者の定住.....	46
3-2-3 地勢と生業から捉える対馬の集落.....	47
3-3 対馬のコヤ.....	49
3-3-1 対馬の屋敷空間におけるコヤ.....	49
3-3-2 対馬全島におけるコヤ分布.....	53

3-3-3 コヤの建築構法.....	53
3-5 文化的景観の観点からみる対馬の集落とコヤ	58
3-6 小結	60
第4章 石屋根	61
4-1 本章の目的	62
4-2 既往研究	62
4-3 石屋根とコヤ	65
4-4 石屋根の分布	66
4-4-1 以前の石屋根の分布調査結果	66
4-4-2 本研究における石屋根の分布調査	67
(1) 調査の目的と方法	67
(2) 結果	68
4-5 石屋根の分布と成立に関する考察	89
4-5-1 石屋根の分布調査結果の考察	89
4-5-2 石屋根の分布傾向	92
4-5-3 石屋根の分布実態から考える成立要因の問題点	93
4-6 文化的景観の観点からみる石屋根	97
4-7 小結	97
第5章 群倉	98
5-1 本章の目的	99
5-2 既往研究	99
5-3 群倉の分布	100
5-3-1 コヤの立地形態	100
5-3-2 群倉の定義	102
5-3-3 本研究における群倉の分布調査	104
(1) 調査の目的と方法	104
(2) 結果	106
5-4 群倉の分布と成立に関する考察	138
5-4-1 群倉の分布調査結果に関する考察	138
5-4-2 群倉の分布傾向と成立要因	140
5-5 -文化的景観の観点からみる群倉-	141
第6章 コヤの所有	143

6-1 本章の目的	144
6-2 コヤ所有の実態	145
6-2-1 コヤの所有棟数	145
6-2-2 本研究におけるコヤの所有調査	145
(1) 調査の目的と方法	145
(2) 結果	147
6-3 コヤ所有に関する考察	153
6-3-1 集落内におけるコヤの立地と「際」	153
6-3-2 コヤの所有と立地の関係	155
6-3-3 群倉の成立要因に対する諸説と本論文における考察	156
6-4 小結	159
第7章 対馬の文化的景観	160
7-1 本章の目的	161
7-2 コヤからみる対馬の文化的景観と領域	161
7-2-1 構成要素としてのコヤ	161
7-2-2 構成要素としてのコヤと対馬の文化的景観	163
7-2-3 対馬の文化的景観の価値	164
(1) 沿岸部への農業集落の分布	165
(2) 沿岸集落の連続的分布	165
(3) コヤを中心とした景観構成要素群の反復	166
7-2-4 対馬の文化的景観を通じた新たな領域概念	169
第8章 文化的景観の領域と構成要素の反復的分散分布	170
8-1 本章の目的	171
8-2 構成要素の反復的分散分布を特徴とする文化的景観	171
8-3 結び	175
資料	177
図表目次	180
参考・引用文献	186
謝辞	189

第 1 章 研究の背景と目的

第1章 研究の背景と目的

1-1 研究背景

日本の文化財保護制度における文化財のカテゴリーの一つに文化的景観がある。文化的景観は 2004 年の文化財保護法改正に伴って新たに設けられたカテゴリーで、文化財保護法第二条第 1 項第五号で「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定められている¹⁾。このうち特に重要なもので保護の措置が講じられているものについて、地方自治体の申出に基づき重要文化的景観に選定されるとされている。2018 年 2 月 13 日現在で全国で 61 件が重要文化的景観に選定されている²⁾が、他の文化財と異なり現在進行形の景観を対象としている点と変化を許容する点から、その定義や保存手法のあり方、価値評価と計画論の乖離等について様々な議論³⁾⁴⁾⁵⁾⁶⁾⁷⁾がなされている。その中の重要な議論の一つに「広域の文化的景観」というテーマがある。広域の文化的景観という概念は、奈良文化財研究所⁸⁾や恵谷⁹⁾による四万十川流域の文化的景観に関わる一連の研究で議論された概念であり、その後阿蘇でも同様の考え方に基づいた重要文化的景観選定が行われた。広域の文化的景観は今後文化的景観という概念が完成されるのに向けて多大な貢献を果たす概念であると考えられる。

一方、広域の文化的景観という概念が登場してまだ日も浅く、この概念の根幹となる広域という概念の示す領域や構成要素の捉え方についてまだ十分な議論がなされていない。特に構成要素の捉え方については、まだ事例が少ないこともあって整理されていない。既選定の重要文化的景観における選定範囲設定と構成要素のあり

ようにについても改めて整理し、広域の文化的景観の事例も含めて文化的景観の領域と構成要素の考え方について整理し再考する必要があるという問題設定を本研究の出発点とした。

一方、長崎県の離島である対馬には全島にわたって広域にコヤのみられる集落景観がある。コヤとは高床の倉の現地での呼称であり、穀物や家財道具の収納に用いられてきた(以下コヤと呼称する)。その他の対馬の主な伝統的な建築物としてホンヤ(主屋)、ウマヤ(厩)を挙げることができ、これらの組み合わせが一つのユニットとして屋敷地を形成している。これらに加えてモゴヤ(藻小屋)、フナヤ(舟屋)、ヨマ(余間)といった付属屋を加えると多種の建築物が存在していたことになるが、こうした多種の建築物が島特有の自然環境・社会環境の中で生まれ、暮らしが営まれてきたことによって対馬の集落景観は形作られていると言える。

全島にわたって広域に分布するこの集落景観は、対馬の気候風土や生業と密接な関係があることが推察される。これは真に文化的景観の定義に合致するが、これまで岡・青山¹⁰⁾がコヤを大地の遺産と捉え対馬の自然環境や生業との関係に言及している他は、気候風土や生業との関係に意識的に着目して対馬の集落景観を文化的景観として取り上げた研究はみられない。あらためてコヤを中心とした対馬の集落景観を文化的景観という観点から捉えるとどのような分析が可能であろうか、というのが本研究のいま一つの問題設定である。

以上のような2つの問題設定を総合する試み、すなわち文化的景観における領域と構成要素の概念を対馬のコヤという事例研究を通して見つめ直し、わが国における文化的景観に対する議論を深めるところに本研究の動機がある。

1-2 研究目的

コヤという構成要素から対馬の文化的景観を想定すると、課題が浮かび上がる。それは、コヤの広域分布が文化的景観をどのように成立させるのかという問題である。コヤが全島に広範囲にわたって分布していることから、全島的な何らかの要求によって生じたと推察されるが、一つの文化的景観の価値から対馬のコヤを説明可能なのか、そのためにはどのような文化的景観の領域設定が求められるのかという点が追求すべき課題である。

そこで、本研究では対馬のコヤを事例に、文化的景観の領域と構成要素の関係を捉え、コヤの分布の詳細な調査研究に基づき対馬の文化的景観の価値を明らかにすること、そして文化的景観における領域と構成要素の反復的分散分布という新たな概念の提示を目的とする。

1-3 研究対象地

研究対象地は長崎県対馬である(図 1)。対馬は九州本土、壱岐とは対馬海峡で、朝鮮半島とは朝鮮海峡を隔てて位置している。対馬から釜山までの最短距離は 49.5km であり、九州本土よりも朝鮮半島の方が近い距離である。上島と下島の他に有人島 5 島、無人島 102 島から構成されている¹¹⁾。対馬は現在では全島が対馬市に属し一島一市の体制となっているが、新設合併により 2004 年に対馬市が市制施行する以前は上県郡上対馬町・上県町・峰町と下県郡豊玉町・美津島町・厳原町の 6 町で構成されていた。現在でも住所表記として町名が以前の引き続き使用されている。現在の対馬市の人口は 31,067 人で世帯数は 15,165 世帯となっている¹²⁾。

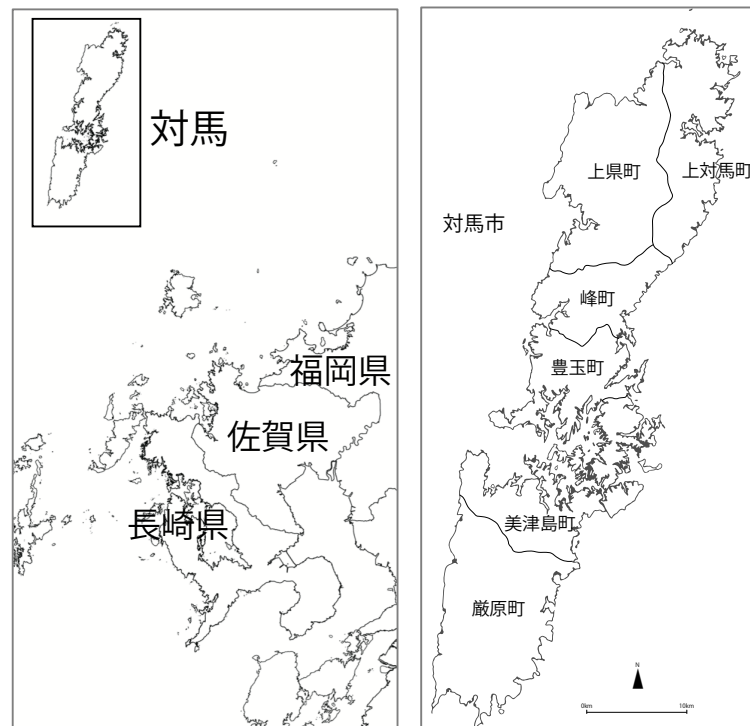


図 1 対馬の位置と対馬市を構成する 6 町

1-4 本論文の構成

本論文は 7 章で構成される(図 2)。第 1 章が諸論、第 2 章が関連動向分析と問題点・課題の提示、第 3 章から第 7 章が実証的調査研究、第 8 章が結論という位置付けである。各章における研究方法を示したものが表 1 である。

第 1 章では、研究全体の背景と目的、研究対象地を示す。第 2 章では、重要文化的景観の選定事例における選定範囲と構成要素の関係について事例の文献調査を通して複数の類型を示し、文化的景観の領域についての考え方を整理する。特にこれまで自治体の広域連携事例と捉えられてきた「四万十川流域の文化的景観」や「阿蘇の文化的景観」といった広域の文化的景観と呼ばれる事例を、構成要素の分析という観点から捉え直す。第 3 章「対馬の集落とコヤ」では、以降の章のコヤの詳細検討の理解の前提として、対馬の集落とコヤの概要を提示している。集落について

は、地勢と生業の二点からその成立と分布を明らかにする。コヤについては、既往研究の文献調査と対馬全島におけるコヤの分布調査を通して、対馬の集落に共通してみられる屋敷空間の中でのコヤの特異性と全島におけるコヤ分布の広範性を示す。

第4章「石屋根」では、コヤの屋根材に着目する。石屋根の構法に関する既往研究の文献調査と対馬全島における石屋根の分布調査を通して、対馬にみられる石屋根の分布実態を明らかにした後、コヤのみに屋根材として石材の使用がみられることに着目し、分布と成立の要因を対馬の気候風土や生業の観点から検討する。

第5章「群倉」では、コヤの立地形態に着目する。まず、群倉に関する既往研究の文献調査を通して群倉の定義に関するこれまでの問題点を指摘し、その後対馬全島における群倉の分布調査結果を明らかにした上で、寄り辺要素から調査結果を分析する。最後に、群倉の形成が対馬の集落の自然環境や土地利用といった条件に影響を受けていることを示す。

第6章「コヤの所有」では、コヤの所有特性に着目する。コヤ所有に関する既往研究の文献調査を行った上で、対馬の7集落を対象に実施したコヤの所有調査結果を示した後、集落によってコヤの所有棟数や所有する場所に違いがあることを示す。さらに、コヤの所有特性と群倉というコヤの立地形態が密接に関係していることも明らかにする。

第7章「対馬の文化的景観」では、第3章から第6章まで論じてきた対馬のコヤに関する検討を総合し、コヤの屋根材、立地形態、所有特性のそれぞれのレベルで地域特性に応じた多様性がみられることを確認したが、このコヤはさらに集落景観

の形成に寄与するという形で文化的景観の構成要素としての役割を果たしていることを明らかにした。

第 8 章「文化的景観の領域と構成要素の反復的分散分布」では、第 2 章で論じた重要文化的景観選定物件における構成要素の種類や分布様態、領域設定の問題から対馬のコヤとそれが形作る集落景観のありようを相対化し、対馬の事例を基に文化的景観における構成要素の反復的分散分布を一つの領域として説明する文化的景観のモデルを提示した。

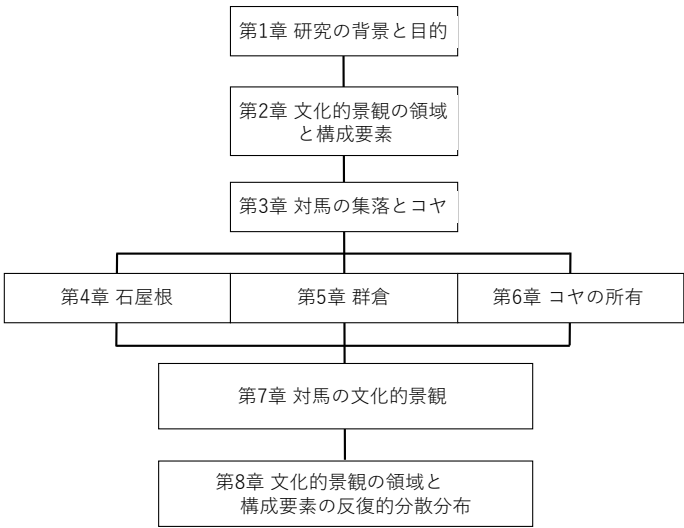


図 2 本論文の構成

表 1 本論文の研究方法

	文献調査	現地調査
第2章	重要文化的景観選定事例の調査分析	
第3章	本戸制度やコヤの構法に関する既往研究収集	コヤの分布調査 (対馬全島)
第4章	石屋根の構法に関する既往研究収集	石屋根の分布調査 (対馬全島)
第5章	群倉に関する既往研究収集	群倉の分布調査 (対馬全島)
第6章	コヤ所有に関する既往研究収集	コヤの所有調査 (6集落)

1-5 対馬に関連する用語について

論文の中で用いられる対馬に関連する用語について以下で解説する。

・コヤ

対馬の集落に分布する高床倉庫を指す現地での呼称である。コヤは板倉であり、扁平な断面を持つ平柱が使用されており、一部に石屋根の使用がみられる点も特徴である。コヤは全島的に穀物の保管、布団や家財道具の収納に用いられている。

・ホンヤ

主屋のことを指す現地での呼称である。ダイドコロと呼ばれる広間を持つことが特徴で、このダイドコロにはコヤと同様に平柱が使用されている。

・ウマヤ

雑屋とも呼ばれ、牛馬小屋のほか便所や作業小屋等多用途に用いられる建物である。

・石屋根

屋根材に石材を用いた屋根。石屋根を用いる事例は珍しいものの、国内をはじめ世界でも各地で石屋根使用事例は報告されている。対馬の石屋根には地元産の石材が使用され、集落住民の相互扶助によって大ぶりの板石がそのまま用いられる点の特徴で、現在コヤと呼ばれる高床倉庫にのみ見られる。

・群倉

倉を集合させて建てる様式。火気のある主屋から離して建てることから防災の機能があると考えられている。国内で他地域にも見られるが、多くの集落でこの様式が見られること、また大規模な群倉も多いことが対馬の群倉の特徴である。

・本戸制度

近世期の士族、農民からなる本戸と、本戸からの分家と外来者からなる寄留戸によって形成された身分制度。耕作権をはじめとした集落内の権利関係は本戸によって独占され、寄留は集落経営に直接携わることができなかった。

第 2 章 文化的景観の領域と構成要素

第2章 文化的景観の領域と構成要素

2-1 本章の目的

前章で述べた通り、本研究では対馬のコヤを事例に文化的景観における構成要素の広域分布という視座の有効性を明らかにしていくことをねらいとしているが、本章ではそうした議論の前提となる文化的景観の領域や構成要素の分布の考え方について整理することを目的とする。その中で事例研究として実際に重要文化的景観に選定されている事例を取り上げ分析することを通して、文化的景観の領域と構成要素の関係について分析と考察を行う。

2-2 文化的景観の領域と構成要素

2-2-1 重要文化的景観選定事例における選定範囲数と面積

文化的景観は面的な文化財概念だが、そうした面的な領域設定は文化的景観の領域の大小に関わらず種々の構成要素の指定によって達成される。そうした指定は文化的景観における本質的価値を形作るストーリーの中で行われるものであり、各構成要素はその文化的景観にとって欠くことのできないものである。換言すれば、文化的景観の本質的価値の一部を表象するものとして構成要素が存在するということになる。それ故に、文化的景観の領域と構成要素は密接に関わり合っていると言える。

重要文化的景観の選定範囲と構成要素の決定・指定には、委員会のメンバーや自治体担当者の考え方や意向から景観計画のありようや地権者の合意等に至るまで様々な要素が影響している。文化財カテゴリーの中でも文化的景観はその定義が明

確に示されていないことから多様な解釈を許容していると言え、事例により本質的価値の設定や選定範囲、構成要素の指定に関する指標は大きく異なる。このことは文化的景観の魅力であると同時に、文化財保護制度としての評価が難しい要因ともなっている。それ故に、重要文化的景観選定事例を同一の指標によって評価していくことは本来容易ではないことを了解した上で、本研究では文化的景観の領域と構成要素の関係について資料分析を実施した。

資料分析は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所発行の『文化的景観保存計画の概要(Ⅰ)～(Ⅲ)』¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾を用い、全 61 件の重要文化的景観選定事例(2018 年 2 月 13 日現在)における選定範囲数と構成要素について類型化した。なお、『文化的景観保存計画の概要(Ⅰ)～(Ⅲ)』は 2015 年 10 月までの選定事例しか扱っていないため、それ以後の事例については保存計画等資料を参照した。

重要文化的景観選定の全 61 件のうち不明な 2 件¹を除いた 59 件の選定範囲を分析した結果(表 2)、複数の選定範囲が確認できた事例は 14 件で、その内訳は 2 つが 3 件、3 つが 6 件、5 つが 1 件、6 つが 1 件、7 つが 1 件、8 つが 1 件、11 件が 1 件、その他選定範囲数のカウントが困難な程多数あるものが 1 件であった(表 3)。この内、選定範囲数が無数に確認された「宇治の文化的景観(228.5ha)」と 2 つの選定範囲が確認された「四万十川流域の文化的景観 源流域の山村(6496.5ha)」の事例を比較したものを図 3 に示した。これをみると選定範囲数の多さと面積の広さは必ずしも連関していないことが分かる。

¹ 「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」と「智頭の林業景観」については選定範囲について確認できなかった。

表 2 重要文化的景観選定事例における選定範囲数

	名称	所在地	市町村	選定範囲(箇所)
		都道府県		
1	アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	北海道	沙流郡平取町	不明
2	一関本寺の農村景観	岩手県	一関市	1
3	遠野荒川高原牧場土淵山口集落	岩手県	遠野市	3
4	最上川の流通・往来及び左沢町場の景観	山形県	西村山郡大江町	1
5	最上川上流域における長井の町場景観	山形県	長井市	1
6	利根川・渡良瀬川合流域の水場景観	群馬県	邑楽郡板倉町	3
7	葛飾柴又の文化的景観	東京都	葛飾区	1
8	佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観	新潟県	佐渡市	1
9	佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観	新潟県	佐渡市	1
10	金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県	金沢市	3
11	大沢・上大沢の間垣集落景観	石川県	輪島市	1
12	姥捨の棚田	長野県	千曲市	1
13	小菅の里及び小菅山の文化的景観	長野県	飯山市	1
14	長良川中流域における岐阜の文化的景観	岐阜県	岐阜市	1
15	近江八幡の水郷	滋賀県	近江八幡市	1
16	高島市海津・西浜・知内の水辺景観	滋賀県	高島市	1
17	高島市針江・霜降の水辺景観	滋賀県	高島市	1
18	東草野の山村景観	滋賀県	米原市	1
19	菅浦の湖岸集落景観	滋賀県	長浜市	1
20	大溝の水辺景観	滋賀県	高島市	1
21	宇治の文化的景観	京都府	宇治市	多数
22	宮津天橋立の文化的景観	京都府	宮津市	1
23	京都岡崎の文化的景観	京都府	京都市	1
24	日根荘大木の農村景観	大阪府	泉佐野市	1
25	生野鉱山及び鉱山町の文化的景観	兵庫県	朝来市	1
26	奥飛鳥の文化的景観	奈良県	高市郡明日香村	1
27	蘭島及び三田・清水の農山村景観	和歌山県	有田郡有田川町	1
28	智頭の林業景観	鳥取県	八頭郡智頭町	不明
29	奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	鳥根県	仁多郡奥出雲町	7
30	檜原の棚田及び農村景観(旧名称：檜原の棚田)	徳島県	勝浦郡上勝町	1
31	遊子水荷浦の段畑	愛媛県	宇和島市	5
32	奥内の棚田及び農山村景観	愛媛県	北宇和郡松野町	1
33	四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県	高岡郡津野町	2
34	四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田	高知県	高岡郡梶原町	1
35	四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	高知県	高岡郡中土佐町	1
36	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県	高岡郡四万十町	6
37	四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来	高知県	四万十市	1
38	久礼の港と漁師町の景観	高知県	高岡郡中土佐町	1
39	求菩提の農村景観	福岡県	豊前市	1
40	蔵野の棚田	佐賀県	唐津市	1
41	平戸島の文化的景観	長崎県	平戸市	11
42	小値賀諸島の文化的景観	長崎県	北松浦郡小値賀町	8
43	佐世保市黒島の文化的景観	長崎県	佐世保市	3
44	五島市久賀島の文化的景観	長崎県	五島市	1
45	新上五島町北魚目の文化的景観	長崎県	南松浦郡新上五島町	1
46	長崎市海外の石積集落景観	長崎県	長崎市	1
47	新上五島町崎浦の五島石集落景観	長崎県	南松浦郡新上五島町	3
48	通潤用水と白糸台地の棚田景観	熊本県	上益城郡山都町	1
49	天草市崎津・今富の文化的景観(旧名称：天草市崎津の漁村景観)	熊本県	天草市	1
50	三角浦の文化的景観	熊本県	宇城市	1
51	阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観	熊本県	阿蘇市	1
52	阿蘇の文化的景観 南小国町西部の草原及び森林景観	熊本県	阿蘇郡南小国町	2
53	阿蘇の文化的景観 涌蓋山麓の草原景観	熊本県	阿蘇郡小国町	1
54	阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観	熊本県	阿蘇郡産山村	1
55	阿蘇の文化的景観 根子岳南麓の草原景観	熊本県	阿蘇郡高森町	1
56	阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観	熊本県	阿蘇郡南阿蘇村	3
57	阿蘇の文化的景観 阿蘇外輪山西部の草原景観	熊本県	阿蘇郡西原村	1
58	小鹿田焼の里	大分県	日田市	1
59	田染荘小崎の農村景観	大分県	豊後高田市	1
60	別府の湯けむり・温泉地景観	大分県	別府市	2
61	酒谷の坂元棚田及び農山村景観	宮崎県	日南市	1

表 3 複数の選定範囲が設定されている重要文化的景観選定事例

	名称	所在地		選定範囲(箇所)
		都道府県	市町村	
21	宇治の文化的景観	京都府	宇治市	多数
41	平戸島の文化的景観	長崎県	平戸市	11
42	小値賀諸島の文化的景観	長崎県	北松浦郡小値賀町	8
29	奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	島根県	仁多郡奥出雲町	7
36	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	高知県	高岡郡四万十町	6
31	遊子水荷浦の段畑	愛媛県	宇和島市	5
3	遠野荒川高原牧場土淵山口集落	岩手県	遠野市	3
6	利根川・渡良瀬川合流域の水場景観	群馬県	邑楽郡板倉町	3
10	金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化	石川県	金沢市	3
43	佐世保市黒島の文化的景観	長崎県	佐世保市	3
47	新上五島町崎浦の五島石集落景観	長崎県	南松浦郡新上五島町	3
56	阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観	熊本県	阿蘇郡南阿蘇村	3
33	四万十川流域の文化的景観 源流域の山村	高知県	高岡郡津野町	2
52	阿蘇の文化的景観 南小国町西部の草原及び森林景観	熊本県	阿蘇郡南小国町	2
60	別府の湯けむり・温泉地景観	大分県	別府市	2

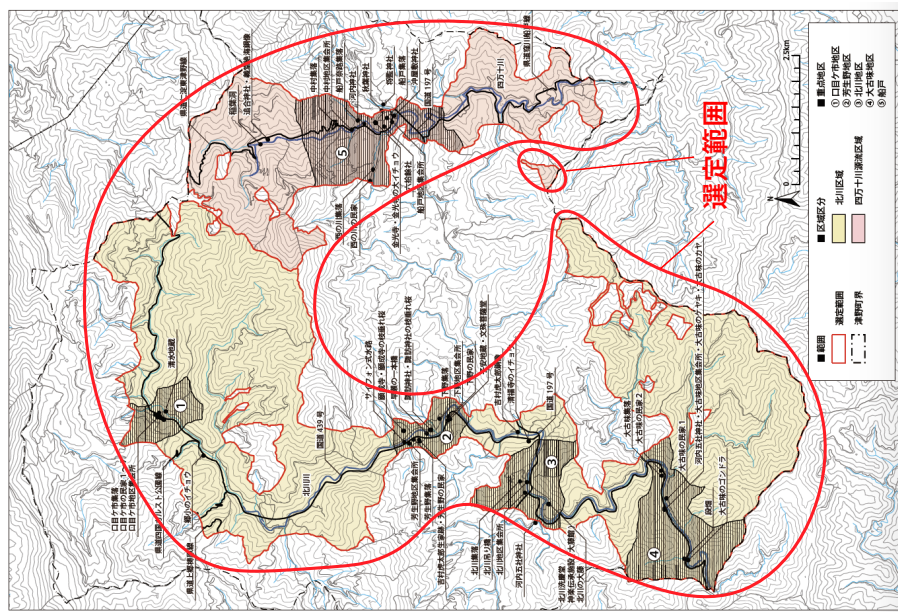
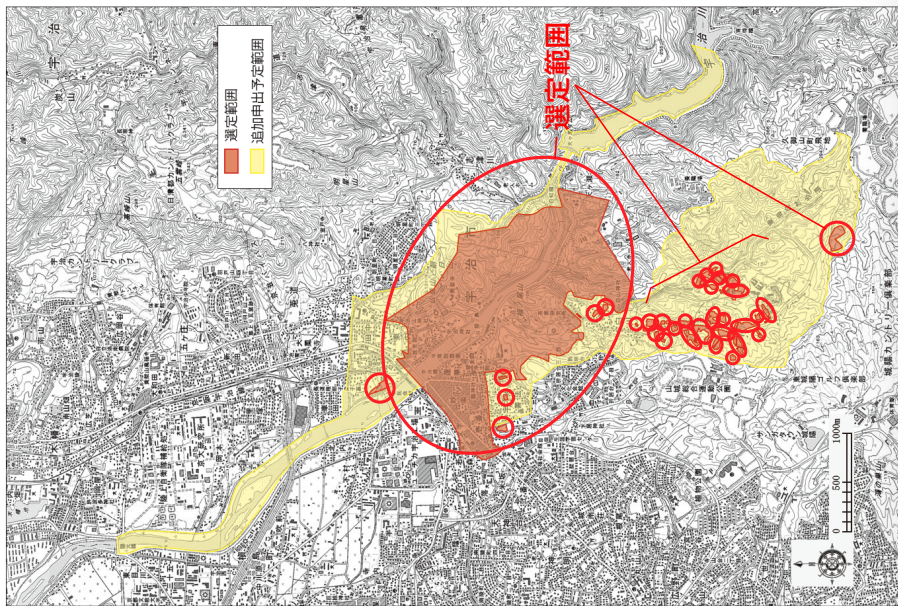


図 3 複数の選定範囲数を持つ事例の例

(左図が宇治の文化的景観¹³⁾(京都市宇治市、228.5ha)、右図が四万十川流域の文化的景観¹³⁾(高知県高岡郡津野町、6496.5ha))

(いずれも『文化的景観保存計画の概要Ⅰ』¹³⁾の図に加筆修正)

2-2-2 重要文化的景観選定事例における選定範囲と構成要素の関係

重要文化的景観選定事例における選定範囲数と面積の分析に用いた資料¹³⁾¹⁴⁾¹⁵⁾を同様に使用して、選定範囲と構成要素の関係についても資料分析を行った。構成要素については各選定事例における重要な構成要素に指定されている要素を分析の対象とした。その結果、3つの類型が抽出された。以下ではそれぞれの類型について詳述する。以下の説明の中で構成要素群という用語を使用しているが、これは同じ構成要素の組み合わせと本研究では定義した。構成要素群はそれが複数分布することによって顕在化する概念である。

①一つの選定範囲に構成要素が分布している型(I 類型)(図 4)

一つの選定範囲の中に構成要素が分布している類型。本研究ではI 類型と命名した。同じ分類の構成要素が分布することも多いが、構成要素間でユニットや群といったまとまりを形成しているわけではないことがI 類型の特徴である。この類型が選定事例の中では一般的である。「葛飾柴又の文化的景観」「三角浦の文化的景観」等がこの類型に該当する。

②複数の選定範囲に構成要素が分布している型(II 類型)(図 5)

複数の選定範囲の中に構成要素が分布している類型。本研究ではII 類型と命名した。選定範囲は複数にわたり同じ分類の構成要素が各選定範囲内に分布することも多いが、これは同じ構成要素の組み合わせからなる構成要素群を形成しているわけではないことがII 類型の特徴である。「宇治の文化的景観」「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」等がこの類型に該当する。

③一つの選定範囲に複数の構成要素群が分布している型(Ⅲ類型)(図 6)

一つの選定範囲の中に複数の構成要素群が分布している類型。本研究ではⅢ類型と命名した。この類型においては同じ構成要素の組み合わせからなる構成要素群が一つの選定範囲の中で反復しており、その反復は集落単位であることが多いことがⅢ類型の特徴である。「東草野の山村景観」「新上五島町北魚目の文化的景観」等がこの類型に該当する。

以上のように、全国の重要文化的景観選定事例の分析から選定範囲と構成要素の関係に関して3つの類型を抽出し、その特徴を示した。その結果、分類にあたっては、選定範囲が一つか複数にわたるか、構成要素が群をなしているかいないかという2つの点が重要であった。

但し、重要文化的景観の選定申出に当たって選定範囲の設定や構成要素の指定に関して明確な方法や基準は示されていないことから、選定事例によって選定範囲や構成要素の位置付けは様々である。その理由について文化庁発行の『文化的景観保護ハンドブック』¹⁶⁾では「これは、地域における生活又は生業の多様性を反映しているだけでなく、文化的景観の保護制度が、景観の捉え方・調査方法・保存計画の位置づけから保護の具体策に至るまで、取り組む主体の創意工夫を反映することが可能となっているからである」としている。そのため、選定事例における選定範囲と構成要素の関係に関してはあくまで結果論として受け止める必要があることには留意しておきたい。

2-3 広域の文化的景観

2-3-1 四万十川流域と阿蘇

文化的景観の領域や構成要素の分布の考え方について整理することを目的とする本章において、いま一つ検討する必要のあるのが「広域の文化的景観」という概念である。広域の文化的景観という概念は、奈良文化財研究所による四万十川流域の文化的景観に関わる一連の研究⁸⁹⁾で議論された概念である。そこでは四万十川流域を対象として、四万十川流域という領域を一つの文化的景観として捉え、その領域に共通してみられる特徴と領域を構成する地域毎の特徴とを分節と連関という視点から分析がなされている。重要文化的景観の申出は地方自治体単位によるものであるため、文化的景観の領域設定は各地方自治体内に限られていた。しかし、本来文化的景観の領域は地方自治体の範囲とは無関係に存在するものであり、この点で文化財保護制度としての文化的景観は課題を抱えていたと言える。四万十川流域の文化的景観(2009年2月12日選定)は、流域の自治体における各々の文化的景観をさらに上位の流域全体を文化的景観と捉える視点の元に置くことで、文化的景観をより広域に想定可能であることを示したと同時に、複数の自治体の連携による重要文化的景観の申出手法をも提示することに成功している。同様の事例としてその後選定された阿蘇の文化的景観(2017年10月13日選定)がある。四万十川流域の文化的景観は5市町村から、阿蘇の文化的景観は7市町村から構成されている。

2-3-2 広域の文化的景観における選定範囲と構成要素

このように複数の自治体が関係する広域に文化的景観の価値を設定する事例は現在のところ四万十川流域と阿蘇の2件のみである。広域の文化的景観という概念に

基づくこの2件においては、一つの自治体が定めた選定範囲が集合することで文化的景観の価値が顕在化することになる。それ故に広域の文化的景観を一つの選定事例と見做した場合、自治体毎の各選定事例の面積が合計されることとなり、広大な面積となる。

選定範囲と構成要素の関係という視点からみれば、広域の文化的景観の場合、一つの広域の文化的景観として括られる各自治体の選定事例自体が全体に対して一つの構成要素となっているとすることができる。これは広域の文化的景観の特色と言える(図7)。

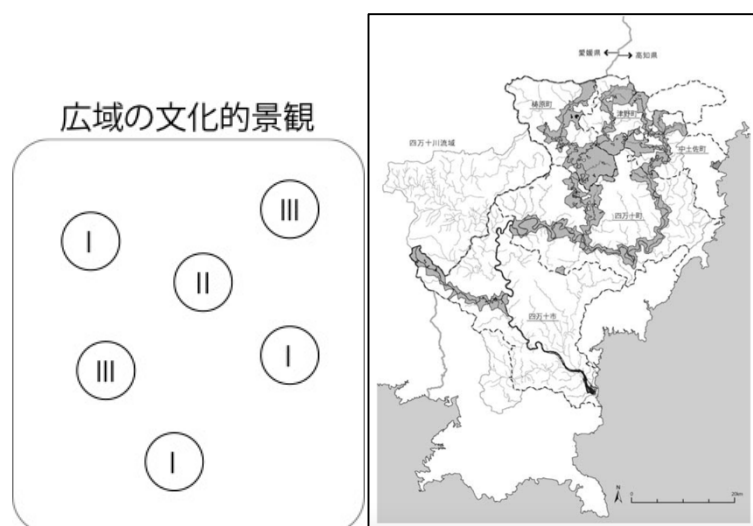


図7 広域の文化的景観における選定範囲と構成要素の関係(I~IIIは図4のI類型~III類型)
(右図は四万十川流域の文化的景観¹⁷⁾)

但し、細かくみると2件はやや趣を異にする。四万十川流域の文化的景観として括られる5つの選定事例においては、通常の事例と同様に多種の構成要素が指定されているのに対し、阿蘇の文化的景観として括られる7つの選定事例においては、指定される構成要素の種類も数も極めて少ない。熊本県阿蘇郡小国町の事例では、構成要素としては草原が1件指定されているのみである。また、構成要素として一

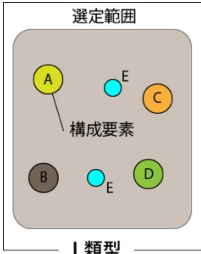
部を除いて面的な要素のみが指定されており、構成要素イコール選定範囲となっている点も特徴である。こうした特徴から考えると、四万十の事例では各自治体の選定事例の独立性は高く、阿蘇の事例は各自治体の選定事例は全体の価値への依存度が高いと言えることができる。

2-4 小結

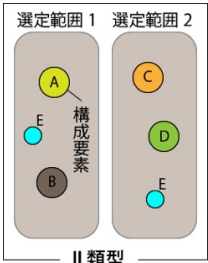
本章では、文化的景観の領域や構成要素の分布の考え方について整理した。その中で、特に重要文化的景観選定事例における選定範囲と構成要素の関係について分析した(表 4)。その結果、選定範囲数と構成要素の群の形成の有無によって、一つの選定範囲の中に構成要素が分布している類型(「葛飾柴又の文化的景観」「三角浦の文化的景観」等)、複数の選定範囲の中に構成要素が分布している類型(「宇治の文化的景観」「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」等)、一つの選定範囲の中に複数の構成要素群が分布している類型(「東草野の山村景観」「新上五島町北魚目の文化的景観」等)の3つの類型に分類することができた。さらに、四万十川流域と阿蘇の広域の文化的景観にも言及し、複数の重要文化的景観の集合によって成立するこの2件においては、各自治体の選定事例が全体を形成する構成要素の役割を果たしていることを確認した。

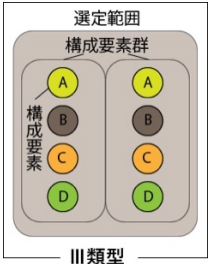
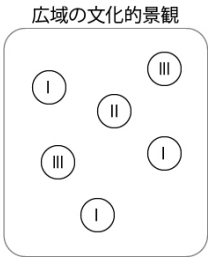
以降の章では、本章で述べた制度上の領域の議論からは離れて、対馬という特定の地域を対象とした議論へ移っていく。対馬の文化的景観を考える際、本章で議論したどの類型に対馬が当てはまるのか、あるいは新しい領域の捉え方が求められるのか、対馬の集落とコヤに関する詳細な調査研究を通して検討していきたい。

表 4 重要文化的景観選定事例における選定範囲と構成要素の分析のまとめ

類型名	特徴	該当する重要文化的景観の事例
I 類型 	一つの選定範囲 の中に構成要素 が分布している 類型	「一関本寺の農村景観」 「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」 「最上川上流域における長井の町場景観」 「葛飾柴又の文化的景観」 「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」 「大沢・上大沢の間垣集落景観」 「姥捨の棚田」 「小菅の里及び小菅山の文化的景観」 「長良川中流域における岐阜の文化的景観」 「近江八幡の水郷」 「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」 「高島市針江・霜降の水辺景観」 「菅浦の湖岸集落景観」 「大溝の水辺景観」 「宮津天橋立の文化的景観」 「京都岡崎の文化的景観」 「日根荘大木の農村景観」 「生野鉾山及び鉾山町の文化的景観」 「蘭島及び三田・清水の農山村景観」 「檜原の棚田及び農村景観」

		「奥内の棚田及び農山村景観」 「四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田」 「四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来」 「久礼の港と漁師町の景観」 「求菩提の農村景観」 「蕨野の棚田」 「五島市久賀島の文化的景観」 「通潤用水と白糸台地の棚田景観」 「三角浦の文化的景観」 「阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観」 「阿蘇の文化的景観 涌蓋山麓の草原景観」 「阿蘇の文化的景観 産山村の農村景観」 「阿蘇の文化的景観 根子岳南麓の草原景観」 「阿蘇の文化的景観 阿蘇外輪山西部の草原景観」 「小鹿田焼の里」 「田染荘小崎の農村景観」 「酒谷の坂元棚田及び農山村景観」
--	--	---

類型名	特徴	該当する重要文化的景観の事例
Ⅱ 類型 	複数の選定範囲 の中に構成要素 が分布している 類型	「遠野荒川高原牧場土淵山口集落」 「利根川・渡良瀬川合流域の水場景観」 「金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化」 「宇治の文化的景観」 「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」 「遊子水荷浦の段畑」 「四万十川流域の文化的景観 源流域の山村」 「四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と 流通・往来」 「平戸島の文化的景観」 「小値賀諸島の文化的景観」 「佐世保市黒島の文化的景観」 「新上五島町崎浦の五島石集落景観」 「阿蘇の文化的景観 南小国町西部の草原及び森 林景観」 「阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森 林景観」 「別府の湯けむり・温泉地景観」

類型名	特徴	該当する重要文化的景観の事例
Ⅲ 類型 	一つの選定範囲 の中に複数の構 成要素群が分布 している類型	「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」 「東草野の山村景観」 「奥飛鳥の文化的景観」 「四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と 流通・往来」 「新上五島町北魚目の文化的景観」 「長崎市外海の石積集落景観」 「天草市崎津・今富の文化的景観」
広域の文化的景 観 	一つの自治体が 定めた選定範囲 が集合すること で文化的景観の 価値が顕在化す る類型	「四万十川流域の文化的景観(5 市町村)」 「阿蘇の文化的景観(7 市町村)」

第3章 対馬の集落とコヤ

第3章 対馬の集落とコヤ

3-1 本章の目的

文化的景観における構成要素の広域分布という視座の有効性を明らかにしていくことをねらいとしている本研究において、その媒体となるものが対馬の集落とコヤである。詳細は後述するが、対馬のほとんどの集落においてコヤの分布が確認されることから、対馬において集落とコヤは不可分な関係であると言える。コヤは集落景観を構成する重要な要素であり、同時に集落の生業の象徴の一つとして捉えることもできる。集落もコヤも対馬の文化的景観を語る上で欠くことのできない構成要素である。

本章では文献調査に基づいて対馬の集落について主に地勢と生業の観点からその分布を整理した。集落については、その成立と地勢との密接な関わりを示し文化的景観の形成に寄与していることを明確に示すため6種類にパターン化し、集落立地の多様性を明らかにした。その後、対馬のコヤの概要と対馬全島のコヤの分布調査結果を示した。

3-2 対馬の集落

3-2-1 対馬の集落と人口

対馬の集落の成立は古く、古墳時代にはほぼ現在の集落が成立していたと推測されている¹⁸⁾。対馬全島の集落数については、大字や行政区等何を基準とするかによって異なるが、本研究においては長崎県対馬振興局監修の『つしま百科』¹¹⁾に基づ

いて125集落²とする。島内における集落の分布は図8の通りである。沿岸部を中心に全島にくまなく分布している。『つしま百科』¹¹⁾では、125集落のうち約4割が100人以下の集落で、1,000以上の人口を擁する集落は市役所のある厳原を含めたわずかな集落であることが示されている。小規模集落が沿岸部を中心に散在して立地していることが、対馬の集落分布の特徴と言える。

なお、対馬の行政区画の領域は時代によって変化しており(図9)、各集落は所属先の変更を何度か経験している。藩政期まで遡ると2郡8郷に分けられており、1956年の町村合併前までに13町村になり、町村合併により4町2村となった。その後、1976年までに全ての村で町制が施行され6町になり、2004年に新設合併により対馬市が誕生するに至っている。そうした行政区画の変遷の中で対馬の各集落は所属する町村を変えながら存続してきたということである。藩政期の行政区分から1956年の町村合併前までの期間は各集落の所属先は大きく変化した、町村合併以降は同じ町村に所属する集落同士が異なる町村に合併される事例はみられない。

² 『つしま百科』では125集落に区分されているが、本研究においては、内院については与良内院集落と豆敷内院集落に、瀬については豆敷瀬集落と佐須瀬集落に分け、上山は下原集落と檜根集落に、女護島については久須保集落に含めたため、125集落とした。

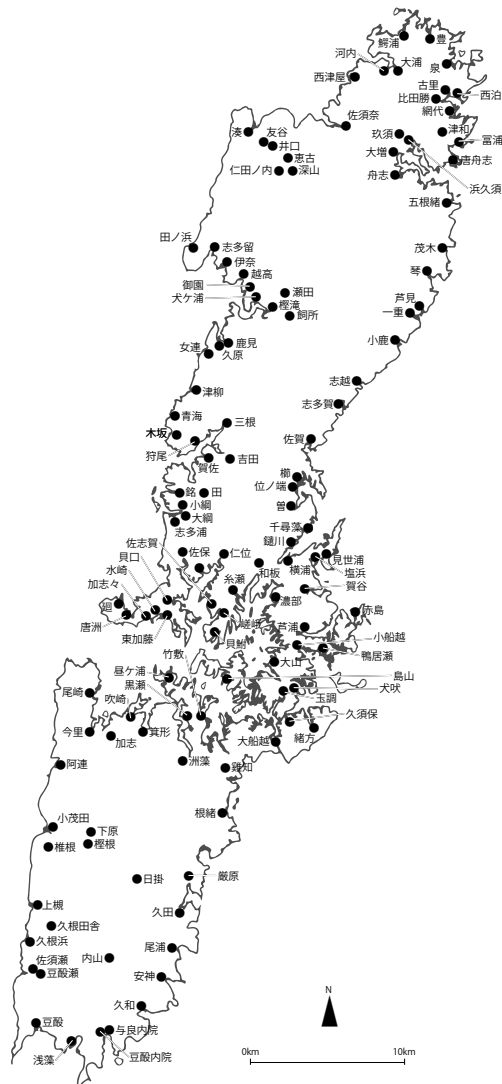


図 8 対馬における集落の分布

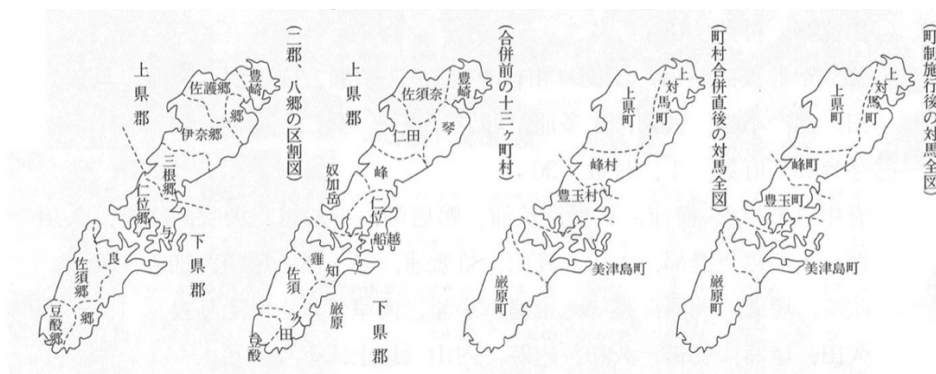


図 9 対馬における行政区画の変遷

(『つしま百科』¹¹⁾より引用)

3-2-2 地勢からみる対馬の集落

(1) 地勢と集落

対馬の集落の立地は対馬の地勢に大きく影響を受けており、そのことは沿岸部に立地する集落が多いことと、西海岸に立地する集落が多いこと、小規模集落が島内に散在する形で立地していることに表れている。

対馬の集落は沿岸部の集落と内陸部の集落に大別できる。さらに沿岸部の集落は、集落が海岸に接しているものと集落がやや内陸の山手にあるものとに分けられる。この類型に従って 125 集落の立地を分類したものが図 10 である。沿岸部の集落が 109 集落あり全体の 86%を占めており、内陸部の集落に対して沿岸部の集落の数が圧倒的に多いことが分かる。内陸部の集落が少ないのは、耕作可能な耕作地が内陸部に少ないことに起因していると考えられる。対馬を地目別面積でみると耕地は全体の 1.3%に過ぎず¹¹⁾、そのわずかな耕地も多くは河川の河口付近に開けた沖積平野に分布していることを考えると、内陸部の耕地はごくわずかな面積であることは容易に推察される。これが対馬で山間での木庭作が発達した理由であろう。

なお、峰町三根集落については現在では海岸に接して三根浜と呼ばれる地区の居住域があることから沿岸部の集落に分類したが、三根集落は三根川沿いの山手に上里、中里、下里と複数の居住域が形成されていることから、峰町誌には藩政期に海のない山村を指した「山付きの村」と記載されている¹⁹⁾。また、内陸部の集落の中で沿岸部の集落からさらに山手に位置に立地している集落がみられる。こうした事例の場合、山手にある集落の方が古い集落であるということから²⁰⁾、沿岸部の集落の本村とすることができが、今回は地勢による分類のため内陸部の集落とした。こうした例には、厳原町久根田舎集落や上対馬町玖須集落がある。

西海岸と東海岸とを比べると、西海岸に立地する集落が多い³(図 10)。これは分水嶺の東偏により大きな河川が多い西海岸に沖積平野が発達したことから、西海岸に集落が形成されやすかったことに起因すると考えることができる。

小規模集落の散在という点だが、これは先に述べた集落の沖積平野の沿岸部への集中と関係している。対馬の沿岸部の集落に共通することは、各集落の形成を可能にした沖積平野を作り上げた河川が形成する水系が独立している事例が多いという点である(図 11)。流路延長が短い上に、水系が多いため各水系の流域が狭くなる傾向があり、さらに流量が少ないため雨が降らない日が長期間にわたると完全に干上がってしまう。このことから、地勢的に沖積平野が海岸と並行方向だけでなく内陸方向にも広がりにくくなっており、一浦一集落と言えるだけでなく、一河川一集落という事例が数多くみられる。そのため、四方を海と山に囲まれた小規模集落が多数生じることとなったと考えることができる。例外的に、上島の佐護川や仁田川、下島の佐須川や瀬川といった西海岸に流出する比較的大きな河川の場合はその流域に複数の集落や居住域の形成がみられるが、表 5 からそうした事例は珍しいことが分かる。こうして形成された集落が対馬では数少ない内陸部の集落となっている。

³ 南端については浅藻集落と豆酛瀬集落の間、北端については鰐浦集落と豊集落の間を東西の境界とした。また、浅茅湾に面する集落は全て西海岸の集落とした。

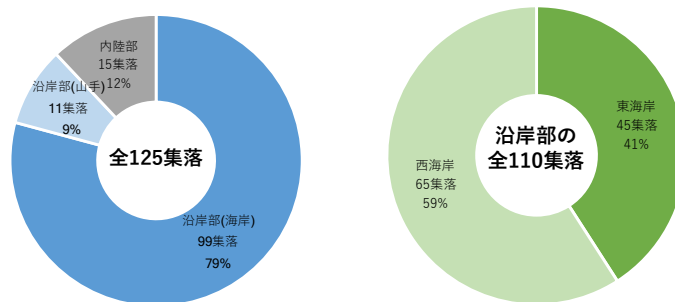


図 10 対馬における集落の立地

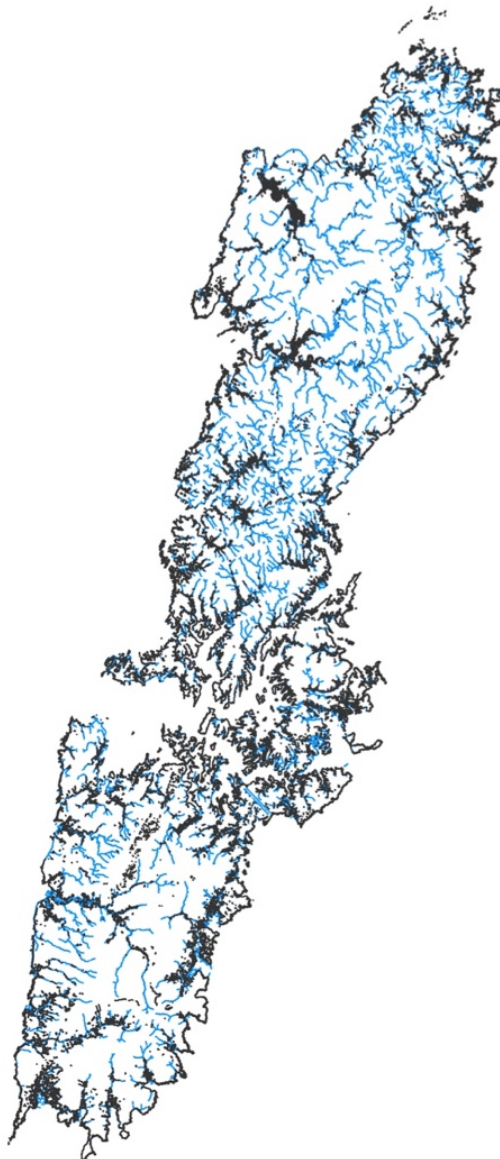


図 11 対馬の水系 (CSIS 提供の Zmap TOWN 11 より作成)

表 5 複数の集落を流域に持つ河川（支流も含む）

（各町誌のデータより引用，佐護川と仁田川のデータのみ対馬市 HP²¹⁾より引用）

河川名	流路延長(km)	集落名
佐護川	14.7	中山、仁田ノ内、深山、恵古、井口、友谷、湊
仁田川	14.2	飼所、瀬田、檜滝
佐須川	6.7	日掛、檜根、下原
瀬川	3.7	内山、豆酸瀬、佐須瀬
玖須川	3.8	玖須、浜久須
久根川	2.1	久根田舎、久根浜

(2) 対馬の集落のパターン

ここでは、地勢の観点から集落の立地と形態に着目して対馬の全 125 集落の分類を試みた(図 12)。地勢により集落の立地が 3 つに分類できたことは先に述べたが、この 3 つの分類を前提にさらに各々の分類においていくつかのパターンが確認された。それらの結果を以下に詳述する。

①【内陸集落Ⅰ】-内陸部の平野部に孤立して立地する集落(図 13)

このパターンの集落は、内陸部の平坦地に他集落と離れて孤立した立地を確認できる集落である。典型的な内陸部の集落と言えるが、沿岸部の狭小な沖積平野に集落の分布が集中している対馬においては希少な類型である。②や③のパターンに該当する集落もこのパターンの特徴を併せ持っているものがあると言えるが、他集落と孤立して立地している点から、厳原町内山集落と上県町中山集落、上対馬町津和集落の 3 集落が該当する。

②【内陸集落Ⅱ】-大型の河川に沿って連続的に立地する集落(図 14)

このパターンの集落は、大型の河川沿いの内陸部において連続的な立地が確認で

きる集落である。大型の河川が少ない対馬においては、南部の佐須川と北部の佐護川の流域にのみみられ、厳原町日掛集落、下原集落、檜根集落、上県町深山集落、仁田ノ内集落、恵古集落、井口集落、友谷集落の8集落が該当する。深山集落、仁田ノ内集落、恵古集落、井口集落、友谷集落は①のパターンに該当する内陸部の中山集落と沿岸部の湊集落と共に佐護と総称される。なお、峰町三根も三根川沿いに上里、中里、下里と集落が形成されておりこのパターンに酷似しているが、三根集落というくくりの中で本研究においては沿岸部の集落として分類している。

③【内陸集落Ⅲ】-沿岸部の集落のすぐ山手に立地する集落(図 15)

このパターンの集落は、沿岸部の集落のすぐ山手に立地し、②の類型のように河川沿いにさらに複数の内陸集落の分布が確認できない集落である。このパターンの集落は川下に沿岸集落が確認できるが故に内陸集落として分類していることから、内陸集落といえども沿岸からの距離は比較的近いことが特徴であり、厳原町久根田舎集落、上県町飼所集落、瀬田集落、上対馬町玖須集落の4集落が該当する。前に述べたように、久根田舎集落と玖須集落については川下の沿岸集落である久根浜集落と浜久須集落の本村であり、かつては川下に集落を持たなかったと考えられる。

④【沿岸(海岸)集落Ⅰ】-海岸に集落の居住域が直接接する集落(図 16)

このパターンの集落は、沿岸集落の中で集落が海岸に接しているもののうち、居住域が直接海岸に接している集落である。厳原町厳原、久田集落、尾浦集落、久和集落、与良内院集落、豆酥内院集落、浅藻集落、豆酥集落、久根浜集落、上槻集落、小茂田集落、阿連集落、美津島町根緒集落、尾崎集落、吹崎集落、箕形集落、昼ヶ浦集落、竹敷集落、黒瀬集落、雞知集落、大船越集落、緒方集落、久須保集落、島山集落、犬吠集落、大山集落、小船越集落、鴨居瀬集落、赤島集落、芦浦集

落、賀谷集落、濃部集落、豊玉町横浦集落、塩浜集落、見世浦集落、鑓川集落、千尋藻集落、曾集落、位之端集落、貝鮒集落、嵯峨集落、佐志賀集落、東加藤集落、水崎集落、加志々集落、唐洲集落、廻集落、志多浦集落、大綱集落、小綱集落、銘集落、峰町賀佐集落、三根集落、狩尾集落、木坂集落、青海集落、津柳集落、櫛集落、佐賀集落、志多賀集落、志越集落、上県町女連集落、久原集落、鹿見集落、犬ヶ浦集落、御園集落、伊奈集落、志多留集落、田ノ浜集落、湊集落、佐須奈集落、西津屋集落、上対馬町河内集落、大浦集落、豊集落、泉集落、古里集落、西泊集落、比田勝集落、網代集落、富浦集落、唐舟志集落、浜久須集落、大增集落、舟志集落、五根緒集落、茂木集落、琴集落、芦見集落、一重集落、小鹿集落の 91 集落がこのパターンに該当する。なお、対馬では数少ない入漁者によって形成された集落である浅藻集落、赤島集落、塩浜集落、見世浦集落、位ノ端集落、東加藤集落、水崎集落、加志々集落、志越集落もこのパターンに含められたが、他の集落とはやや趣を異にしている。

⑤【沿岸(海岸)集落Ⅱ】-海岸に集落の居住域が直接接しない集落(図 17)

このパターンの集落は、沿岸集落の中で集落が海岸に接しているもののうち、居住域が直接海岸に接していない集落である。集落自体は海岸に接しているため⑥のパターンのように海岸と居住域とは離れてはいないが、海岸と集落の居住域との間に耕作地や群倉、ベー等の土地利用がみられるパターンと言うことができ、厳原町安神集落、美津島町今里集落、豊玉町糸瀬集落、卯麦集落、貝口集落、上県町檜滝集落、越高集落、上対馬町鰐浦集落の 8 集落が該当する。

⑥【沿岸(山手)集落】-集落が沿岸の山手にある集落(図 18)

このパターンの集落は、沿岸集落の中で集落が山手の内陸部に立地している集落

である。⑤のパターンにも類似するが、この類型では海岸と居住域との間に広大な耕作地が広がっており、集落が山手に引っ込む形態を呈していることが特徴である。厳原町豆酛瀬集落、佐須瀬集落、椎根集落、美津島町加志集落、洲藻集落、玉調集落、豊玉町和板集落、仁位集落、佐保集落、田集落、峰町吉田集落の11集落が該当する。

以上のように立地と形態の観点から対馬の集落を6つにパターン化できた。各類型毎の集落数を示したものが図12である。最も多く見出されたパターンは④であり全体の73%に当たる91集落が該当した。沿岸集落の圧倒的多数という状況の中で、とりわけ集落の居住域が海岸と接している形態を持つ沿岸集落が現在の対馬の集落の中の代表的な形態であることが明らかである。

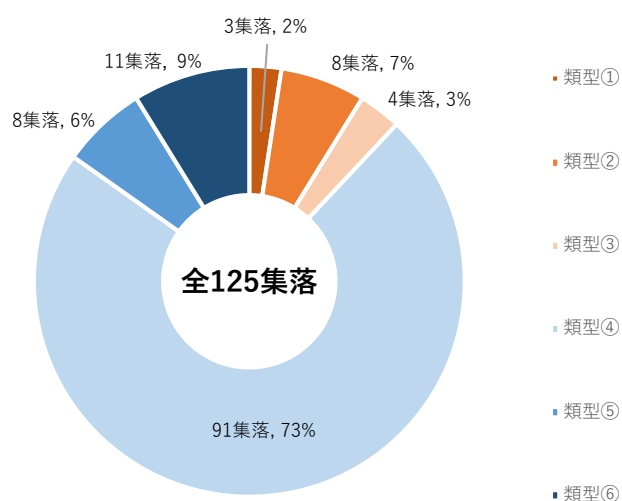


図 12 各パターン毎の集落数

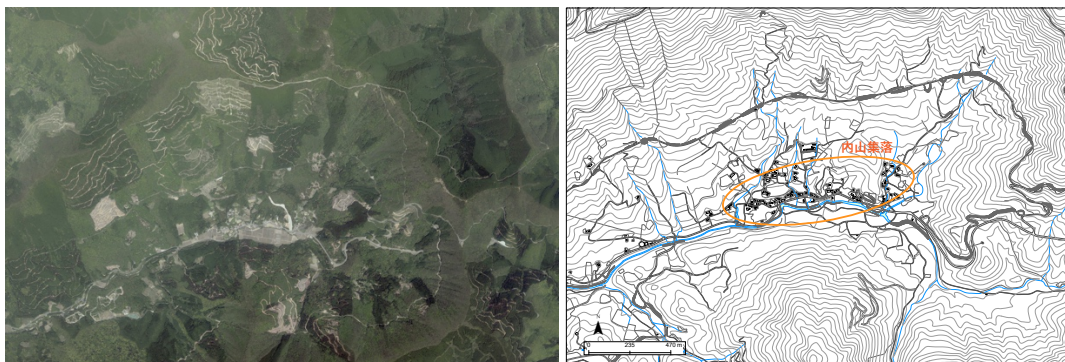


図 13 ①〔内陸集落Ⅰ〕-内陸部の平野部に孤立して立地する集落(厳原町内山集落)

(写真は国土地理院空中写真閲覧サービスからダウンロード、地図は CSIS 提供の Zmap TOWN II を使用)

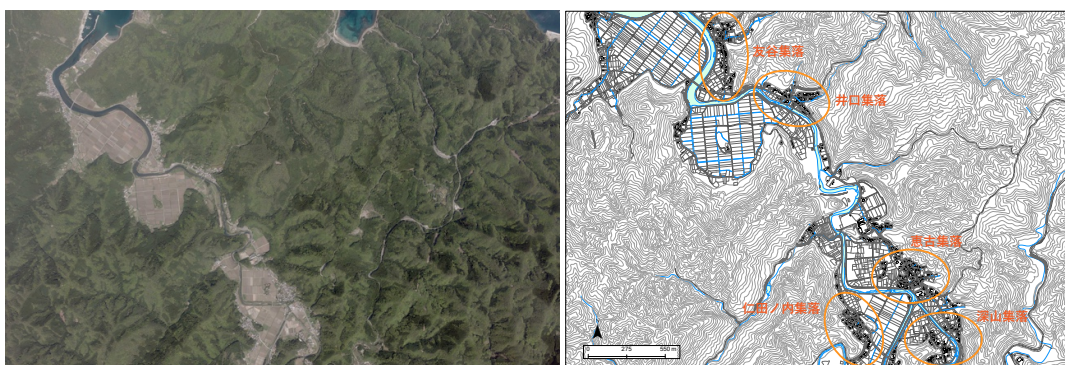


図 14 ②〔内陸集落Ⅱ〕-大型の河川に沿って連続的に立地する集落

(上県町深山集落、仁田ノ内集落、恵古集落、井口集落、友谷集落)

(写真は国土地理院空中写真閲覧サービスからダウンロード、地図は CSIS 提供の Zmap TOWN II を使用)

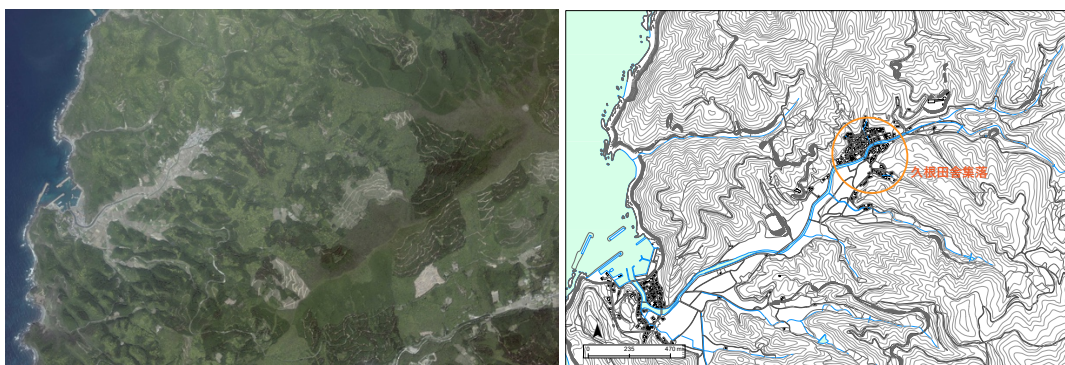


図 15 ③〔内陸集落Ⅲ〕-沿岸部の集落のすぐ山手に立地する集落(厳原町久根田舎集落)

(写真は国土地理院空中写真閲覧サービスからダウンロード、地図は CSIS 提供の Zmap TOWN II を使用)

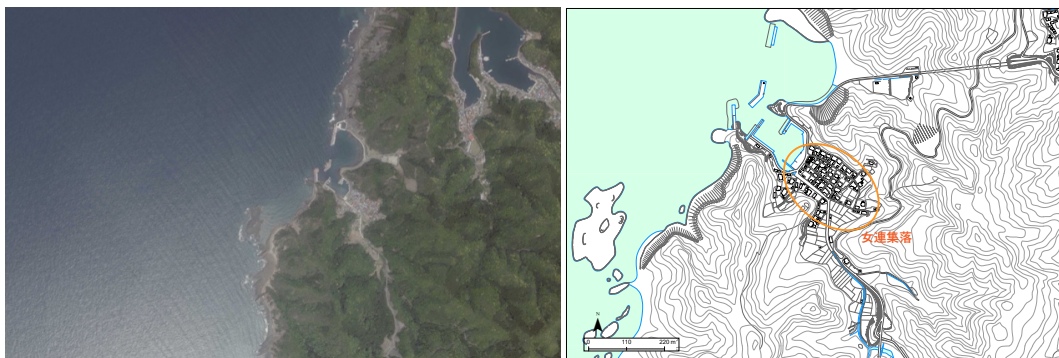


図 16 ④〔沿岸(海岸)集落Ⅰ〕-海岸に集落の居住域が直接接する集落(上県町女連集落)
(写真は国土地理院空中写真閲覧サービスからダウンロード、地図は CSIS 提供の Zmap TOWN 11 を使用)

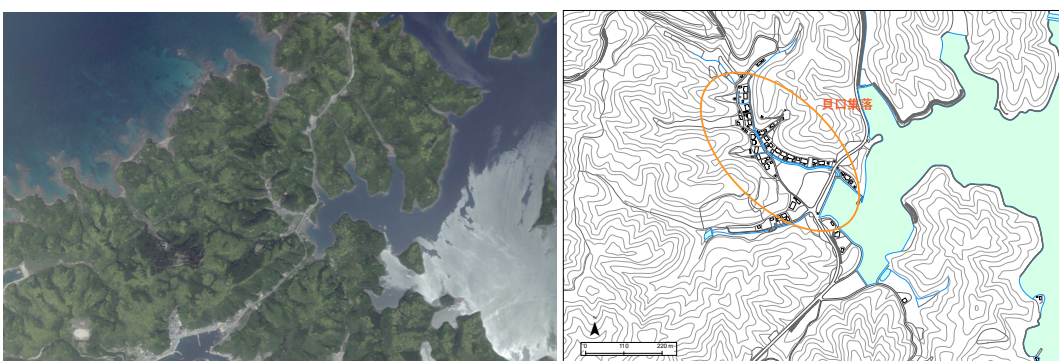


図 17 ⑤〔沿岸(海岸)集落Ⅱ〕-海岸に集落の居住域が直接接しない集落(豊玉町貝口集落)
(写真は国土地理院空中写真閲覧サービスからダウンロード、地図は CSIS 提供の Zmap TOWN 11 を使用)

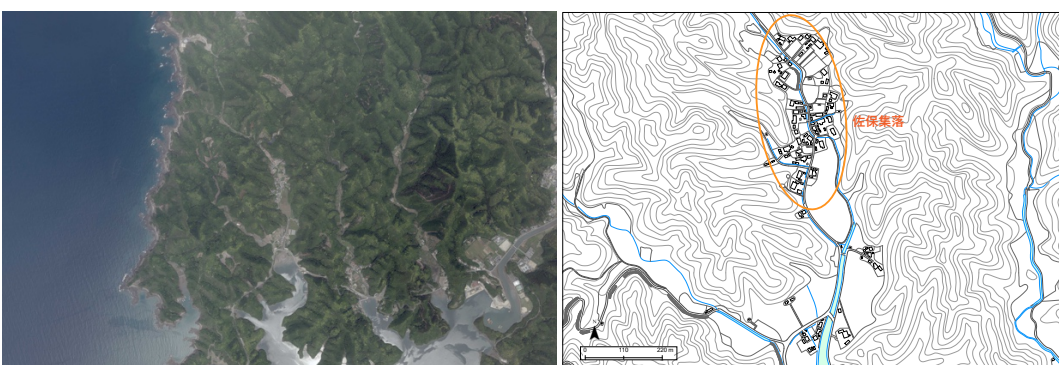


図 18 ⑥〔沿岸(山手)集落〕-集落が沿岸の山手にある集落(豊玉町佐保集落)
(写真は国土地理院空中写真閲覧サービスからダウンロード、地図は CSIS 提供の Zmap TOWN 11 を使用)

3-2-3 生業からみる対馬の集落

(1) 近世期の集落経営

対馬の集落における生業について考える際、無視できないのは近世期の生業である。鎌倉時代初期から対馬は宗家による統治下にあったが、宗家による統治は江戸時代になっても変わらなかった。対馬藩の藩政下においては、郷村に給人と呼ばれる在郷武士が置かれていた。彼らは村役人として村落支配にも携わったが、農耕にも従事し、兵農未分離の中性的性格を持っていたという²²⁾。一方、農民は寛文検地によって公領地となった耕作地を均一に地分けされ、その耕作権(百姓株)が与えられた。彼らは公役人や農中、本百姓と呼ばれた。近世期における集落の農民は、山林の共有権と耕地の地割権、地先権を持っていたが、地先権は耕地を耕している者にのみ許された²³⁾。その地先権も宮本常一曰く「どこまでも耕作本位で、地先権はもともと肥料としての藻をとるために与えられたので、漁業に従事させることを目的としてののではない」²³⁾という性格のものであった。このことは、豊富な漁業資源を誇る対馬において漁業を営んだのは主に島外からの旅漁師であったことを意味する。漁業技術が地元に着かなかった要因としては、当時島内生産だけでは賄いきれない人口を擁していた対馬において、潜商になるうる流動性の高い島外者や漁業者を排除し、少ない耕作地を最大限に活用する必要があったことが考えられる。こうした特殊な生業のありようは、宮本がいみじくも「対馬藩における地方文化の停滞は地割の施行と、農商の分離、他国者入国の制限を目的とした統制政治に大きく支配されていると思われる」²³⁾と述べているように、対馬の狭小な耕作面積や朝鮮との国際貿易、商業資本の府中(現厳原)への集中といった事情に基づいていたと言える。

かくして藩政期には対馬の農村部では徹底した農本政策がとられており、恵まれた漁場にアクセスが容易な沿岸部に集落の多くが立地していたにも関わらず、集落の生業は農業を主とした半農半漁あるいは主農従漁の形態をとった。さらにこの集落経営が身分階層の区分によって行われており、そうした文化は幕藩体制崩壊以降も形を変えて継承されたため、農本主義的な集落経営は戦後に至るまで残り、現在の対馬の集落景観の形成に大きく影響している。

(2) 本戸制度

こうした身分階層の権利関係を幕藩体制崩壊後も引き継いだものが本戸制度である。本戸制度は大きく 2 つのグループによって構成されている。一つは本戸と呼ばれるグループである。この本戸には新戸籍法のできた 1872 年の時点で旧来からその地に住んでいたものの全部が含まれ、士族、農民(百姓株を持つもの)以外にも、それまで耕作権のなかった庶子や名子等も含まれた²³⁾。士族はさらに旧来からの士族と士族株の購入によって士族となった新士族に分けられる。集落によって給人と農民のバランスは様々で、給人のいない集落や農民よりも給人の方が多い集落もある。いま一つは、寄留と呼ばれるグループである。寄留には次男以下本戸からの分家や外部からの移住者が含まれ、前者を分家寄留、後者を入寄留と呼ぶ。この本戸制度について河地はこう述べている。「この前期的な社会制度を支えてきたものは本戸群の独占する経済的特権であった。すなわち、本戸群はまず耕地を独占的に私有し、明治の地券交付以降本戸からの分家や外来の移住者に対して分譲売却を認めなかった。その上、宅地、山林を本戸群で共有し、更にその延長たる海面地先権をも本戸総有で独占してきた」²²⁾。このように、藩政期から継承されてきた権利を本戸が独占することにより、本戸制度は幕藩体制崩壊後の集落経営の基本的制度とし

て集落毎に本戸と寄留の力関係の違いを生じさせつつ存続してきたと考えられる。

現在では制度自体は瓦解していると言えるが、未だ慣行的権利に基づく本戸による土地所有の影響は残存していると考えられる。

河地²²⁾は対馬全島の本戸率を集落別に示しているが(図 19)(1964 年現在)、この図から読み取れることが 2 点ある。1 点目は、集落によって本戸率が大きく異なり、特に西海岸に本戸率の高い集落が集中し、東海岸の集落は西海岸の集落に比べて例外はあるものの概して本戸率が低いということである。本戸率の高い集落の西海岸への偏在の要因としては、耕作地面積が広い集落が西海岸に多いことと、漁業の根拠地が多く商業資本の進出がみられた集落が東海岸に多いことが関係していると推察される。しかし、そうした傾向が容易に推察可能であるのはこの図が 1964 年現在のデータであるが故ということに留意したい。2 点目は、藩政期に府中と呼ばれた厳原とごく僅かな集落(これについては後述する)を除いてほぼ全ての集落に本戸が分布すること、すなわち対馬のほぼ全ての集落で本戸制度のもとで農業中心の集落経営が藩政期から行われてきたことが示されていることである。このことは、少なくとも近世以降は対馬の集落が農村と漁村とに分かれて発展したのではなく、農業中心の生業が全島的に展開していたことを如実に物語っている。

本戸制度の成立要因としては、少ない耕作地の細分化の防止があったと考えられる。このことは、寛文検地の際に定められた竈数(百姓株数)がほとんど変化なく継承されている²⁴⁾ことにも裏付けられている。長男による単子相続を基本とし、次男や三男等の分家までをも外から住み着いた者たちと同様に寄留として扱い集落の権利関係から除外しながら、厳しい集落環境の中で自給的生活を継続してきたということになる。

(3) 漁業者の定住

絶大な権利を持っていた本戸であったが、こと漁業に関しては地先権を持っていたものの、浦漁や採藻といった零細な漁業運営を行うのみであった(現在では漁業制度改革によりこうした地先権はなくなっている)。これは藩政期より対馬の外洋における漁業は他地域からの入漁者によって営まれてきたことが影響している。近世期には入漁者は必ず厳原の間屋と契約する必要がある、さらに郷村における強固な権利関係に基づく農村経営の下に他地域の者が入り込むことは困難であったため、入漁者の定住は基本的にみられなかった。宮本常一はこう述べている。「このように幕末にいたるまでの対馬の漁業は旅漁師によって経営せられていたと言っているのだが、それは地元の浦人との接触がきわめてうすく、技術はほとんど地元におちつく事がなく、このような漁業は地元民の生産圏外で行われていたと言っている」²⁵⁾。すなわち農業を営む地元民と入漁者とはほとんど関わることはなかったわけであるが、幕藩体制の崩壊後は入漁者の定住がみられるようになる。但し、その初期においては在来の集落から離れた場所に新たに集落を形成する形での定住であった。いくつかの研究²⁶⁾²⁵⁾を総合すると、そうした集落として厳原町浅藻集落、美津島町赤島集落、豊玉町塩浜集落、見世浦集落、位ノ端集落、東加藤集落、水崎集落、加志々集落、妙見集落⁴⁾、峰町志越集落、上対馬町加瀬ヶ浦集落、名方ヶ浦集落が挙げられるが、このうち加瀬ヶ浦集落、名方ヶ浦集落は現在は移住等により消滅している。これら入漁者の集落の土地は近隣の在来の集落が所有する土地であり、生活は厳しいものであった。やがて、入漁者の在来集落への定住もみられるよ

⁴⁾ 本研究では妙見集落は唐洲集落に含めている。

うになった。入漁者は前述のように本戸制度の下においては寄留と呼ばれたが、同時にそれまで在郷商人のみられなかった各集落に商業を営む者が増えてくる。上県町佐須奈集落や上対馬町比田勝集落、琴集落、一重集落、峰町佐賀集落、美津島町雞知集落高浜等では入込商業資本家が勢力を伸ばしたという²⁵⁾。このことは、図19においてもこれらの集落における本戸率が低いことから理解できる。

3-2-3 地勢と生業から捉える対馬の集落

本章では、対馬の集落を地勢と生業という2つの観点から整理した。対馬の集落は、地勢的な制約により沿岸部に立地するものが多く、それぞれの集落は異なる水系に属する傾向が強いため他地域と隔絶された環境下にあると言える。集落は6つのパターンに分類することができたが、最も多くみられたのは海岸に集落の居住域が直接接している沿岸集落の類型であった。このことは、対馬において集落が形成されることの多い沿岸の沖積平野の面積が狭いことを如実に示していると言える。

また、生業の観点から身分階層の権利関係にも着目して対馬の集落経営について概観してきたが、藩政期の士族と農民の権利を起源とする本戸制度が戦後に至るまで対馬の集落経営に大きく影響してきたことが分かった。そして、その本戸制度が対馬全島のほぼ全ての集落において展開されたことから、対馬の集落の元来の生業は農業を主とした半農半漁あるいは主農従漁であったとすることができた。現在では本戸の漁民化、外来者の増加、商業資本の進出、島内移動の利便性向上等により純農村と言える集落はほとんどないが、ここまで概観してきたかつての特殊な集落経営によって生み出された沿岸部の農業集落という逆説的事例は、集落景観という形で現在に表象されている。

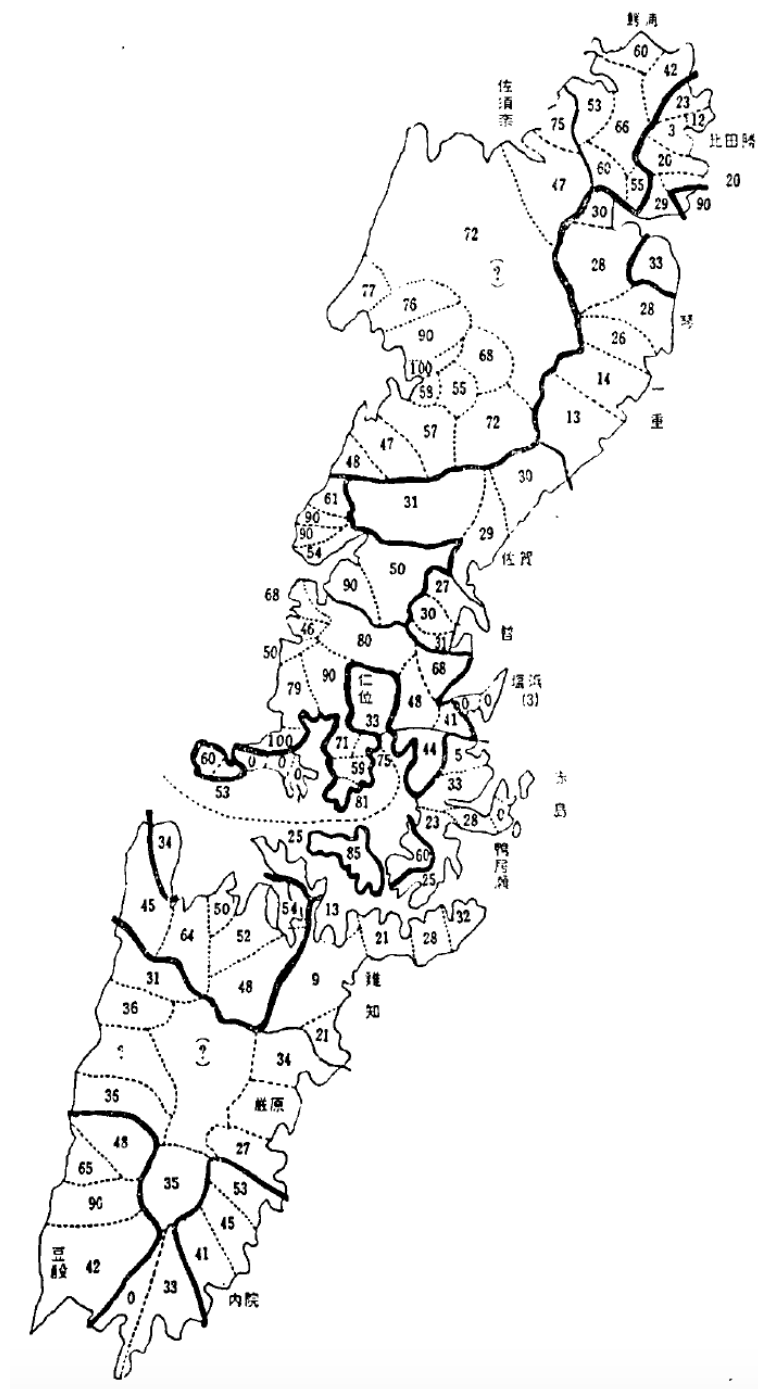


図 19 各集落の本戸率(河地²²⁾より抜粋)

※本戸率が40%を超える地域が太い黒線に囲まれている

3-3 対馬のコヤ

3-3-1 対馬の屋敷空間におけるコヤ

対馬の農業集落における個々の屋敷空間は、ホンヤ(本屋・主屋)、ウマヤ(厩・馬小屋)、コヤ(小屋・倉)(写真 1)によって構成されるのが基本である。特に道路からみてホンヤは奥にコヤは手前にという配置が一般的であったようである²⁷⁾。建て替えや空き家化に伴ってその数は減少しているが、現在でも対馬の多くの農村集落でホンヤ・ウマヤ・コヤによって構成される屋敷空間をみることができる。この三種の建築には扁平な断面を持つ平柱が共通して使用されており²⁸⁾、対馬の伝統的構法によって施工された建築物であると言える。ホンヤはいわゆる主屋で、ダイドコロと呼ばれる広間に平柱が配されているのが特徴である。ウマヤは牛馬を飼育する建物で、平屋から 2 階建てのものまである。阿比留¹⁸⁾は「ゾウヤ(雑屋)のことを「ウマヤ」というのは、その一区割に牛馬が飼育されるためである」と述べており、ベンジョ(便所)やカマトコが内部に設けられるケースも多いことから、ウマヤは多目的に用いられる建物であることが伺える。

本研究で扱うコヤは、穀物の保管や布団や食器等の家財道具の収納に用いられる建物である。このコヤの起源は既往研究によっても明らかにされておらず不明である。平柱を外構に配した高床の板倉であり、石屋根のものも一部現存していることからその外見は特徴的である。穀物を保管するコヤをヒョウモンゴヤ(俵物小屋)、家財道具を収納するコヤをウツワモンゴヤ(器物小屋)、イショウゴヤ(衣装小屋)と呼ぶ。それぞれ別個にコヤを所有する事例もあるが、一つのコヤの中を 2 室に分けて用途を使い分ける事例も多い。そのため、所有棟数も 1 棟から 2、3 棟の複数棟を所有する事例もみられる。また、コヤの軒下を壁で囲みミソゴヤ(味噌小屋)を設け

る事例もある。コヤにはその規模によって一つから複数の扉が設けられるが、1棟のコヤにつき一つの鍵で対応する。コヤの各扉には鍵の挿入口があり、そこに鍵を挿入して施錠と解錠を行うが(写真 2)、鍵の先端部で内部の施錠構造を解放する複雑な形式であるため、所有者でないと容易に扱うことができない。鍵の形状に加え、複雑な施錠構造、鍵自体の厳重な管理によってコヤの管理が行われている。穀物は収穫後そのままコヤに保管されるが、布団、家財道具については冠婚葬祭等の大人数の行事の際にホンヤへ持ち出され、行事が終わると再びホンヤからコヤへ戻される。コヤはいわばホンヤの押入れとしての機能を持っているのである(写真 3)。

対馬にはコヤ以外にも多くの付属小屋がある。釜床²⁴⁾はウマヤとコヤも含め合計13種類の付属小屋が対馬にみられるとしているが(表 6)、興味深い点は、コヤを除くホンヤと付属小屋はその立地場所が屋敷の敷地内か敷地外か明確であるのに対して、コヤのみがホンヤに隣接して敷地内に建てられる事例から、敷地外に遠くに離して集合させて建てる事例まで様々な立地形態がみられることである。コヤの立地、所有については別章で詳述する。



写真 1 対馬のコヤ(上県町田ノ浜集落)



写真 2 扉に挿入された状態の鍵(豊玉町卯麦集落)

表 6 対馬における付属小屋の種類(釜床²⁴⁾より引用)

	呼称	機能	平柱	石屋根	備考
敷地内	ホンヤ(本屋)	主屋	調理、就寝、作業、接客	○	
	カマトコ	釜屋	調理、風呂		別棟にするものは少ない(石原,1954)
	フロトコ	隠居屋	調理、就寝、作業、接客		
	ヨマ(余間)	物置・作業場	収納、作業		
	ヘーヤ	畜舎	飼育、肥場	○	※豆殻で一部石屋根で葺いた
	ウマヤ(馬屋)	便所	便所、肥場		
	ベンジョ(便所)	長屋			
	ナガヤ(長屋)	倉	収納、作業		数は少なく、外観を装う程度で石屋根でもない(石原,1954)
	ドソウ(土蔵)	倉	収納、作業	○	△
	コヤ(小屋)	堆肥小屋	肥場、作業	△	※豆殻では全て石屋根で葺いた
敷地外	モゴヤ(漏小屋)	舟小屋	収納		
	イソナヤ(磯納屋)	漁業小屋	収納、作業	△	※越高で1棟残存するが破損大
	フナヤ(舟屋)	芋釜	収納		
	ギョギョウゴヤ(漁業小屋)	イモボナ			
	ヤマナヤ(山納屋)	山納屋	収納、作業		
	トヤ				



写真 3 コヤの内部(豊玉町唐洲集落)

3-3-2 対馬全島におけるコヤ分布

対馬の農業集落全てにおいてみられる²⁹⁾とされるコヤだが、既往研究においては個々の事例を中心にコヤの分布は把握できるものの、その全島的な分布実態については詳細な言及がなされてこなかった。岡・青山¹⁰⁾は島内の 58 集落を、小林ら²⁹⁾は島内の 35 集落にコヤが分布していることを示しているが、全島における正確な分布実態を示せているとは言えない。本研究では、対馬全島におけるコヤの分布実態を把握するための現地調査を実施した。この調査は対馬の全 125 集落を訪ねコヤの有無を目視によって確認するものである。

図 20 がコヤの分布調査の結果である。コヤの分布を確認できた集落が 109 集落、確認できなかった集落が 16 集落であった。コヤが現在でも多くの集落で確認できることが分かる。かつては入込商業資本家の勢力の拡大がみられ²⁵⁾本戸率の低い集落において現在でもコヤの現存を確認できたことから、コヤの分布の広範性が示されていると同時に、かつての対馬の集落が軒並み農業を営む集落であったことが改めて分かる。

3-3-3 コヤの建築構法

コヤの建築構法に関する研究を遡ると、1954 年の九学会連合同調査の報告書において、石原²⁷⁾が対馬の民家の調査報告の中でコヤに言及している。そこでは豆殿集落や久根田舎集落、小茂田集落、井口(佐護)集落、湊(佐護)集落のコヤの実測結果が示されている他、平柱や石屋根、縦羽目板の使用が報告されている。しかし、建築構法の全体像について詳細な考察が行われたのは 2000 年代に入ってからである。

小林ら²⁹⁾は、コヤの既往研究が少ないことを指摘した上で、その建築構法について詳細な報告を行っている。その中で、コヤの基本的な建築構法が全島で共通していること、コヤの下屋の形式によって3類型に分類されることが述べられている(図 21、図 22、写真 4、写真 5、写真 6)。コヤの規模は桁行方向の拡大によって調整されるが、柱間隔に基準となる寸法はないという。さらに舟志集落と椎根集落におけるコヤの各部材の使用木材種を比較し、北部と南部での相違を明らかにしており、その要因として島の南北で樹相が異なるためとしている。この小林らの研究では、コヤの残存状況について35集落に言及されており、実測は上島で7棟、下島で5棟、基本寸法の採取も特定の集落で悉皆調査が行われていることから資料的価値が高いと言える。

対馬のコヤにはその外構に扁平な断面形状を持つ平柱²⁸⁾が用いられており、これがコヤの構法の大きな特徴であるが、小林・安藤²⁸⁾はコヤ以外にホンヤとウマヤに共通してみられるこの平柱構法の特性を各建築物別に比較検討している(図 23)。平柱の使用部分や使用木材種、寸法、仕口、構法について、3つの建築物で相違があることが詳しく示した上で、平柱の使用について、簡易な製材法による部材形状として発生し、その断面形状の特性を有効に利用することで強度的な機能性を獲得し、意匠性の付加により特化したものと整理している。特にコヤについては、カワシオオドコと呼ばれる特殊な仕口の使用による機能性の獲得と見付寸法の大きな平柱の使用による意匠性の獲得が特徴として挙げられている。この研究は、各建築物の垂直・水平構面の詳細な調査からその形成要因を明らかにしている点が特色であると言える。

以上から、コヤの建築構法の特性として、平柱とカワシオオドコという仕口の使用が挙げられると言える。付属小屋であるコヤに他の建物にはみられない独自の構法が用いられていることが分かるが、前述したコヤの鍵の事例も合わせて考えると、コヤが対馬の集落生活において非常に重要な建築物であったことが理解できる。

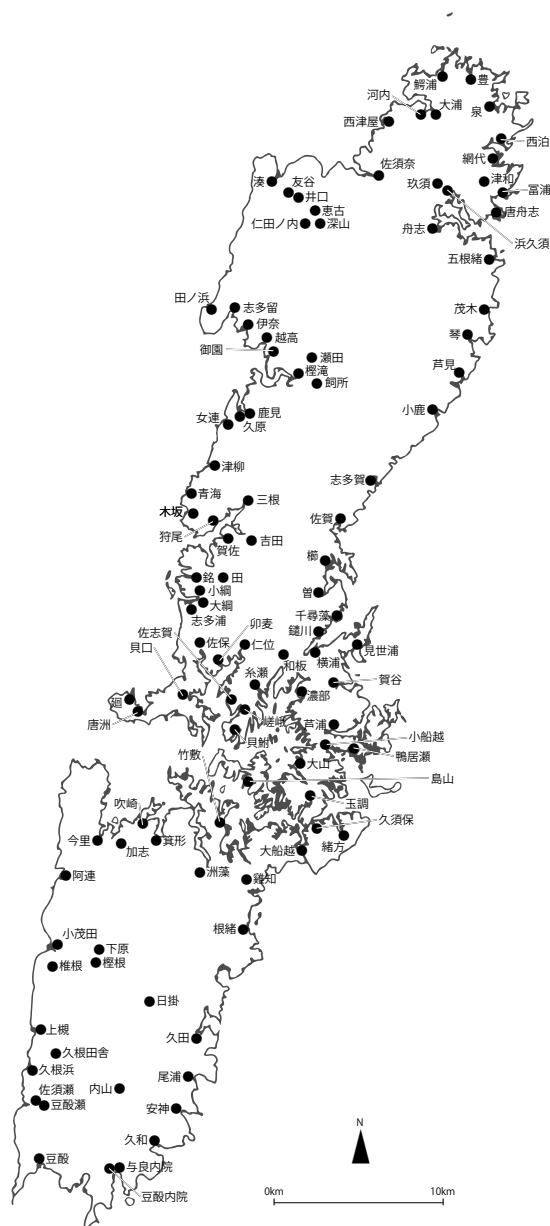


図 20 対馬全島におけるコヤが存在する集落の分布
(筆者の調査による) (2018 年 11 月現在)

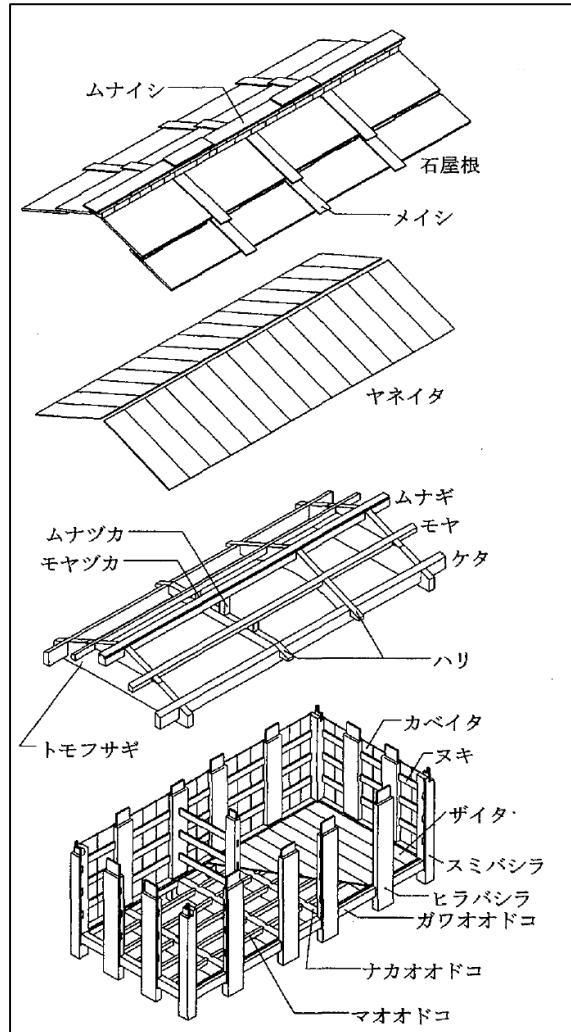


図 21 コヤの構造 (小林ら²⁹⁾より引用)

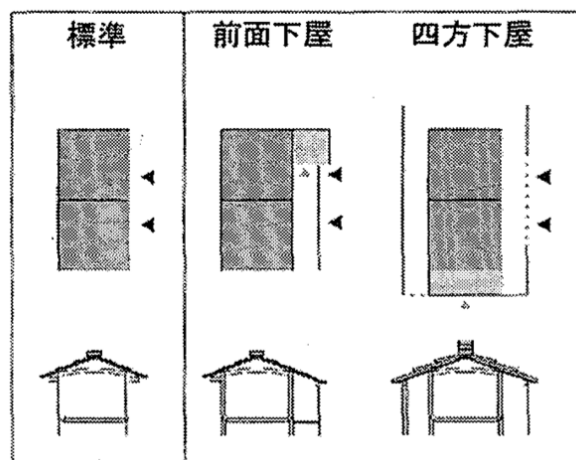


図 22 コヤの構造 (小林ら²⁹⁾より引用)



写真 4 下屋のないコヤ(上県町田ノ浜集落)



写真 5 前面下屋のコヤ(上県町志多留集落)



写真 6 四方下屋のコヤ(巖原町椎根集落)

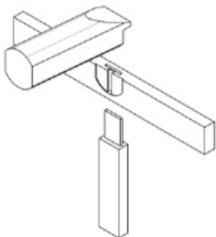
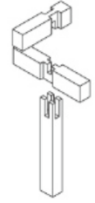
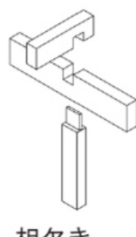
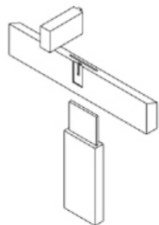
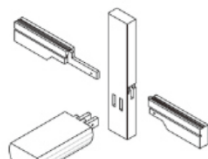
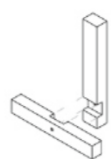
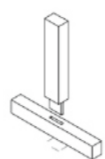
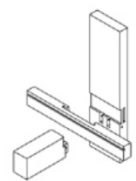
	ホンヤ	ウマヤ		コヤ
		(平屋建て)	(中二階)	
柱頭	 兜蟻＋柄差し	 ヨホゾ	 相欠き ＋柄差し	 蟻落し＋柄差し
柱脚	 竿柄＋柄差し	 ハライコミ (相欠き)	 柄差し	 カワシオオドコ ＋柄差し

図 23 各建築物の仕口(小林・安藤²⁸⁾より引用)

3-5 文化的景観の観点からみる対馬の集落とコヤ

対馬の集落とその分布について地勢と生業の観点から整理したが、地勢の観点からみると、沖積平野の発達が沿岸部に偏っていることから、内陸部に立地する集落と比較して沿岸部に立地する集落の数が多かった。また、小規模集落の散在という特徴も指摘できた。流路延長が短く流域面積が狭い独立性の高い水系が発達したことにより大規模な沖積平野が発達しにくかったことに起因する。このように対馬の集落の立地のありようは地勢によって大きく規定されていると考えることができる。生業の観点からみると、藩政期における給人と呼ばれた郷土と耕作権を持つ農民を主体とした集落経営が対馬のほぼ全ての集落で営まれ、明治以降も本戸制度という形で引き継がれてきたことが整理できた。このように近世以降の集落経営の制度が戦後に至るまで形を変えながら引き継がれたことが、対馬の集落の大きな特徴と言える。以上のような地勢と生業のありようを与条件となつて、沿岸部の農業集

落という対馬の集落の特徴が形成されたと考えることができる。この特徴は対馬という離島の集落景観を気候風土や生業を考える上で重要な視点となる。

一方、本章では対馬のコヤについても概要を整理することで、以降の章における議論の素地を示した。高床の板倉である対馬のコヤは穀物や家財道具の保管に用いられるが、地域によって使用木材種が異なる等、コヤ自体が対馬の風土と関わりを持っていた。屋敷の敷地の内と外に配置される事例がみられ、集落の屋敷地を構成する建築物の中でも特異な存在であると言える。穀物倉庫であるコヤの分布が現在でも対馬全島の集落にわたることが分かったが、このことは前述の地勢と生業との関係から明らかになった対馬の集落の基本的性格、すなわち沿岸部を中心とした農業集落の全島の分布という点と一致する。コヤは海辺に立地していても穀物倉庫であり、同じく海辺のモゴヤは採藻した藻を耕作地の肥料とするため乾燥させる機能を持つ等、農業を主体とし漁業は地先における採藻業が中心であった本戸の生業を偲ばせる建築物が現在でも対馬の集落景観を特徴付けているのである。さらに対馬のコヤには他の建築物にはみられない仕口等の特殊な構法が用いられていることから、配置と同様に対馬におけるコヤという建築物の特異な立ち位置を確認することができた。コヤは農業集落でのみ設けられた建築物であることから穀物倉庫という役割が第一次的にあり、集落の立地や防火・防風といった気候風土への対応の中で高床や平柱の使用といった細部のディテールにまで独自の構法技術が発達するに至り、そのことがコヤをより対馬の気候風土や生業との結び付きを強めたと推察される。

このように文化的景観という観点からみると、対馬の集落もコヤも対馬固有の気候風土や生業と強い関連が見出され、対馬の自然的・歴史的・社会的背景を受けて

発達した特殊な生業のありようを示すために不可欠な要素であると考えることができる。

3-6 小結

本章では文献調査に基づいて対馬の集落について主に地勢と生業の観点からその分布を整理した。集落については、その成立と地勢との密接な関わりを示すため、6種類にパターン化し、集落立地の多様性を明らかにした。その後、対馬のコヤの概要と筆者らが実施した対馬全島のコヤの分布調査結果を示した。分布調査の結果、コヤの分布を109集落において確認できた。確認できなかった集落は16集落であった。以上から、コヤが現在でも多くの集落で確認できることが分かる。

第 4 章 石屋根

第4章 石屋根

4-1 本章の目的

本章は、文化的景観の構成要素として対馬における石屋根(写真 7)の特性と分布、成立と減少の要因を明らかにすることを目的とする。石屋根の構法については研究が蓄積されており成果については次節以降で概観するが、本研究においては、現在における石屋根の分布実態を明らかにした上で、石屋根の分布と対馬の気候風土との関連を多角的に捉えることで、屋根材という観点から文化的景観の構成要素としてのコヤの価値を評価することに繋げることをねらいとしている。

4-2 既往研究

屋根材としての石屋根に関する研究としては、釜床による一連の研究がある。釜床ら³⁰⁾は、石屋根の葺く地域として対馬以外には東北の北上川沿い、栃木県宇都宮市周辺、伊豆諸島の新島、長野県諏訪地方の4地域であると報告した上で、板状の巨石を不整形なまま使用し自重だけで固定する点と、職人が介在せず集落の相互扶助により造営される点を対馬の石屋根の特異な点としている。さらに対馬の石屋根構法を3種類に分類した上で(表 7)、屋根石に使用される石材の種類、採石・運搬・施工に関わる生産組織を明らかにしているだけでなく、石材の種類や構法類型等の各項目間の関連についても分析しており、石屋根は経済的な余裕や緊密な相互扶助、近代技術の導入等に支えられていたと結論している。この研究では対馬島内の石屋根の悉皆調査が行われており、石屋根の大きさや使用されている屋根石の種類や枚数等が明らかにされており、資料的価値も高い。

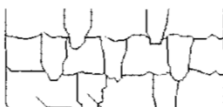
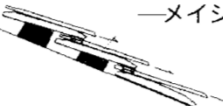
また釜床³¹⁾は、石屋根施工の詳細についても別途報告している。採石場所や運搬方法とルート、施工手順について詳しく述べている(図 24)。特に使用箇所に応じて屋根石の傾斜が考慮されていること、雨仕舞のために屋根石の重ね幅が考慮されていること等、石屋根施工に関わる細かな工夫について明らかにしている。

石屋根のコヤの分布実態については、釜床ら³⁰⁾の他にも対馬市³²⁾が悉皆調査結果を報告している。対馬市の報告書では、残存する石屋根のコヤの保存状況や保有者が記録されている。



写真 7 対馬の石屋根(厳原町櫛根集落)

表 7 3 種類の石屋根構法(釜床³⁰⁾より引用)

	ジイシとメイシの区別	メイシの交換	棟数(棟)
乱葺き	無 		3[6%]
メイシ重ね葺き	有 	不可 	12[24%]
メイシ挿し葺き		可 	35[70%]

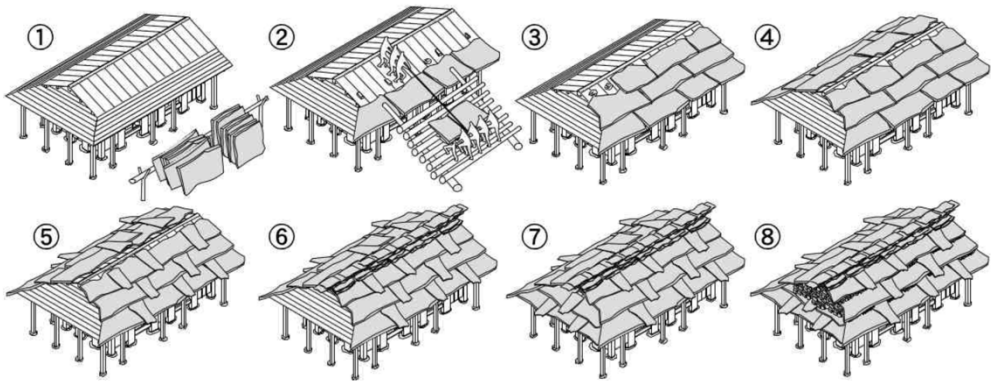


図 24 石屋根の施工手順(釜床³¹⁾より引用)

4-3 石屋根とコヤ

現在、対馬のコヤの屋根材には瓦材、石材、トタン材の3種の使用が認められる。圧倒的多数のコヤにみられる屋根材が瓦材であり、石材を使用した石屋根はごく一部に残存しているのみである。トタン材の使用は例外的である。

石屋根の起源についてはコヤ自体と同様に不明であるが、対馬において石屋根はあらゆる建築物に用いられていたわけではないことに注意したい。かつては一部地域においてウマヤやモゴヤへの使用事例が報告されているものの²⁴⁾、現在では石屋根はコヤのみに使用されている。ホンヤへの使用事例は報告されていないことと、コヤ以外の付属小屋への使用は例外的と言えることから、対馬において石屋根はコヤにのみ葺かれる特殊な屋根材であったと考えられる。換言すれば、対馬の石屋根はコヤへの使用を前提としてその構法を発達させてきたということになる。

前章でコヤの建築構法の特徴の一つとして平柱の使用があると述べたが、小林ら²⁹⁾は巨大な屋根石を用いる石屋根が多い南部地域における平柱の見付寸法が大きいことに着目し、平柱が石屋根の荷重に対応した構造部材であると明らかにしている。同様に平柱の使用が認められるホンヤやウマヤとは異なり、コヤにおいてのみその外構に平柱が配置されていることも、石屋根の荷重への対応と考えることもできる。しかし、これは石屋根の成立要因と関係することであるが、全てのコヤに平柱が使用されているからといって、元来は全てのコヤに石屋根が葺かれていたと考えるのは尚早である。屋根材が石材から瓦材に変化してきたことは事実であると考えられるが、石屋根使用の報告のない地域もあり、その場合は扮葺きから石屋根を経ずに瓦葺きに変遷したと考えられる。コヤの屋根材の変化が島内でどのような多様性をみせてきたのかについては熟考する必要があると考えられる。

4-4 石屋根の分布

4-4-1 以前の石屋根の分布調査結果

以前の石屋根の分布については、対馬市³²⁾と釜床ら³⁰⁾による報告がある。対馬市による調査は2006年に実施され、63例の石屋根が確認されている。この数字に対馬市の報告書に記載されている1978年と1989年の数字を加えて町別に比較したものが図25である。この図からは、全島的に石屋根が減少していることが読み取れるが、同時にエリア毎に石屋根の残存数が大きく異なっていることが分かる。厳原町に多くの石屋根が残存していることが明らかである一方、1978年以降については峰町と豊玉町では石屋根は確認されていない。

釜床らの調査は最終の補足調査が2007年に行われており、54例の石屋根が確認されている。この数値から対馬市と釜床らの調査の間のわずか1年で9例もの開きがあるように見えるが、これは対馬市調査では調査対象に含まれていた移築や新築

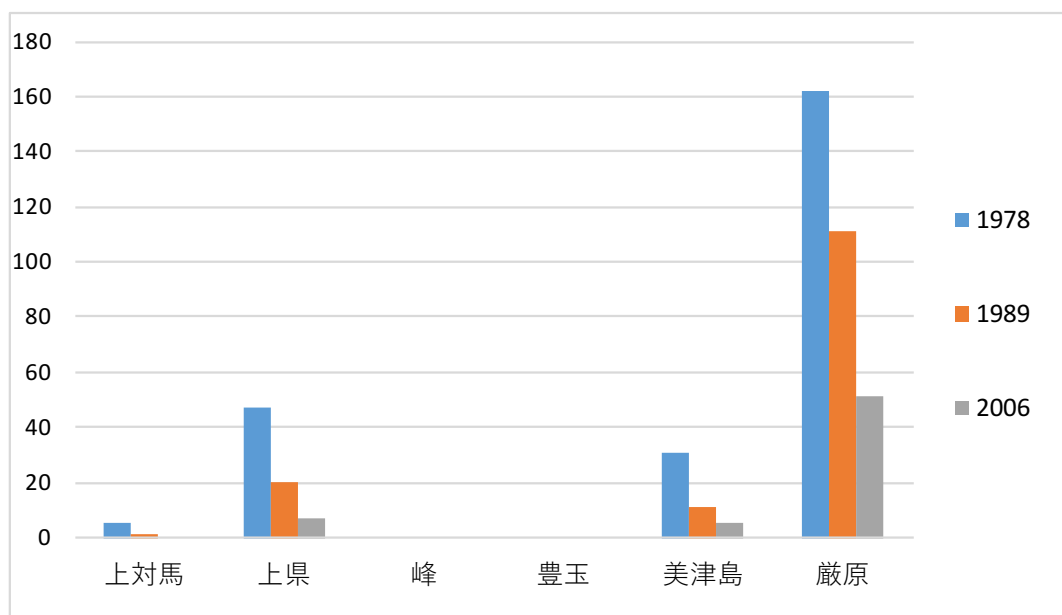


図 25 石屋根の残存数の変遷(対馬市³²⁾のデータより作成)

により休憩所や展示施設等に用いられている石屋根が釜床らの調査では調査対象から除外されていたことと、それぞれの調査で見落とされていた石屋根があったことが大きく影響しており、純粋に減少が確認されたのは 5 例である。

4-4-2 本研究における石屋根の分布調査

(1) 調査の目的と方法

石屋根の分布と残存実態を明らかにし、石屋根を有する集落の特徴について考察することを目的として石屋根の分布調査を実施した(表 8)。本調査の意義は、直近の調査から 10 年近くが経過した現在、その変化と実態を悉皆調査から詳細に把握した点にある。

調査対象地は、これまでの既往研究で石屋根が確認されている厳原町安神集落、内山集落、豆酛集落、豆酛瀬集落、佐須瀬集落、久根浜集落、久根田舎集落、上槻集落、椎根集落、下原集落、檜根集落、小茂田集落、阿連集落、美津島町今里集落、吹崎集落、雞知集落、上県町越高集落、佐護集落(本研究の集落区分では仁田ノ内集落)の 18 集落に加え、コヤ以外の建物への移築が報告されている美津島町久須保集落を加えた 19 集落とした。また、島外に移築されている石屋根があることが分かったため、移築先である福岡県福津市、熊本県玉名郡和水町、大分県由布市においても調査を実施した。

調査は、調査対象の 19 集落で石屋根の立地を目視で確認し、写真撮影を行うとともに立地を住宅地図に記入していった。なお、この分布調査と合わせて随時ヒアリング調査を実施した。本調査においては、移築や新築により休憩所や展示施設等に用いられている石屋根も全て調査対象とした。調査は 2014 年 12 月 10 日・11

日、2015年1月24日、9月20日、12月13日-15日、2016年9月10日-13日、11月13日-15日、12月11日-14日、2017年2月11日-13日の日程で実施した。

(2) 結果

調査対象である19集落での石屋根の分布調査を実施した結果、対馬全島で石屋根が16集落に46例確認された(図26)。これら残存が確認された石屋根の使用されている建物の用途や石屋根の屋根形状、石葺形態を集落の立地と合わせてまとめたものが表9である。図27～図42は各集落における石屋根の立地を示した地図と写真である。

最も多くの石屋根が確認されたのは久根田舎集落で16例、次いで椎根集落の7例であった。豆駝瀬集落、下原集落、吹崎集落の3集落で石屋根が消失していたため、今回石屋根が確認されたのは16集落であるが、そのうち11集落で現存数が2例以下であった。用途としては、コヤに使用されているものが多かったが、休憩所や販売所、展示施設の屋根として使用されているものが合計6例みられた。これらは雞知の1例を除いて全て移築・新築されたもので、そのうち雞知集落の2例(対馬グリーンパーク、対馬空港)と久須保集落の1例(万関公園)については、今里集落から移築されたものであることが分かっている³²⁾。石屋根の屋根形状をみると、切妻造と入母屋造の2種類が確認に分類された³²⁾。残存が確認された46例のうち、切妻造が12例、入母屋造が34例であった。さらに石葺形態をみると、屋根石を規則的に数段に重ねて積む形態と、不規則に重ねていく乱積の形態の2種類が分類された³²⁾。残存が確認された46例のうち石葺形態が不明な3例を除いた

43 例の石葺形態をみると、前者の形態が 41 例、後者が 2 例であった。乱積である 2 例の屋根形状はいずれも切妻造であった。

なお、島外に移築されている 3 例の石屋根(写真 8)の調査も実施したが、福岡県福津市のものは宮地嶽神社民家村自然広苑に、熊本県玉名郡和水町のものは肥後民家村に、大分県由布市のものは九州湯布院民芸村に移築されており、いずれも保存展示されていた。福岡県福津市の石屋根は椎根集落から、熊本県玉名郡和水町の石屋根は久根田舎集落から移築されているが、大分県由布市の石屋根の移築経緯は不明である。

表 8 石屋根の分布調査概要

調査種別	日程	内容	対象地
現地調査	2014年12月10日, 11日	石屋根の分布の確認	内山, 豆酸瀬, 佐須瀬, 久根浜, 久根田舎, 上槻, 椎根, 小茂田, 阿連
ヒアリング調査	2015年1月24日	石屋根の減少要因の聞き取り	久根浜
現地調査	2015年9月20日	石屋根の分布の確認	内山, 豆酸瀬, 佐須瀬, 久根浜, 久根田舎, 上槻, 椎根, 小茂田, 阿連
現地調査	2016年9月10日～13日	石屋根の分布の確認	安神, 豆酸, 内山, 豆酸瀬, 佐須瀬, 久根浜, 久根田舎, 上槻, 椎根, 小茂田, 下原, 檜根, 阿連, 今里, 吹崎, 越高, 佐護
現地調査	2016年11月13日～15日	石屋根の分布の確認	豆酸, 雞知, 久須保
現地調査 ヒアリング調査	2016年12月11日～14日	石屋根の分布の確認 石屋根に関する聞き取り	内山, 下原, 佐護
ヒアリング調査	2017年2月11日～13日	石屋根に関する聞き取り	内山, 久根田舎, 志多留, 佐護
現地調査 ヒアリング調査	2018年8月17日～21日	石屋根とコヤの分布と所有の確認・聞き取り	下原, 田ノ浜, 佐護

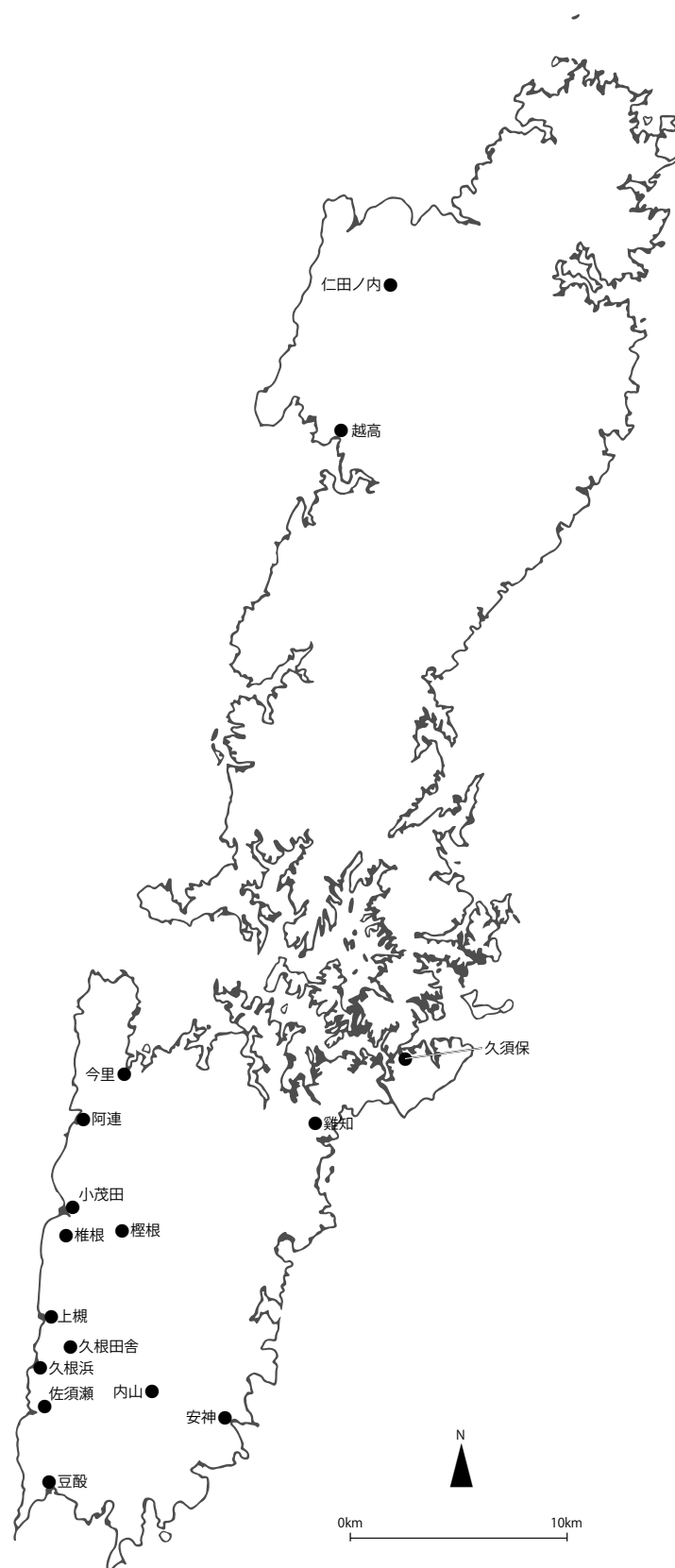


図 26 対馬における石屋根の存在する集落の分布
(筆者の調査による) (2018 年 11 月現在)

表 9 石屋根の分布調査結果一覧

(用途、屋根形状、石葺形態については対馬市³²⁾を参照)

No.	集落名		集落の立地		石屋根No.	用途	屋根形状	石葺形態			
			沿岸部/内陸部	西海岸/東海岸							
1		安神	沿岸部	東海岸	安神①	倉	切妻	3段積			
2					安神②	倉	切妻	4段積			
3					安神③	倉	切妻	3段積			
4					安神④	倉	入母屋	4段積			
5		内山	内陸部		内山①	倉	切妻	3段積			
6					内山②	休憩所	入母屋	3段積			
7					豆般	沿岸部	西海岸	豆般①	倉	入母屋	不明
8		佐須瀬	沿岸部	西海岸	佐須瀬①	倉	入母屋	不明			
9					久根浜	沿岸部	西海岸	久根浜①	倉	入母屋	4段積
10								久根浜②	倉	入母屋	3段積
11	久根浜③	倉	入母屋	3段積							
12	対馬市厳原町	久根田舎	内陸部		久根田舎①	倉	入母屋	3段積			
13					久根田舎②	倉	入母屋	3段積			
14					久根田舎③	倉	入母屋	3段積			
15					久根田舎④	倉	切妻	3段積			
16					久根田舎⑤	倉	入母屋	3段積			
17					久根田舎⑥	倉	入母屋	3段積			
18					久根田舎⑦	倉	入母屋	3段積			
19					久根田舎⑧	倉	入母屋	3段積			
20					久根田舎⑨	倉	入母屋	3段積			
21					久根田舎⑩	倉	入母屋	3段積			
22					久根田舎⑪	倉	入母屋	3段積			
23					久根田舎⑫	倉	切妻	3段積			
24					久根田舎⑬	倉	入母屋	4段積			
25					久根田舎⑭	倉	入母屋	3段積			
26					久根田舎⑮	倉	入母屋	3～4段積			
27					久根田舎⑯	倉	切妻	3段積			
28		上槻	沿岸部	西海岸	上槻①	倉	入母屋	3段積			
29					椎根	沿岸部	西海岸	椎根①	倉	入母屋	3段積
30								椎根②	倉	入母屋	4段積
31								椎根③	倉	入母屋	3段積
32								椎根④	倉	入母屋	3段積
33								椎根⑤	倉	入母屋	3段積
34								椎根⑥	倉	入母屋	3段積
35		椎根⑦	販売所	切妻				4段積			
36		檜根	内陸部		檜根①	倉	入母屋	3段積			
37					檜根②	倉	入母屋	4段積			
38			小茂田	沿岸部	西海岸	小茂田①	倉	入母屋	3段積		
39	阿達					沿岸部	西海岸	阿達①	倉	切妻	3段積
40								今里	沿岸部	西海岸	今里①
41	対馬市美津島町	雞知	沿岸部	東海岸	雞知①	展示施設	入母屋	3段積			
42					雞知②	休憩所	入母屋	5段積			
43					雞知③	展示施設	切妻	4段積			
44	対馬市上県町	久須保	沿岸部	東海岸	久須保①	休憩所	入母屋	4段積			
45		越高	沿岸部	西海岸	越高①	漁業小屋	切妻	乱積			
46		仁田ノ内(佐護)	内陸部		佐護①	倉	切妻	乱積			
47	福岡県福津市				移築	展示施設	切妻	不明			
48	熊本県玉名郡和水町				移築	展示施設	切妻	不明			
49	大分県由布市				移築	展示施設	入母屋	不明			

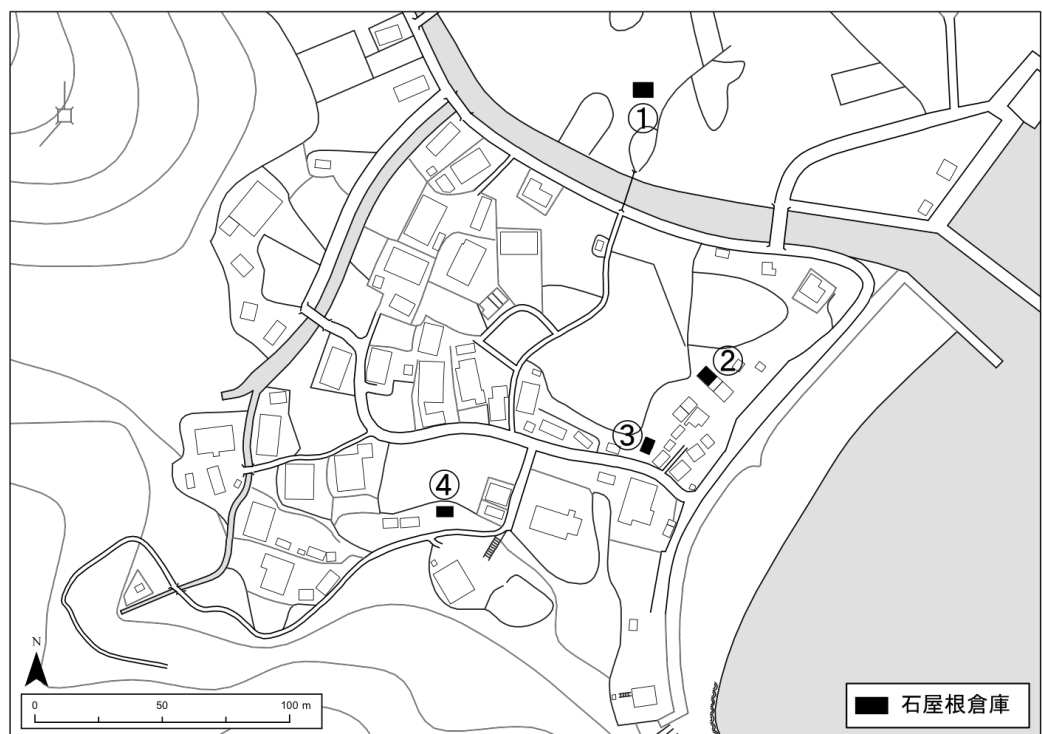
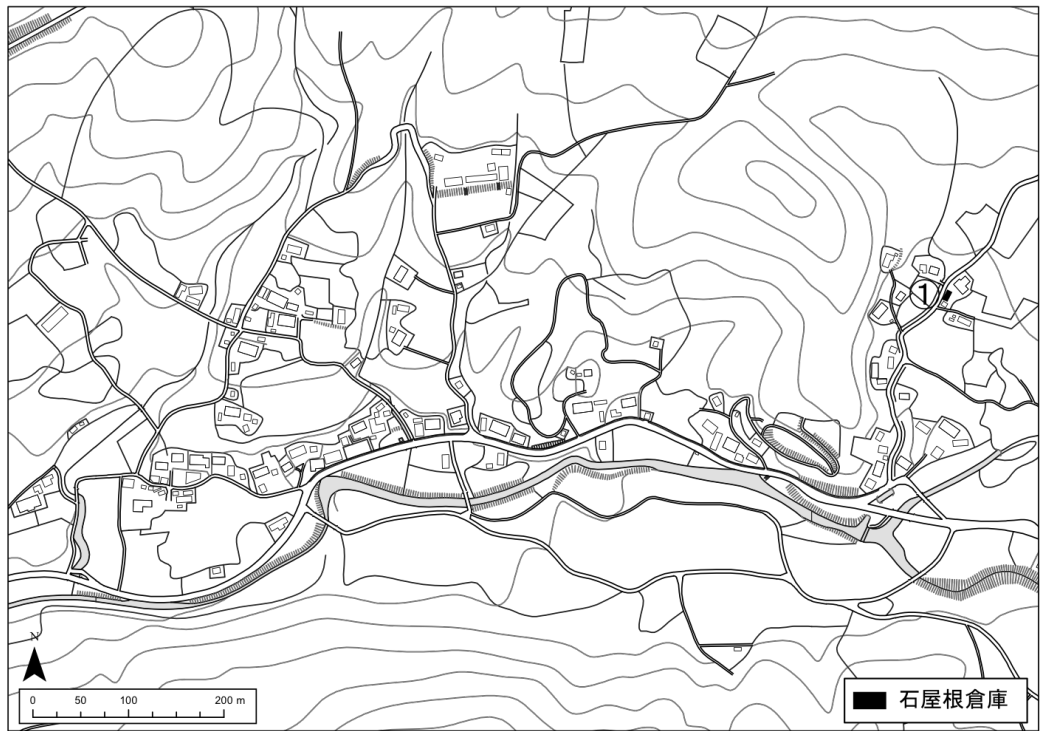


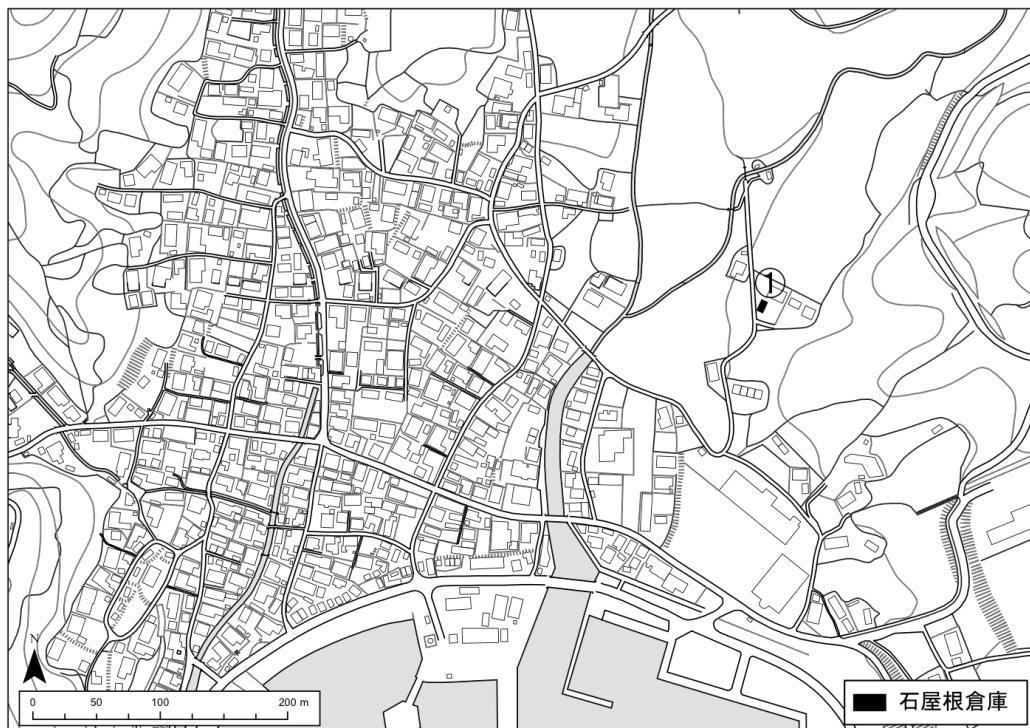
図 27 安神集落における石屋根の立地と写真



※②は地図外



図 28 内山集落(移築分含む)における石屋根の立地と写真



①



図 29 豆酩集落における石屋根の立地と写真



図 30 佐須瀬集落における石屋根の立地と写真



図 31 久根浜集落における石屋根の立地と写真

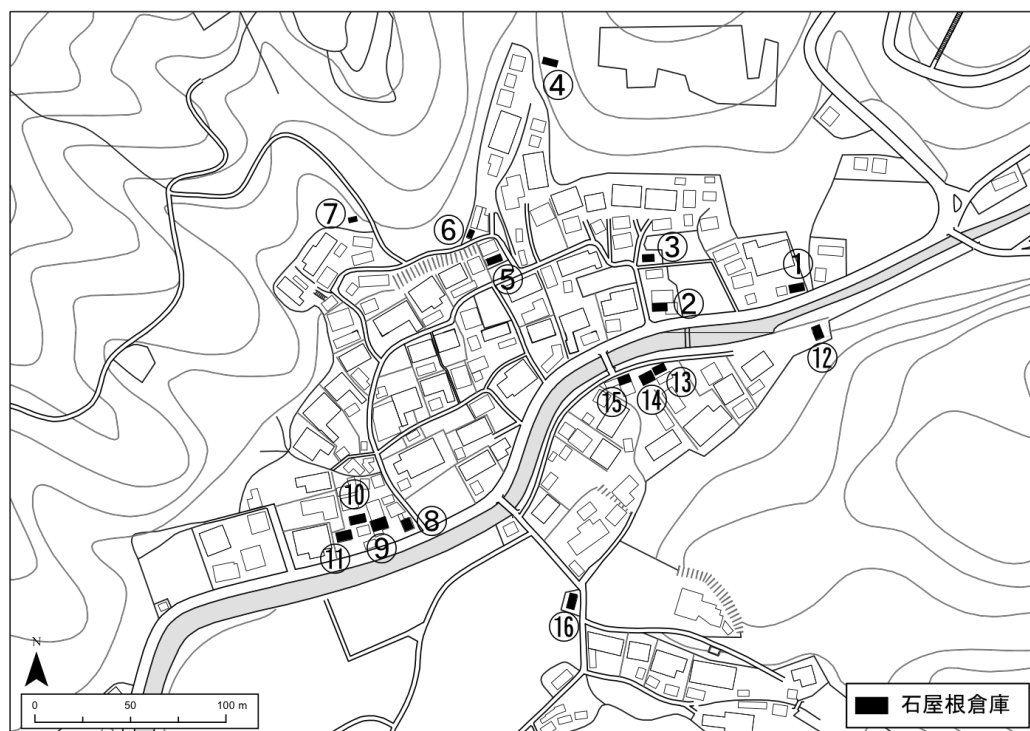
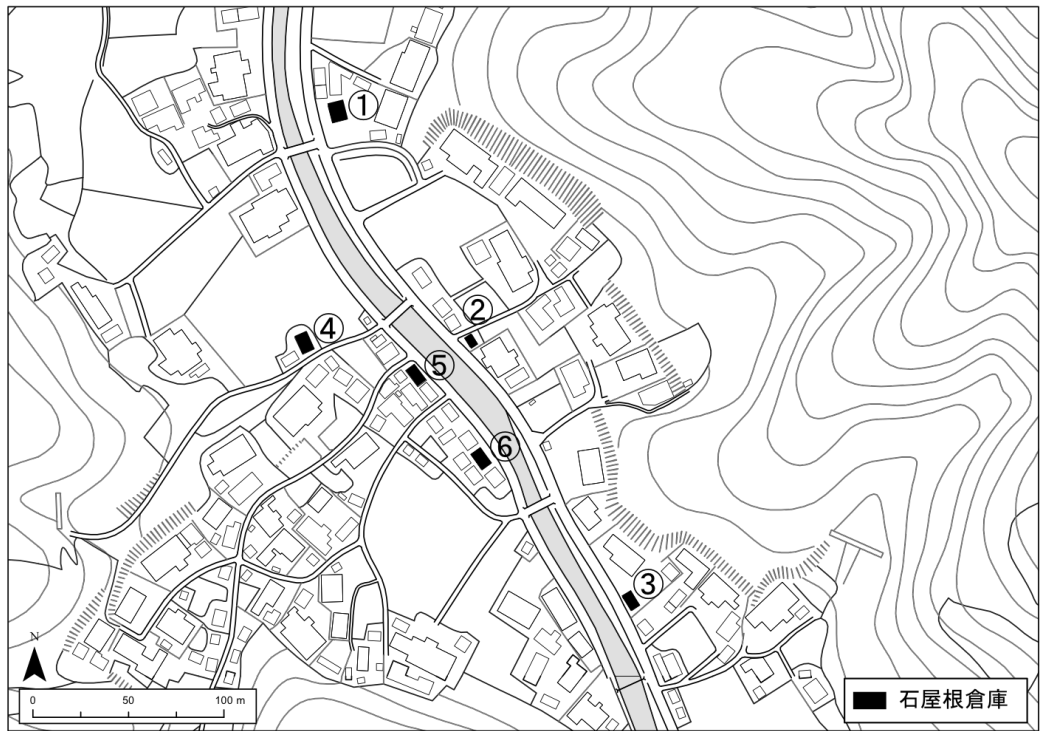


図 32 久根田舎集落における石屋根の立地と写真



図 33 上槻集落における石屋根の立地と写真



※⑦は地図外



図 34 椎根集落における石屋根の立地と写真



※②は地図外



図 35 檜根集落における石屋根の立地と写真



図 36 小茂田集落における石屋根の立地と写真

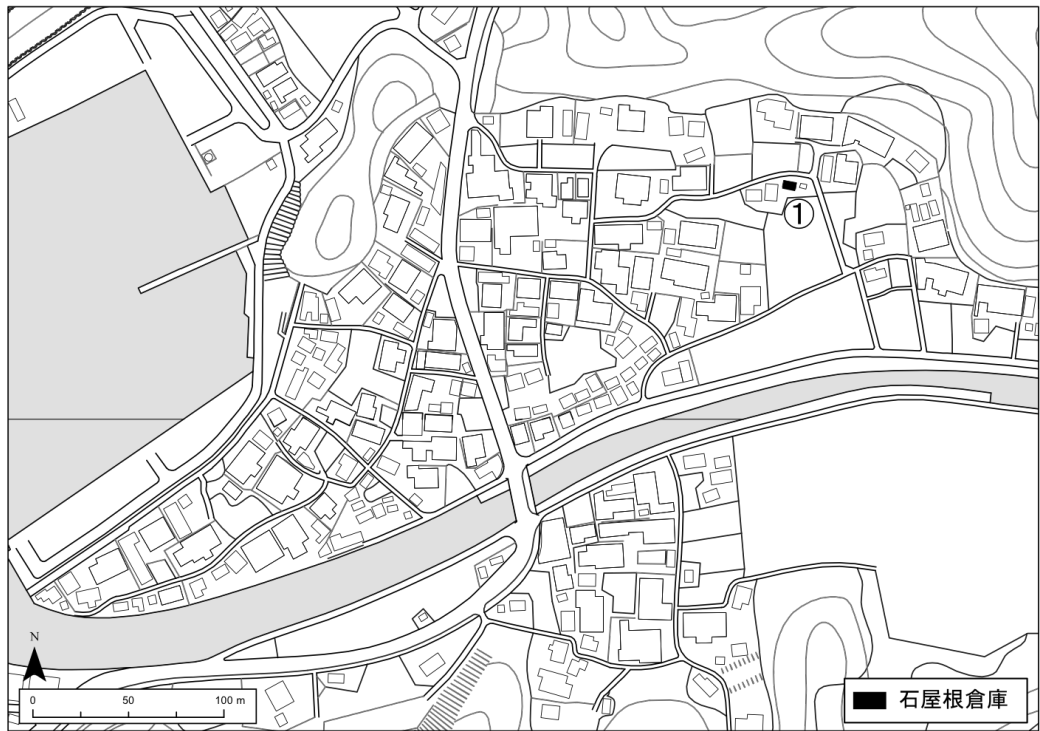


図 37 阿連集落における石屋根の立地と写真

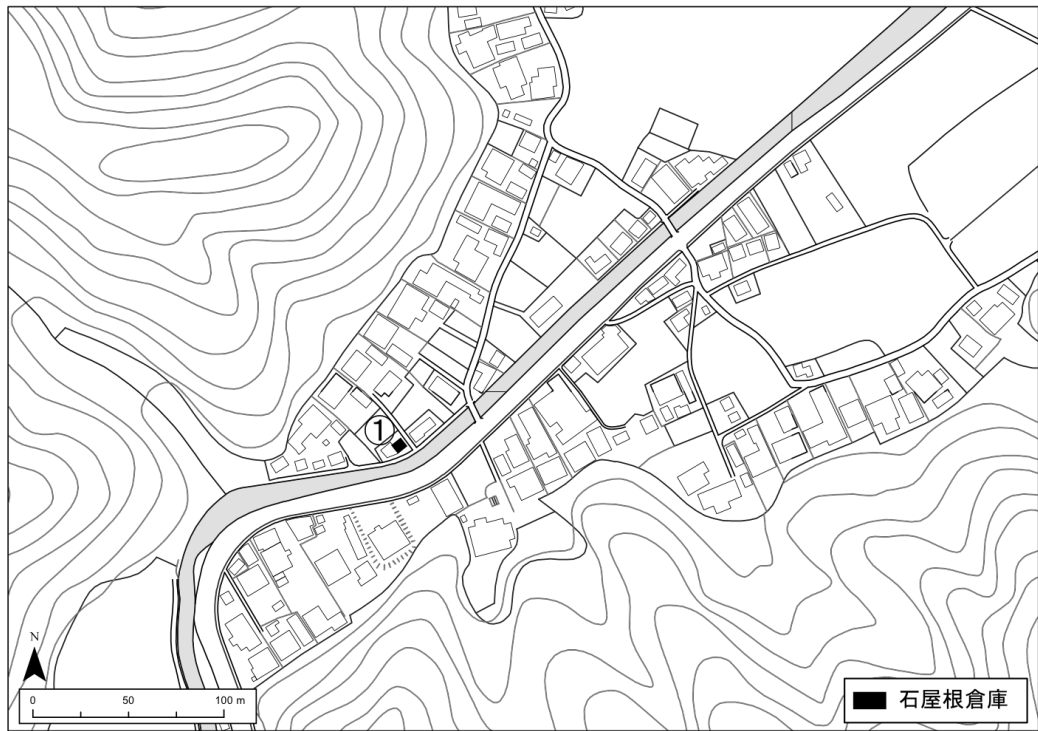
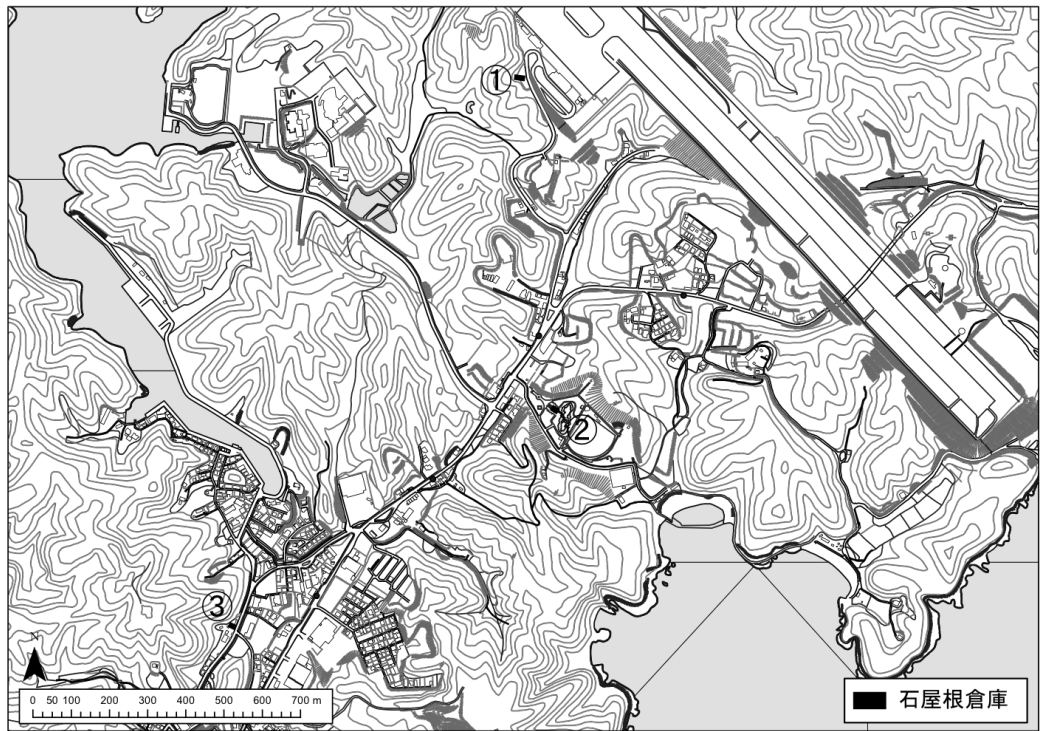


図 38 今里集落における石屋根の立地と写真



※③は私有地内のため写真なし



図 39 雞知集落(移築分含む)における石屋根の立地と写真



図 40 久須保集落(移築)における石屋根の立地と分布



図 41 越高集落における石屋根の立地と分布



図 42 仁田ノ内(佐護)集落における石屋根の立地と写真



写真 8 島外に移築された石屋根

(上から福岡県福津市、熊本県玉名郡和水町、大分県由布市)

4-5 石屋根の分布と成立に関する考察

4-5-1 石屋根の分布調査結果の考察

今回の調査結果を対馬市調査と比較したものが表 10 である。いずれの数字にも移築や新築により休憩所や展示施設等に用いられている石屋根も含めている。この数字を比較すると、安神集落、豆駝瀬集落、佐須瀬集落、久根浜集落、久根田舎集落、上槻集落、下原集落、小茂田集落、阿連集落、吹崎集落、佐護集落の 11 集落で合計 18 例の石屋根が減少または消失していることが分かる。減少や消失をした石屋根については、瓦やトタンといった他の屋根材に変化したものと、コヤ自体が撤去され更地になっているものとがあった(写真 9)。減少や消失をした石屋根の屋根形状をみると、18 例のうち 13 例が切妻造、5 例が入母屋造であった。残存している石屋根が入母屋造のものが圧倒的に多かったことを考えると、切妻造のものから減少している傾向が読み取れる。その要因としては、切妻造の場合、庇を張り出しにくいことから下屋が設けられる事例が少ない。それ故にコヤ自体が大型化しにくく小型で簡素な造りのものが多いため、崩壊しやすいことが考えられる。

一方で、最も石屋根の残存数の多かった久根田舎集落とそれに次ぐ椎根集落の場合、対馬市調査と比較しても久根田舎集落で 2 例の減少をみるのみで、椎根集落では残存数に変化がなかった。久根田舎集落については石屋根のコヤが現役で使用されている点が、椎根集落については県指定文化財や長崎県独自の制度であるまちづくり景観資産に指定されている石屋根のコヤがあることが、石屋根の保存に寄与していることが推察される。

久根浜集落では石屋根の減少要因に関するヒアリング調査を実施したが、その中で石屋根の減少要因として以下の 3 点が指摘された。1 点目は、石屋根の施工と維

表 10 2006 年と 2016 年における石屋根の残存数の比較

集落名		石屋根の現存数	
		対馬市調査(2006)	今回の調査(2016)
対馬市厳原町	安神	5	4
	内山	2	2
	豆酸	1	1
	豆酸瀬	1	0
	佐須瀬	2	1
	久根浜	6	3
	久根田舎	18	16
	上棚	2	1
	椎根	7	7
	下原	1	0
	檉根	2	2
	小茂田	2	1
	阿連	2	1
対馬市美津島町	今里		1
	吹崎	1	0
	雞知	3	3
	久須保	1	1
対馬市上県町	越高	1	1
	佐護	6	1
合計		63	46



写真 9 瓦に葺き替えられた石屋根と撤去された石屋根のコヤ

(上は厳原町久根浜集落、下は美津島町吹崎集落)

持管理の難しさである。近隣での採石や運搬、施工といった一連の生産過程には多大な人力が必要となるが、かつてのような相互扶助に基づく労働力の提供は、少子高齢化と過疎化が進行する現在の集落においては困難である、さらに、石屋根は雨漏りが発生した場合、同様の理由により大規模な補修が困難であると言える。2点目は、瓦材の流通である。瓦材は補修も容易である上に安価であることもあって、多くの石屋根が瓦屋根に変わってきた。造園業者が瓦材と引き換えに石屋根を回収する事例も多かったようである。3点目は、屋根石の入手が困難ということである。かつてのような集落の近隣での採石作業は前述の理由により困難だが、かつて大型の屋根石が採石されたことで名を馳せた美津島町島山集落においても、石工による屋根石の採石と整形作業も現在では行われなくなっている。この3点の要因のいずれもが社会変化に起因するものと言うことができる。そもそもコヤの利用自体が衰退している現在、施工と維持管理に多大な労力を必要とする石屋根を新たに施工する事例が生まれるとは考えにくい。石屋根は屋根材自体の強靱さが屋根としての機能を支えており、補修を繰り返して使用することは想定されていない。それ故に社会変化の中で石屋根の施工が困難になった時点で、その継承もまた難しくなると言うのは自然な流れだとも言える。

以上のように、石屋根の減少傾向は調査対象集落全体にみられるものの、ここ約10年間残存数が変化していない集落もあり、集落によって減少の速度にばらつきがあった。特に久根から椎根にかけての地域に数多くの石屋根のコヤが残存していた。この要因としては、災害等の外的要因の他、文化財やまちづくり景観資産としての指定の有無、コヤが現役で使用されているかといった使用頻度や住民の保全に対する意識も大きく影響していると推察される。石屋根のコヤに限らず、瓦やトタ

ンで屋根が葺かれた一般的なコヤですら使用されることが少なくなっている現在、特にコヤの使用頻度が石屋根の保存状態に大きく影響していると推察された。今後は少子高齢化や人口の流出が進み、コヤの管理者が不在であるケースも多くなっていくと考えられる。

4-5-2 石屋根の分布傾向

対馬市と釜床、今回の調査結果からは、石屋根が対馬下島の西海岸の集落に偏在していることが明らかになった。上島と下島という区分で考えると、図 25 から明らかなように少なくとも 1978 年以降は下島に残存する石屋根の数が上島に比べて多い傾向が読み取れる。特に厳原町に残存する石屋根の数は群を抜いている。一方、西海岸と東海岸の区分で考えると、今回厳原町の西海岸の集落に石屋根が偏在していたことと、上島で比較的石屋根の残存が多かったと図 25 から読み取れる上県町の町域に東海岸が含まれないことを考慮すると、石屋根は 1978 年以降は西海岸に残存する石屋根の数が東海岸に比べて多い傾向があると言える。実際、今回の調査においても下原集落、田ノ浜集落で以前石屋根があったことがヒアリングによって把握できた他、文献調査によっても上県町志多留集落と西津屋集落でも以前石屋根があったこと、また現在対馬グリーンパークと対馬空港、万関公園に移築されている石屋根が全て今里集落からの移築であることが分かった³²⁾。これらはいずれも西海岸の集落である。一方で、東海岸の集落については現在安神集落に残る他には、ヒアリングによって上対馬町舟志集落に以前石屋根があったことが分かったのみである。すなわち、下島の西海岸への偏在という傾向が以前からみられるものと推察できる。

4-5-3 石屋根の分布実態から考える成立要因の問題点

ここまでみてきた石屋根の分布の実態と傾向から、その分布要因、すなわち成立要因について考える必要がある。

岡・青山¹⁰⁾は、コヤ自体が本戸と寄留のすみわけのもとで西海岸に集中して分布し、それらが防災対策のために石屋根を持つようになったが、戦後の農業従事者の減少に伴ってコヤが減少をする中でも、農地が広く本戸の繋がりが維持された西海岸を中心に石屋根が作り続けられた結果、石屋根が西海岸に残ったとしている。釜床²⁴⁾は、対馬の石屋根の成立要因を石屋根の葺かれなかった地域・集落との比較から明らかにしている。その中で、薄く剥離する石が採れ、それを運搬する組織や手段があることを前提とした上で、石屋根の成立した地域・集落の共通点として、狭小な耕作地で農業を営む点、強風地域である点、本戸を中心とした集落である点を挙げている。岡・青山と釜床のいずれの考察も、石屋根の分布から防風・防火や本戸制度との関わりといった成立要因を考えている。これらの成立要因は一定の妥当性を持つと考えられるが、問題点もある。それは石屋根の分布実態から成立要因を想定することで、石屋根の分布する地域・集落に共通する特徴は抽出されているものの、同様の条件を満たすにもかかわらず石屋根が現在みられない地域・集落に関する考察がなされていないという点である。すなわち、分布実態から想定された成立要因だけでは石屋根の成立要因全体の中の一部に解答したとしか言えないのである。むしろ、上記のような石屋根の成立要因がみられる地域の中で、なぜ西海岸に偏在して分布あるいは残存しているのかをこそ問題とすべきであると考ええる。

4-5-4 石屋根の成立要因

1978 年以降、対馬中部の峰町と豊玉町において石屋根の残存が報告されていない³²⁾ことに注目したい。豊玉町では戦後まで石屋根のみられた集落があったと報告されているが³²⁾、筆者らのヒアリングで豊玉町横浦集落と和板集落では石屋根は昔からみられなかったことが分かった。特に和板集落では扮葺きから石屋根を経ずに瓦葺きに変化していったということであった。仮に以前は峰町や豊玉町にも石屋根が密度を持って分布していたとすれば、なぜ上県町(ここでも消滅寸前だが)や厳原町に残存したのかという点が追究されるべきだが、前述のような峰町と豊玉町の状況から考えて、対馬中部は多少の石屋根の分布はみられたとしても空白地帯とも言える地域であったことが推察される。

しかし、石材が採れることや強風地域であること(西海岸に面していること)、本戸を中心とする集落であるといった既往研究で言われていた石屋根の成立要因は峰町や豊玉町にも共通してみられる。そうすると、石屋根が成立すると考えられる要因が共通してみられる地域の中で、上県町や厳原町の西海岸に石屋根が多く分布する要因があり、それこそが石屋根の成立要因であると考えることができる。

先に紹介したように、釜床²⁴⁾は対馬の石屋根の成立要因として、石材の採石・運搬の組織や手段の存在という前提、狭小な耕作地で農業を営む点、強風地域である点、本戸を中心とした集落である点を挙げている。狭小な耕作地での農業、強風地域という点では峰町や豊玉町も例外ではなく、前章で示した図 19 をみると、峰町でも豊玉町でも西岸部の集落を中心に本戸率の高い地域が散見され、中には 100% という島内でも屈指の割合が示されている集落もあることから、峰町にも豊玉町にも本戸を中心とした集落が分布していることは明らかである。となると、釜床が石

屋根の成立要因の前提とした石材の生産条件の有無が石屋根の分布と成立の領域を規定していると推察することができる。

石材の採石・運搬・施工という各段階を考えると、運搬や施工については本戸を中心とした集落における相互扶助がかつては多くの集落で可能であったことを考慮すると、集落による差が生じてきたのは石材の採石の過程であることが考えられる。浅茅湾の島山島のような職人が発破により石材を採石し整形していた地域は例外で、基本的には集落近隣の採石場で集落住民の相互扶助によって屋根石を採石していたが³¹⁾、この採石場の有無が石屋根の分布と成立を決定していたという想定が成り立つ。屋根石に用いられる石材には砂岩を中心に泥岩(頁岩)やホルンフェルスといった種類が報告されているが、石屋根の主体となる石材は砂岩と泥岩(頁岩)でありこれはいわゆる対馬全島にわたって優勢な対州層群(図 43 の青色の地層)から採石される。採石場の有無は、露出した岩盤の有無と関係していると考えられることから、対州層群の露出の様態が地域によって異なることが採石場の有無に影響を与えているとも考えられるが、この点はさらなる追究が必要である。

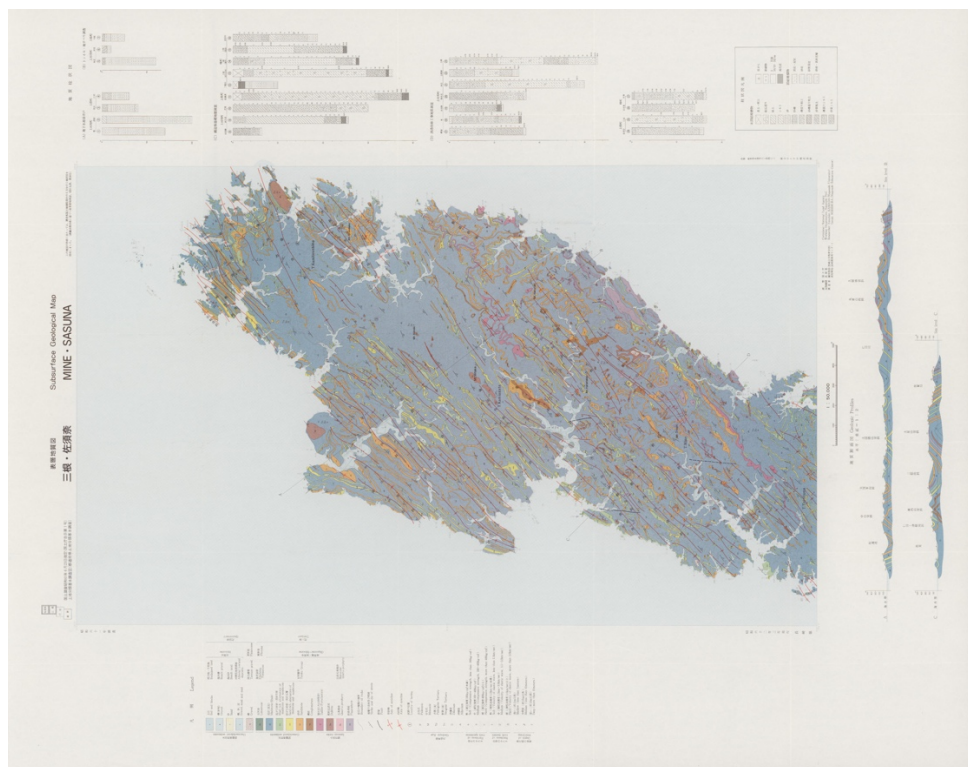
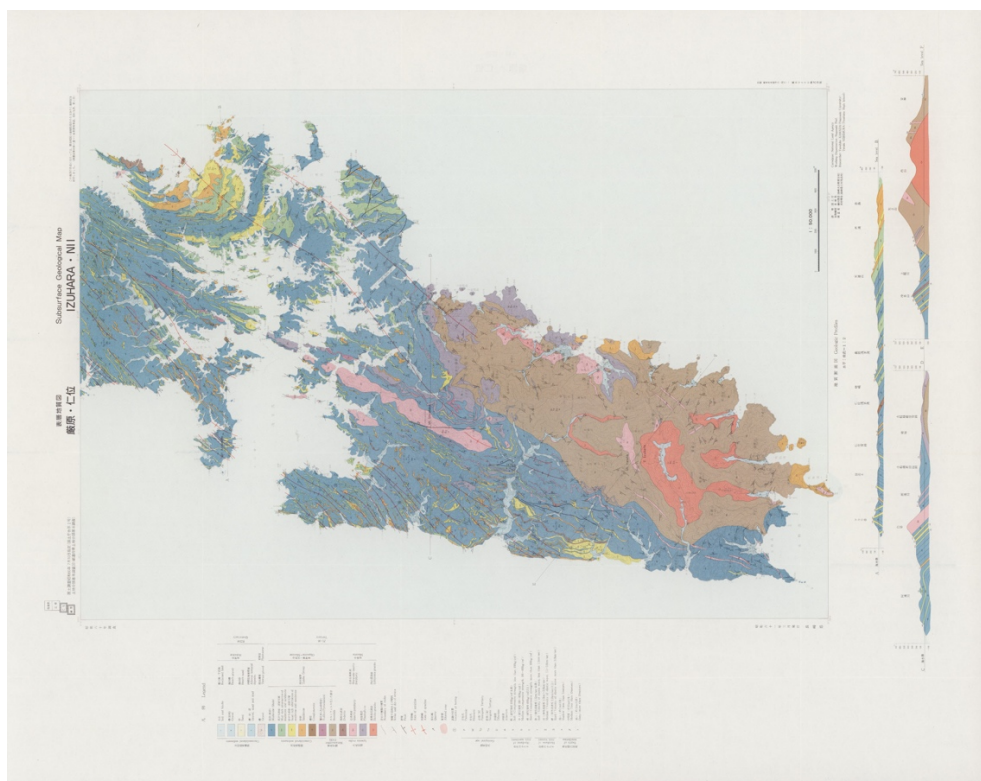


図 43 対馬の表層地質図

(『1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図)「三根・佐須奈」長崎県 (1987),「巖原・仁位」長崎県

(1986)』)

4-6 文化的景観の観点からみる石屋根

石屋根はコヤの一要素に過ぎないが、その石屋根だけみても様々な部分で対馬の気候風土や生業との関連を見出すことができた。屋根石に使用される石材は、砂岩や泥(頁岩)を中心にしつつも、地域によって近隣の採石場で採石可能な石材を臨機応変に組み合わせて施工していた³⁰⁾こと、そして強風地域である対馬の西岸部に偏在し、集落組織による相互扶助によってその生産が支えられていたことから、石屋根が対馬の気候風土や生業と密接な関係があることを示している。また、石屋根が主にコヤにのみ使用されホンヤの屋根材としては用いられなかったことは、コヤが穀物や家財道具といった貴重品を収納する重要な機能を持つ建築物であったことを改めて示すものであると言える。

4-7 小結

本章では、石屋根の分布と残存実態を明らかにし、石屋根を有する集落の特徴について考察することを目的として実施した石屋根の分布調査結果を示した。調査対象地とした 19 集落での石屋根の分布調査を実施した結果、対馬全島で石屋根が 16 集落に 46 例確認された。

第 5 章 群倉

第5章 群倉

5-1 本章の目的

群倉とは、倉を集落の居住域から離して集合させて建てる倉の立地形態の一つである(写真 10)。倉の立地形態を主屋との位置関係から捉えると様々な類型があるが、主屋から離れた場所に倉を集合させる群倉は、主屋との距離が最も近い建てぐるみと最も対極にある形態だと考えることができる。

本章は、文化的景観の構成要素として対馬における群倉の分布実態と成立の要因を明らかにすることを目的とする。群倉についてはいくつかの集落を対象とした既往研究がみられるが、いずれも事例調査に留まっている。本研究では、現在の群倉の全島における分布実態を明らかにした上で、群倉の分布と対馬の気候風土との関連を多角的に捉えることで、コヤの集落内立地という観点から文化的景観の構成要素としてのコヤの価値を評価することに繋げることをねらいとする。

5-2 既往研究

対馬を除いて群倉が見られる地域としては、野村³³⁾は南西諸島で群倉が現存又は存在したと考えられる地域としてトカラ列島の平島、奄美群島の大島本島、琉球列島の波照間島を挙げ、さらに他地域の事例として新島、信州南佐久郡、諏訪郡を挙



写真 10 対馬の群倉(厳原町椎根集落)

げている。黒坂³⁴⁾は群倉の分布域として対馬の他に下北半島、粟島、福島県檜枝岐村、長野県旧安曇村、石川県旧尾口村・岐阜県白川村、鹿児島県大和村の6地域を挙げている。葛田ら³⁵⁾は檜枝岐村の群倉について詳細に報告している。さらに小林・濱³⁶⁾は熊本県五木村でも群倉がみられることを報告している。

対馬の群倉については、黒坂³⁴⁾が群倉の見られる国内の他地域との比較から対馬の群倉の特徴として作業場となる広場を持つことが多い点を挙げている。濱ら³⁷⁾は対馬島内の14集落で概略調査を行い、確認された群倉の類型を寄り辺と配列形式という観点から整理しその多様性を明らかにしている。小林³⁸⁾は各集落の巡検の結果として島内の21集落に群倉を確認している。また群倉の成立要因については、岡・青山¹⁰⁾は防火をはじめとした防災、濱ら³⁷⁾は自然条件や生業の変化、身分、信仰といった既往研究での成果を挙げつつ主屋と耕作地の関係に着目している。安藤ら³⁹⁾は防火という要因の他に地形と耕作形態にも群倉の成立要因を探っている。また松永ら⁴⁰⁾は穢れを浄化する聖性を群倉の成立要因として示している。

上記のとおり対馬の群倉の研究は、一部の集落を対象とした概略調査が行われているものの、島内全域の群倉を網羅した調査は過去一度も行われていない。また成立要因についても諸説が乱立している状態である。

5-3 群倉の分布

5-3-1 コヤの立地形態

群倉について詳細に扱う前に、対馬におけるコヤの立地形態について触れておきたい。これまでの現地調査から対馬におけるコヤの立地形態としての以下の4つの類型が抽出された(図 44)。

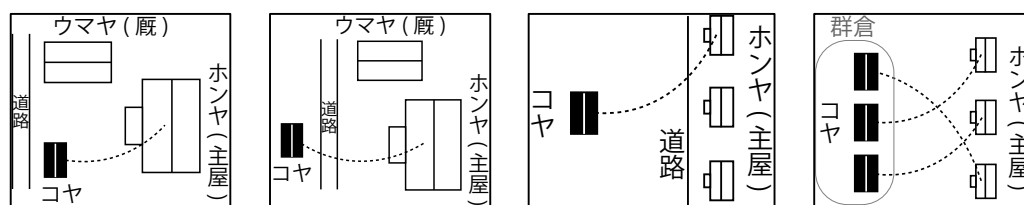


図 44 コヤの立地形態の4類型(左から類型①②③④)

①宅地内立地型

ホンヤやウマヤと隣接して宅地内にコヤが立地する類型。ホンヤからコヤへ移動する際は宅地外を通る必要がない。

②宅地の向かい立地型

ホンヤやウマヤのある宅地の道向かいにコヤが立地する類型。ホンヤからコヤへ移動する際は一度宅地外へ出る必要があるが、道の向かいなのでホンヤからは至近の距離にコヤが立地する。

③遠方立地型

ホンヤやウマヤのある宅地から離れてコヤが立地する類型。ホンヤからコヤへ移動する際は宅地外へ出て移動する必要がある。④の類型と似ているが、この類型においてはコヤが単独で遠方に立地していることが特徴である。

④群倉立地型

ホンヤやウマヤのある宅地から離れて各戸のコヤが集合して立地する類型。ホンヤからコヤへ移動する際は宅地外へ出て移動する必要がある。③の類型と似ているが、この類型においては各戸のコヤが単独ではなく集合して遠方に立地していることが特徴である。

類型①②③は各戸のコヤが単独で立地する単独立地、類型④は各戸のコヤが集合して立地する群倉立地と分類できる。このような多様な立地形態がみられる要因としては、集落の居住域の面積や土地利用といった事情が影響を与えていることが考えられるが、注目しておきたいのはどの類型においてもコヤはホンヤやウマヤとは離して建てられていることである。類型①のように宅地内にコヤが立地するケースでも、ホンヤから可能な限り離して配置されるのが一般的である。これは全島的に共通した慣習である⁴¹⁾。こうした慣習がとられるようになったのは、防火対策によるところが大きい。「小屋が主屋や雑屋とはなれて建てられるのは、主屋や雑屋は火災をおこしやすい、主屋が焼失しても小屋が残っていると、食物にも着物にもことかかない、だから小屋をはなして建てるのだ」⁴¹⁾ということである。狭小な沖積平野に孤立して集落が立地しかつては周辺の集落との行き来もままならなかった対馬において、大火が発生した際に食料や家財道具といった貴重品が全て失われては生活を存続させることが困難になる。そこで穀物や貴重な家財道具等を保管する機能をコヤに集中させ、そのコヤの立地や屋根材の工夫等により防災機能を高めてきたとすることができる。

5-3-2 群倉の定義

対馬のコヤの立地形態については、大きく単独立地と群倉立地とに分類できると述べたが、これ安藤ら³⁹⁾は群倉立地について立地の寄り辺から4類型に分類し、それらの各類型に2種のコヤの配列形式を示している(図45)。しかし、対馬のコヤ立地の実態をみると、上記の単独立地と群倉立地のどちらに該当するのか不明な事例が非常に多く確認された。特に単独立地の集合を群倉に含めるのか、または明

確に居住域から隔離することが意図されたケースのみを群倉として扱うのかが不明であった。これは群倉が定義されていないことに起因する。

対馬以外の内容のものも含め群倉に関する既往研究全体の問題点として、群倉の範疇に入るものは何棟以上からなのか、所有関係を考慮に入れるのか等、明確な定義が与えられていないことがある。むしろ、倉の集合という括りの下で自明のものとして捉えられており、定義が問題となることはなかった。しかし、今回対馬の群倉の分布を調査するにあたり対馬全島で膨大なコヤが確認された中で、その立地形態が非常に多様であったことからコヤを群として改めてどう定義するべきかという問題が生じてきたのである。

本研究においては、土地やコヤの所有関係を定義づけの条件から一旦除外し、群倉を屋敷地外に連続的に立地する3棟以上のコヤの集合と定義した。何を定義とするかによって群倉に含まれるものと含まれないものは変化するが、本研究は群倉の分布調査に基づいて群倉の分布と対馬の気候風土との関連を多角的に捉えることで、コヤの集落内立地という観点から文化的景観の構成要素としてのコヤの価値を評価することをねらいとしているため、上記の定義に従って分布実態のデータ収集に努めることとした。

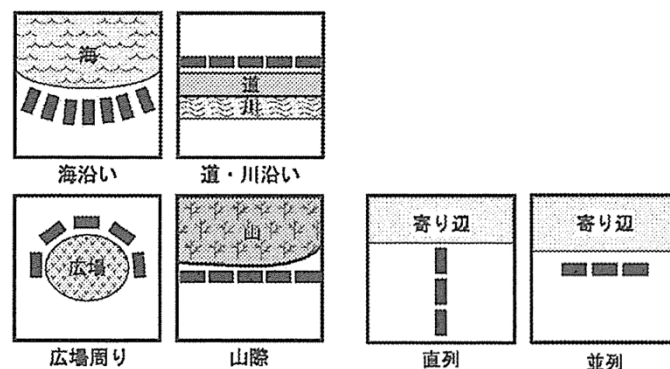


図 45 群倉の類型(安藤ら³⁹⁾より引用)

5-3-3 本研究における群倉の分布調査

(1) 調査の目的と方法

群倉の分布実態を明らかにし、群倉の形成が確認された集落の特徴について考察することを目的として群倉の分布調査を実施した(表 11)。本調査の意義は、調査対象集落を対馬全島の全集落とすることで、これまで一部にとどまっていた調査対象集落で収集された群倉の分布データを相対化し、対馬の群倉の特性を明らかにした点にある。

調査対象地は、第 3 章において提示した対馬の全 125 集落とした。調査は現地調査の対象集落を抽出することを目的とした判別調査(調査 1)と群倉の分布実態の把握を目的とした現地調査(調査 2)を実施した。調査 1 では、対馬全島の 125 集落を対象に空中写真の判読を行い、屋敷地外の付属小屋の集合形態を確認し群倉が分布する集落を抽出した。次に調査 2 では、調査 1 によって抽出された群倉を有する集落に対して現地調査を行い、屋敷地外かつ 3 棟以上のコヤの集合を群倉という本研究における群倉の定義に基づき群倉の有無を調査した。群倉が確認された場合は群倉の立地と群倉内部のコヤの配置、入口の位置を調査用紙の地図に記録した。現地調査は 2017 年 12 月 4 日から 6 日と 12 月 16 日から 19 日にかけて実施した。

その後、現地調査結果をもとに群倉が接している寄り辺の要素に関する分析項目を設けて対馬全島の群倉の立地の分析を行った。具体的には寄り辺となる要素として既往研究³⁹⁾を参考にしてヤマ、ウミ、カワ、ミチ(歩道や獣道を除く)、広場、耕作地の 6 要素(図 46)を設定して分析を行った。一つの集落に複数の群倉が確認された場合はそれぞれの群倉の寄り辺について分析した他、同一の群倉に見えるものも異なる寄り辺が確認された場合は別の群倉として扱った。

表 11 群倉の分布調査概要

調査種別	日程	内容	対象地
現地調査	2015年12月13日～15日	群倉の分布の確認	内山, 豆酸瀬, 佐須瀬, 久根浜, 久根田舎, 上槻, 椎根, 小茂田, 阿連
現地調査	2017年11月15日	群倉の分布の確認	尾浦, 安神, 豆酸内院, 豆酸
現地調査	2017年12月4日～6日	群倉の分布の確認	安神, 豆酸内院, 豆酸, 豆酸瀬, 佐須瀬, 久根浜, 久根田舎, 上槻, 椎根, 小茂田, 下原, 檜根, 阿連, 今里, 加志, 吹崎, 横浦, 和板, 卯麦, 志多浦, 田, 青海, 津柳
現地調査	2017年12月16日～20日	群倉の分布の確認	阿連, 木坂, 志多賀, 女連, 久原, 鹿見, 瀬田, 御園, 越高, 伊奈, 志多留, 田ノ浜, 佐護, 西津屋, 河内, 大浦, 鰐浦, 豊, 西泊, 富浦, 唐舟志, 舟志, 大増, 芦見

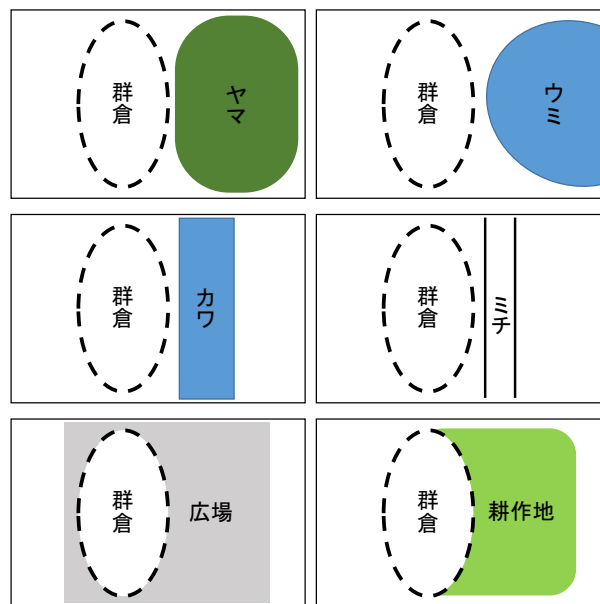


図 46 寄り辺となる 6 要素 (安藤ら³⁹⁾の分類を参考にした)

(左上が山、右上が海、左中が川、右中が道、左下が広場、右下が耕作地)

(2) 結果

・ 判別調査結果

判別調査の結果、対象集落である 125 集落のうち 52 集落が現地調査対象集落として抽出された(表 12)。

・ 現地調査結果

判別調査により抽出された 52 集落で現地調査を行った結果、40 集落で 63 群の群倉が確認された(表 13、写真 11、図 47～図 88)。町別に見ると、上対馬町が 8 集落 16 群、上県町が 12 集落 20 群、峰町が 3 集落 5 群、豊玉町が 2 集落 3 群、美津島町が 2 集落 2 群、厳原町が 13 集落 17 群であった。

地域別に見ると、内陸の 6 集落 7 群に対して沿岸が 34 集落 56 群、上島の 25 集落 44 群に対して下島が 15 集落 19 群、東部の 10 集落 19 群に対して西部が 30 集落 44 群という内訳となった。また一つの群倉を形成するコヤの概数を見ると、最多のものは上対馬町鰐浦集落の 136 棟で、次いで上県町志多留集落と上県町湊集落の 26 棟であった。

・ 分析結果

確認された 40 集落の 63 群の群倉について、群倉が接している寄り辺の要素に基づき立地を分析した結果を表 13 に示した。群倉の寄り辺として最も多く抽出された要素はミチであり 56 群(全体の 38%)に見出された。次いで耕作地が 31 群(21%)、カワが 24 群(17%)、ヤマが 21 群(15%)、ウミが 12 群(8%)、広場が 2 群(1%)であった。また 63 群の群倉のうち 57 群で寄り辺となる要素が複数認められた。以下で寄り辺の要素別に分析結果について詳述する。

1) ヤマ

ヤマを寄り辺とする群倉は 16 集落に 21 群確認された。そのうちヤマのみを寄り辺とする群倉は 1 群のみで、他の 20 群は他の寄り辺要素を併せ持っていた。ヤマを寄り辺とする群倉はさらに山腹の斜面地に立地する山腹型と山裾の平坦地に立地する山裾型の 2 類型(図 89)に分類でき、山腹型が 3 集落 3 群(図 90)、山裾型が 15 集落 18 群(図 91)確認された。

2) ウミ

ウミを寄り辺とする群倉は 10 集落に 12 群(図 92)確認された。そのうちウミのみを寄り辺とする群倉はなく、全てが他の寄り辺要素を併せ持っていた。

3) カワ

カワを寄り辺とする群倉は 21 集落に 24 群確認された。そのうちカワのみを寄り辺とする群倉はなく、全てが他の寄り辺要素を併せ持っていた。カワを寄り辺とする群倉はさらに川の片側のみに立地する片岸型と川の両岸に立地する両岸型の 2 類型(図 93)に分類でき、片岸型が 18 集落 21 群(図 94)、両岸型が 3 集落 3 群(図 95)確認された。

4) ミチ

ミチを寄り辺とする群倉は 21 集落に 24 群確認された。そのうちミチのみを寄り辺とする群倉は 4 集落 4 群で、他の 20 群は他の寄り辺要素を併せ持っていた。ミチを寄り辺とする群倉はさらに道の片側のみに立地する片側型と道の両側に立地する両側型の 2 類型(図 96)に分類でき、片側型が 31 集落 49 群(図 97)、両側型が 7 集落 7 群(図 98)確認された。全ての群倉の中で寄り辺として最も多く見出された要素がミチの片側型であった。

5) 広場

広場を寄り辺とする群倉は2集落に2群(図 99)確認された。そのうち広場のみを寄り辺とする群倉はなく、全てが他の寄り辺要素を併せ持っていた。広場を寄り辺とする群倉は全体として最も少なかった。

6) 耕作地

耕作地を寄り辺とする群倉は23集落に31群(図 100)確認された。そのうち耕作地のみを寄り辺とする群倉は1集落1群で、他の30群は他の寄り辺要素を併せ持っていた。

表 12 判別調査により抽出された現地調査対象集落

集落名
尾浦・安神・豆酸内院・豆酸・豆酸瀬・佐須瀬・久根浜・久根田舎・上槻・椎根・ 檜根・下原・小茂田・阿連・今里・加志・吹崎・木坂・青海・津柳・志多賀・ 横浦・和板・卯麦・志多浦・田・女連・久原・鹿見・瀬田・御園・越高・伊奈・ 志多留・田ノ浜・仁田ノ内・恵古・井口・友谷・湊・深山・西津屋・河内・大浦・ 鰐浦・豊・西泊・富浦・唐舟志・大增・舟志・芦見

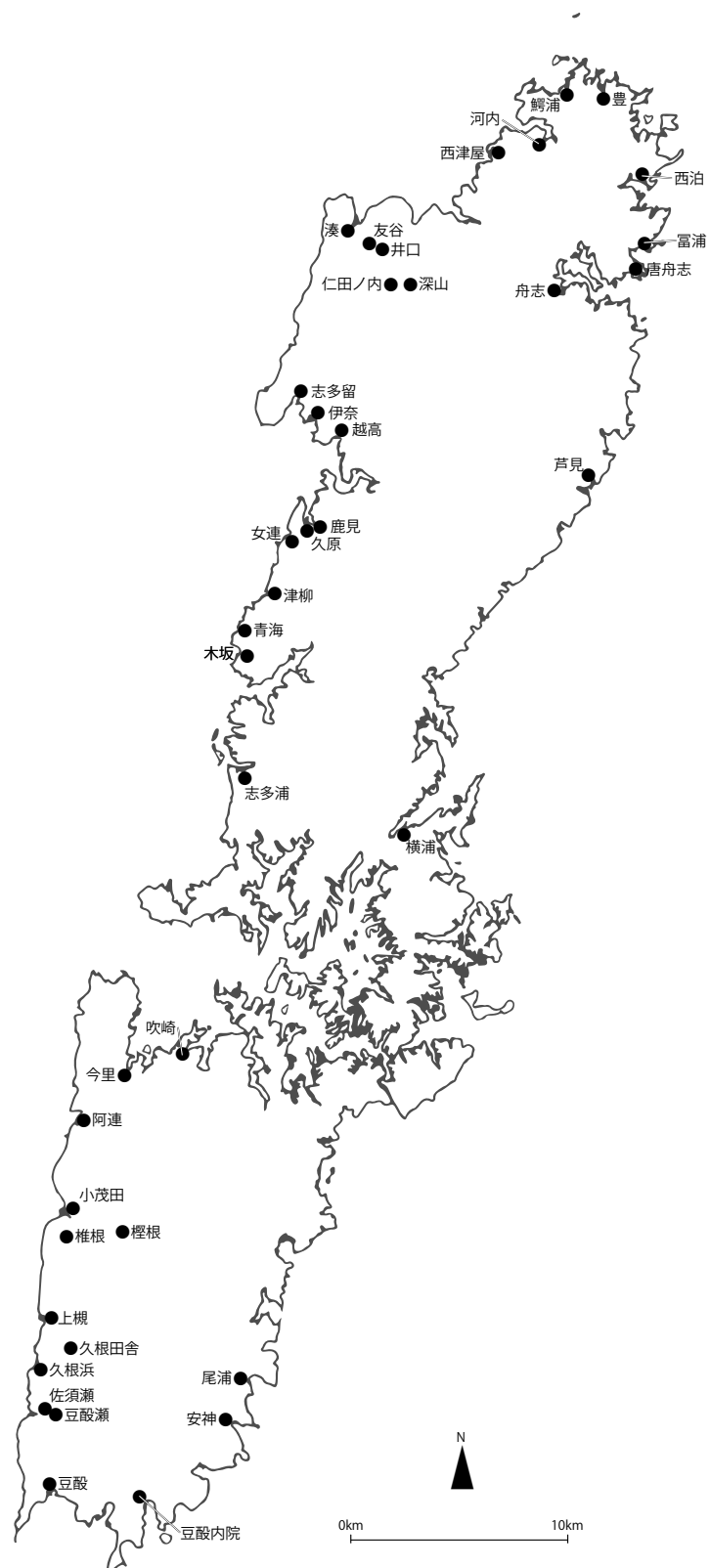


図 47 対馬における群倉の存在する集落の分布
(筆者の調査による) (2018 年 11 月現在)

表 13 対馬における群倉の分布と寄り辺に関する分析結果

市町名	集落名	No.	寄り辺								広場	耕作地
			ヤマ		ウミ	カワ		ミチ				
			山腹	山裾		片岸	両岸	片側	両側			
対馬市厳原町	尾浦	No.1		○	○			○				
	安神	No.2			○			○			○	
		No.3	○					○				
	豆酸内院	No.4							○		○	
	豆酸	No.5			○			○				
	豆酸瀬	No.6				○			○		○	
	佐須瀬	No.7		○				○			○	
	久根浜	No.8			○			○				
		No.9				○			○			
		No.10							○		○	
	久根田舎	No.11				○		○				
	上槻	No.12		○	○			○				
		No.13				○			○			
	椎根	No.14				○		○			○	
	檜根	No.15				○		○				
	小茂田	No.16				○		○			○	
	阿達	No.17				○		○			○	
対馬市美津島町	今里	No.18				○				○		
	吹崎	No.19				○		○			○	
対馬市豊玉町	横浦	No.20			○			○				
		No.21		○	○			○				
	志多浦	No.22				○		○				
対馬市峰町	木坂	No.23		○		○					○	
	青海	No.24						○			○	
		No.25						○			○	
		No.26						○			○	
	津柳	No.27	○		○							
対馬市上県町	女連	No.28			○			○				
	久原	No.29					○	○				
	鹿見	No.30				○		○			○	
	越高	No.31						○			○	
		No.32						○			○	
	伊奈	No.33				○		○			○	
	志多留	No.34						○			○	
		No.35				○		○		○		
		No.36			○			○				
		No.37		○	○			○				
	仁田ノ内	No.38		○				○				
		No.39						○				
	井口	No.40		○			○		○			
	友谷	No.41						○				
	湊	No.42		○		○			○			
		No.43							○			
		No.44		○		○				○		
深山	No.45									○		
西津屋	No.46		○					○				
	No.47		○						○		○	
対馬市上対馬町	河内	No.48				○		○				
		No.49						○			○	
	鰯浦	No.50		○	○		○		○	○		
	豊	No.51						○				
	西泊	No.52	○									
		No.53		○				○				
	富浦	No.54		○				○			○	
	唐舟志	No.55		○							○	
		No.56		○							○	
	舟志	No.57					○		○			○
		No.58							○			○
		No.59							○			○
		No.60					○		○			○
No.61			○						○		○	
No.62						○		○			○	
芦見	No.63						○			○		
合計			21		12	24		56		2	31	
		3	18			21	3	49	7			



写真 11 対馬の群倉

(上から上県町西津屋集落、厳原町佐須瀬集落、上対馬町鰐浦集落)

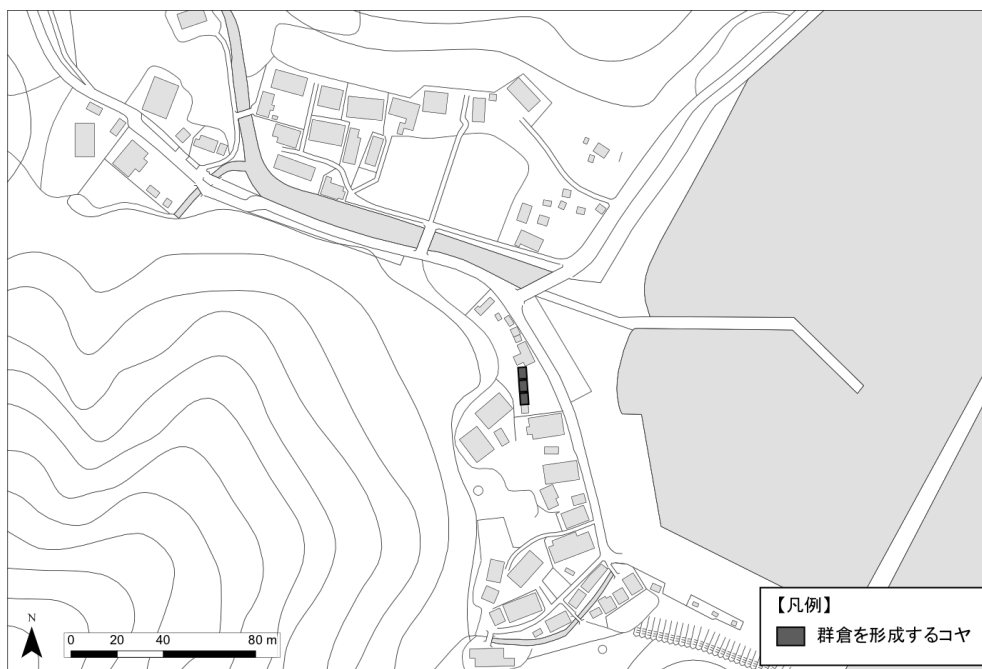


図 48 尾浦集落における群倉の立地

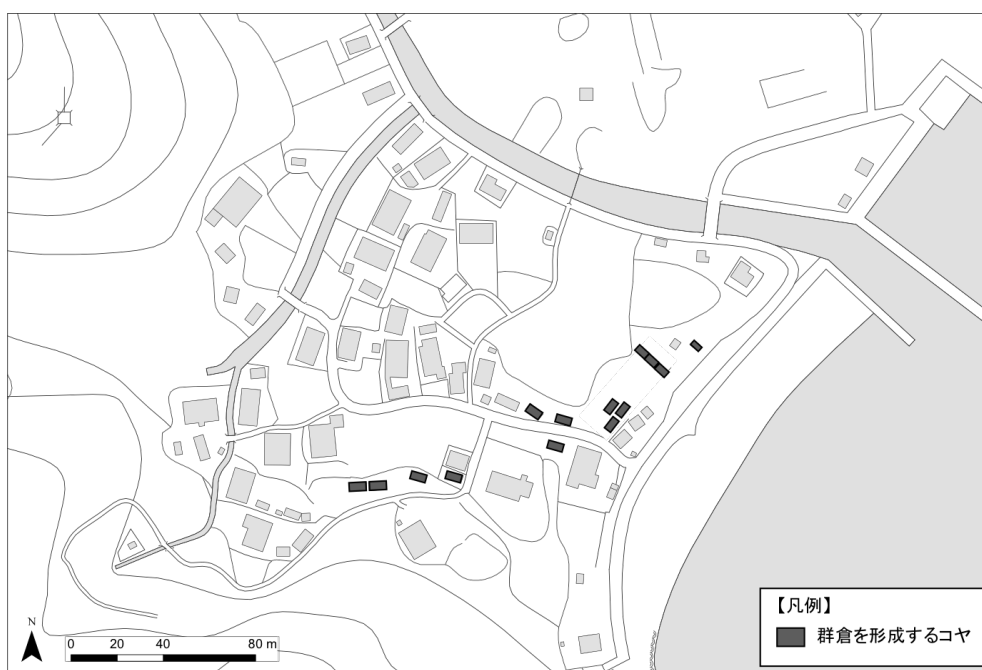


図 49 安神集落における群倉の立地



図 50 豆酛内院集落における群倉の立地

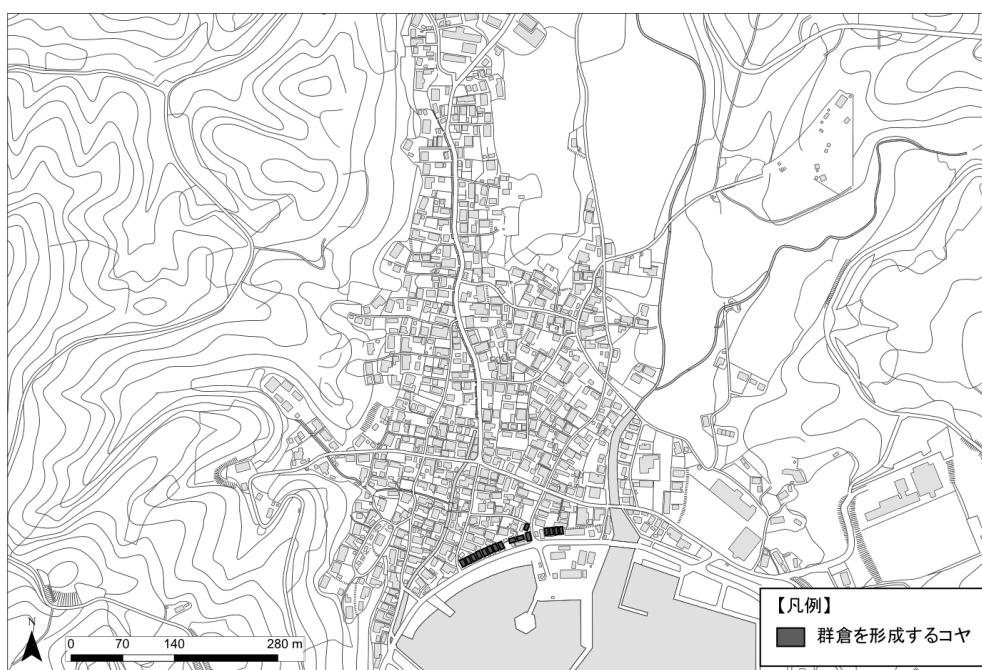


図 51 豆酛集落における群倉の立地

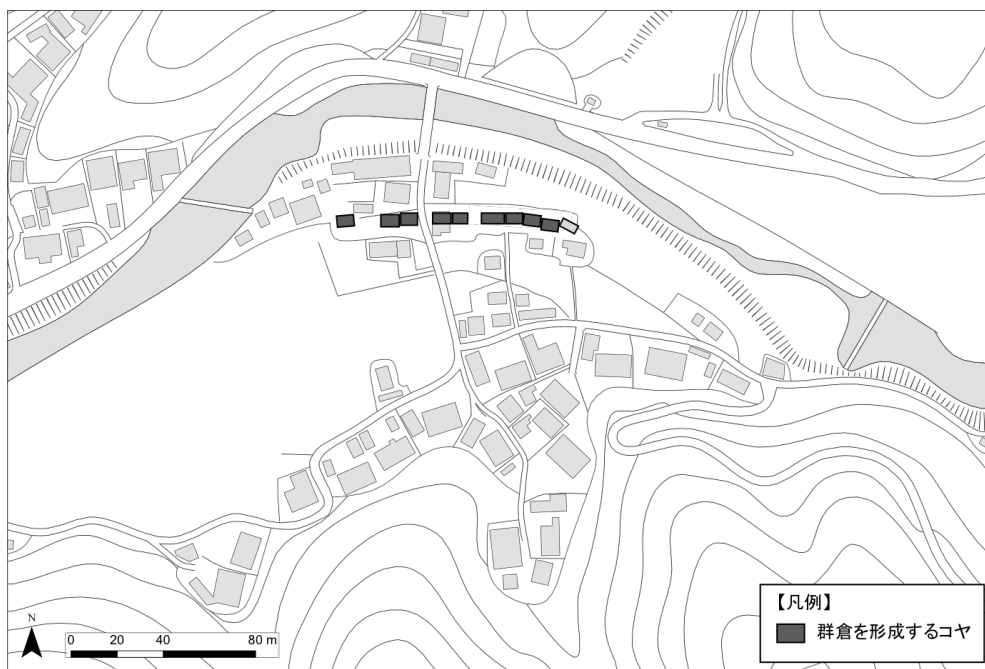


図 52 豆酛瀬集落における群倉の立地

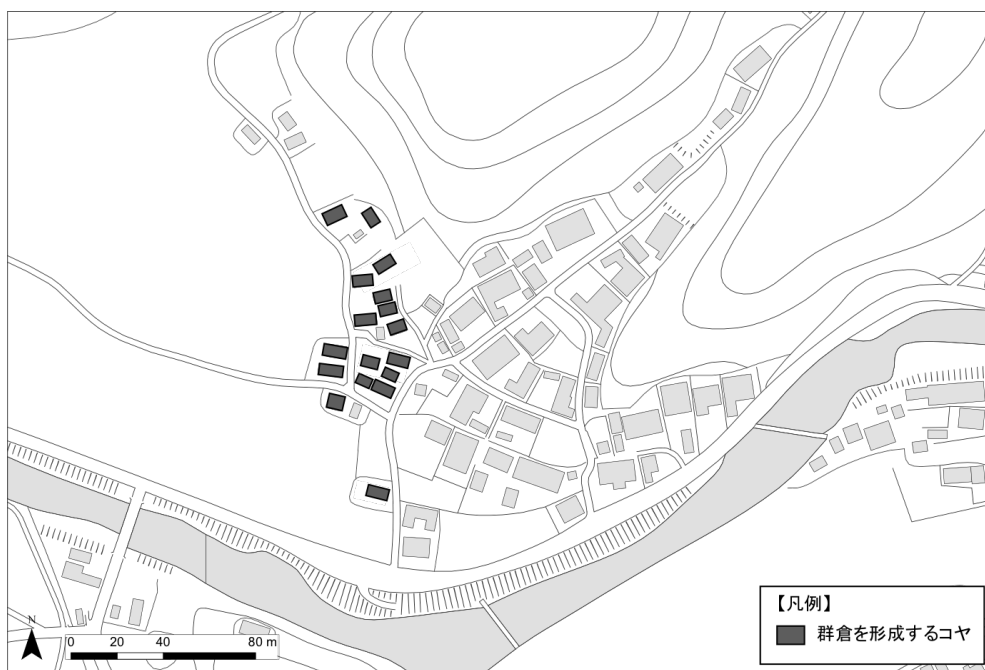


図 53 佐須瀬集落における群倉の立地



図 54 久根浜集落における群倉の立地

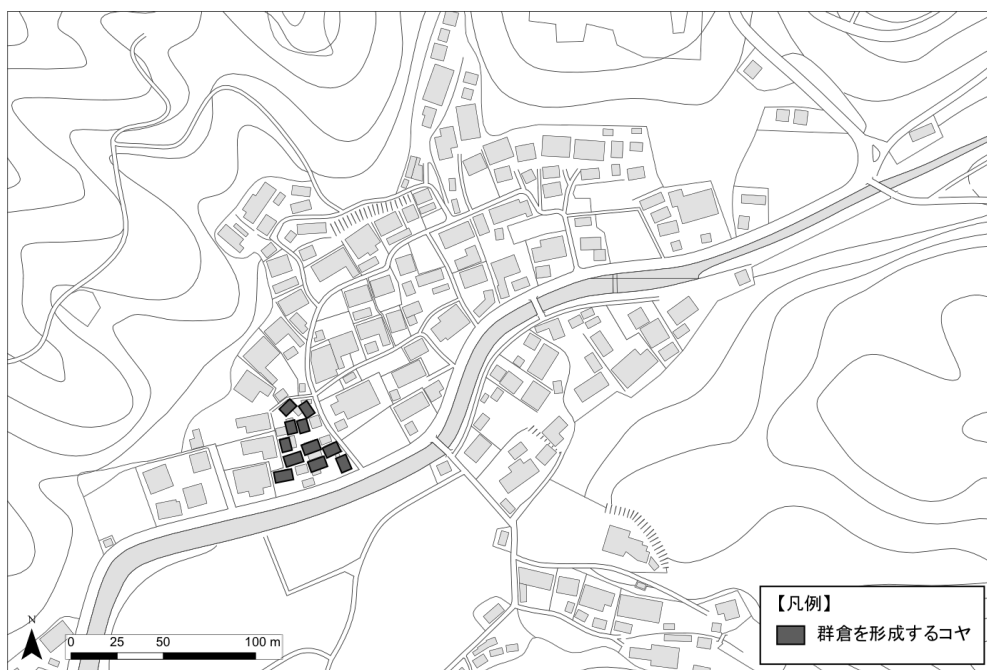


図 55 久根田舎集落における群倉の立地



図 56 上槻集落における群倉の立地



図 57 椎根集落における群倉の立地

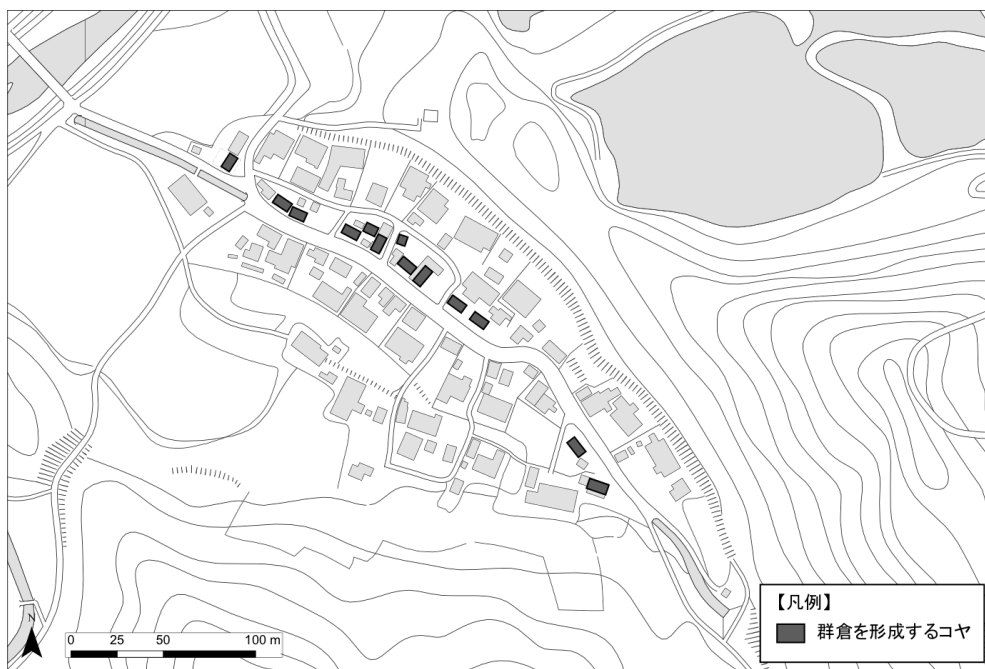


図 58 桎根集落における群倉の立地



図 59 小茂田集落における群倉の立地

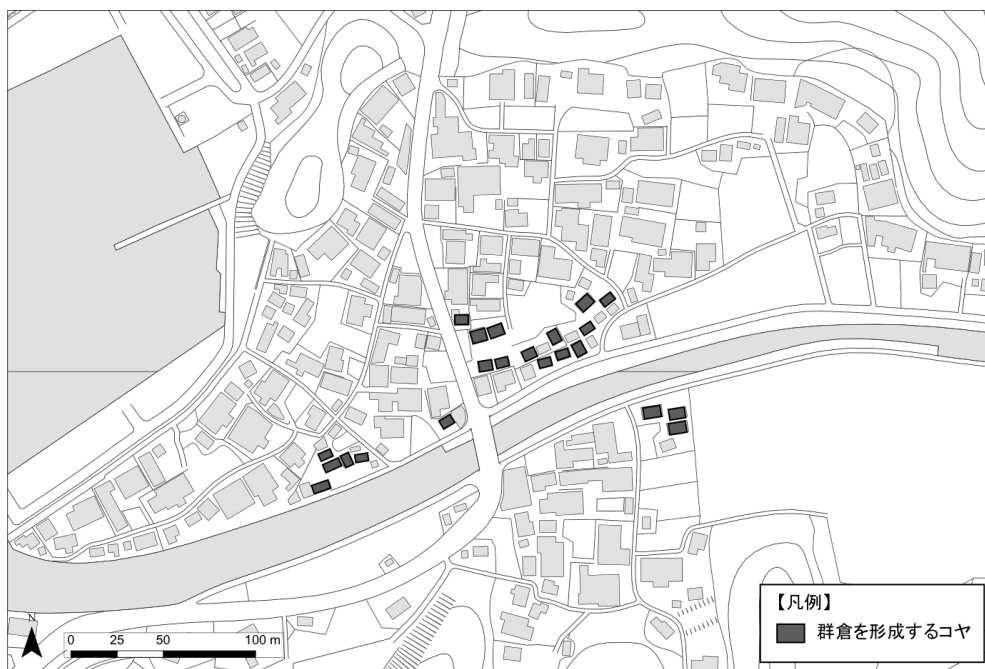


図 60 阿連集落における群倉の立地

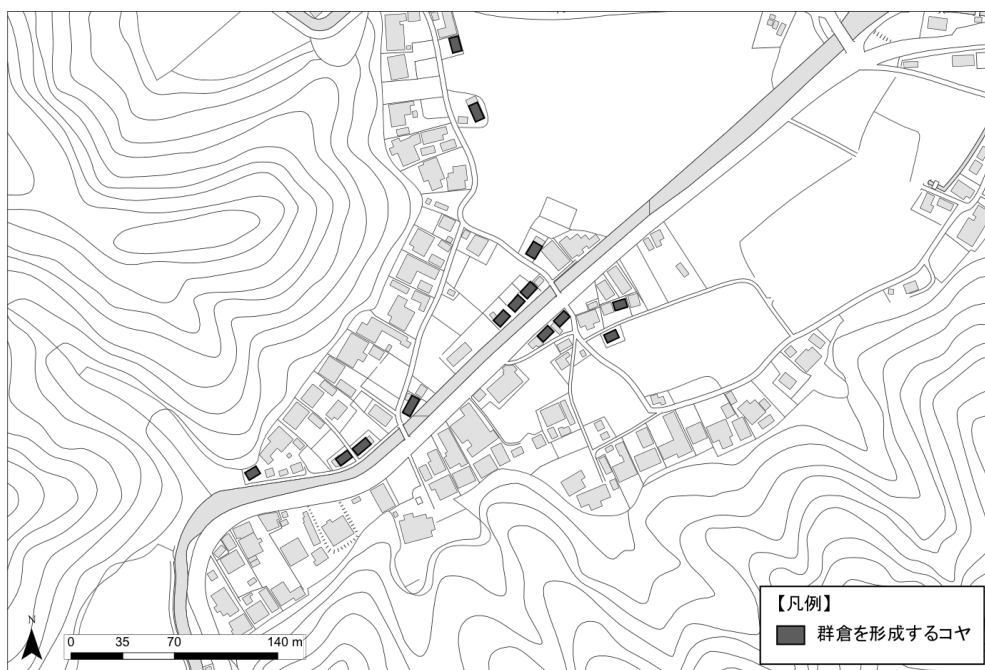


図 61 今里集落における群倉の立地

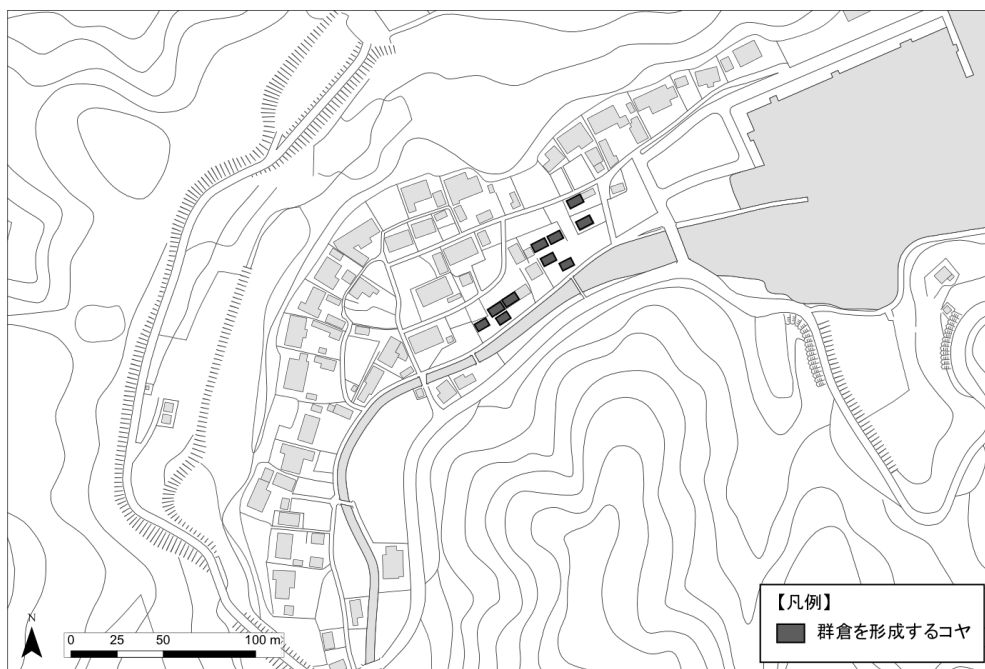


図 62 吹崎集落における群倉の立地

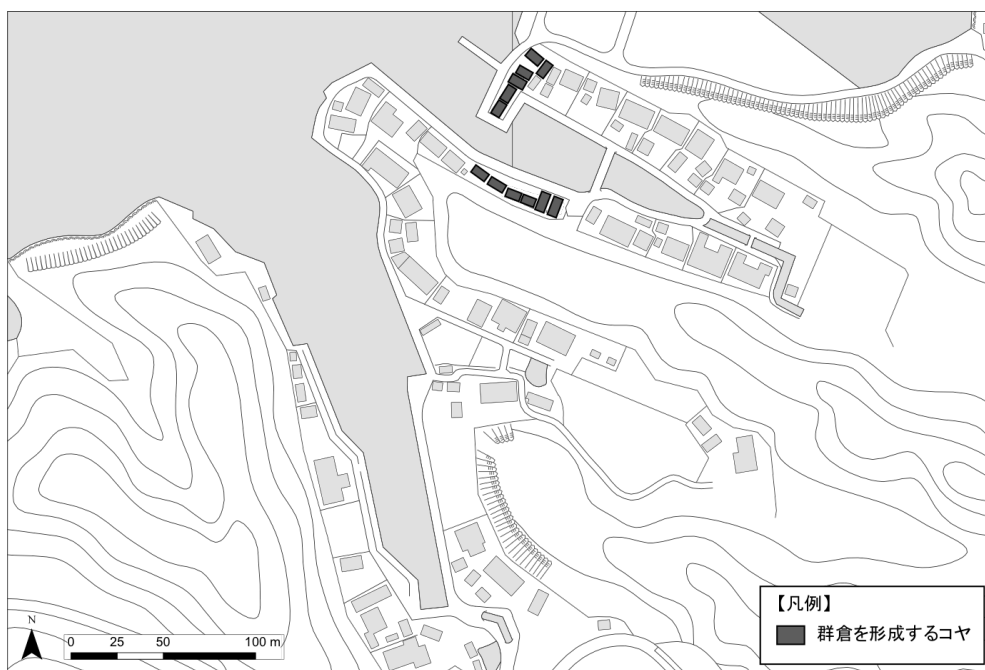


図 63 横浦集落における群倉の立地

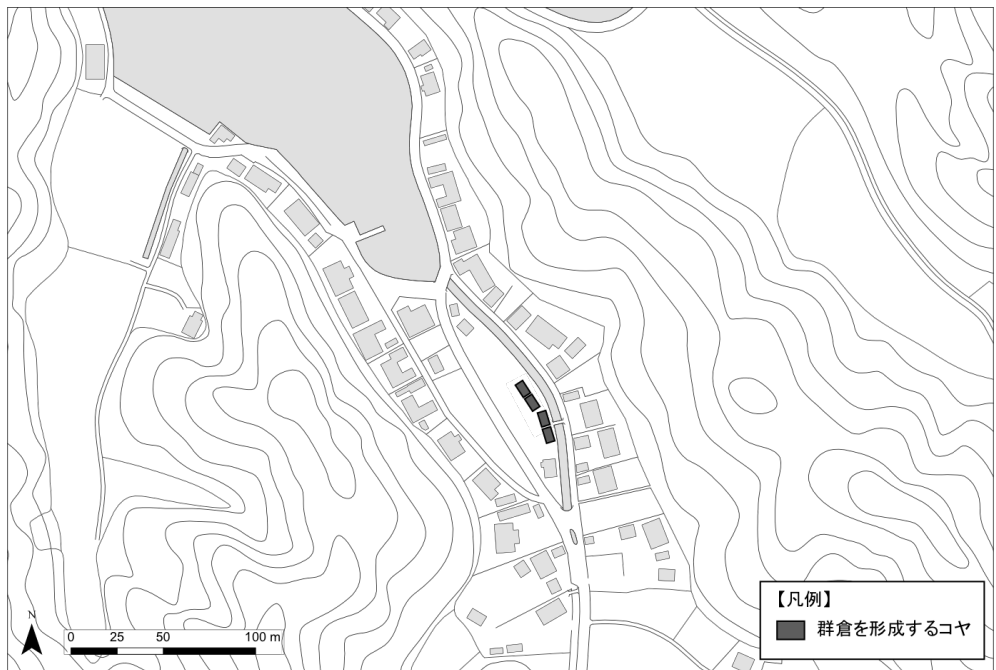


図 64 志多浦集落における群倉の立地

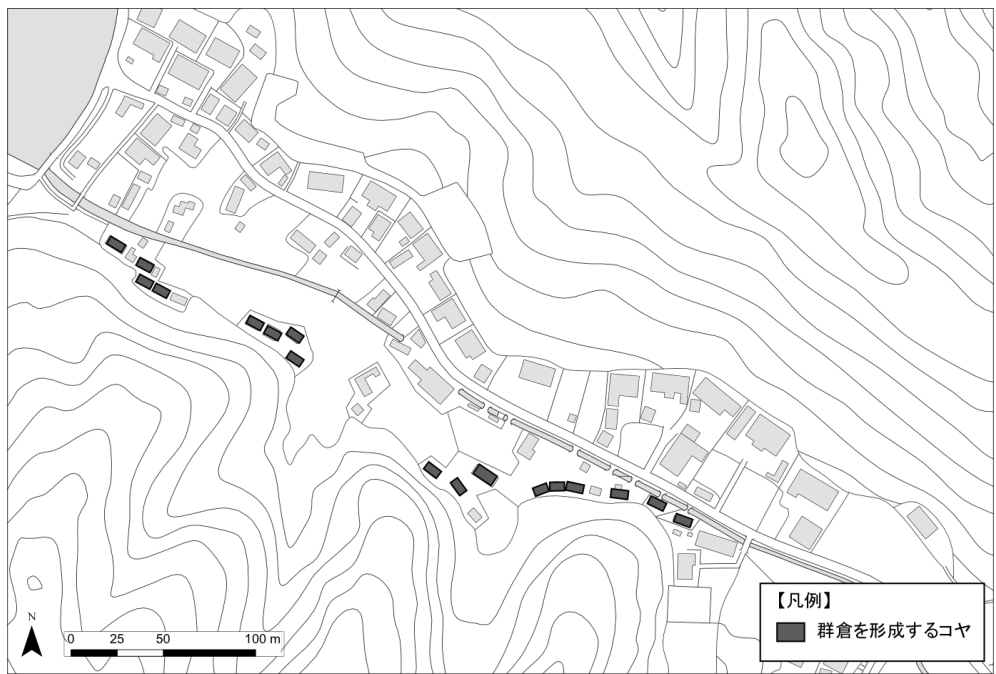


図 65 木坂集落における群倉の立地

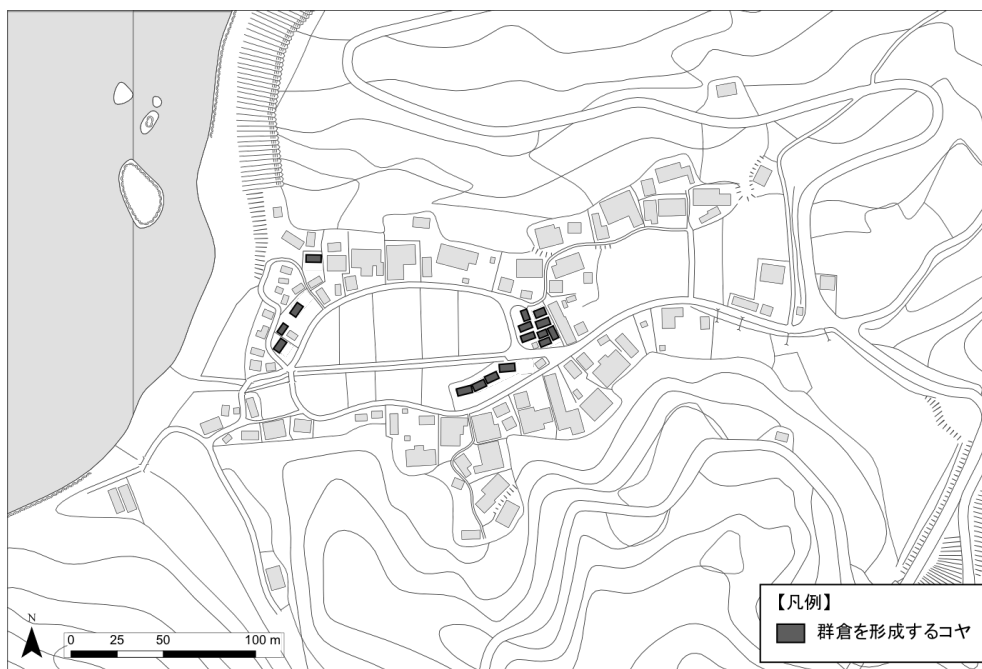


図 66 青海集落における群倉の立地

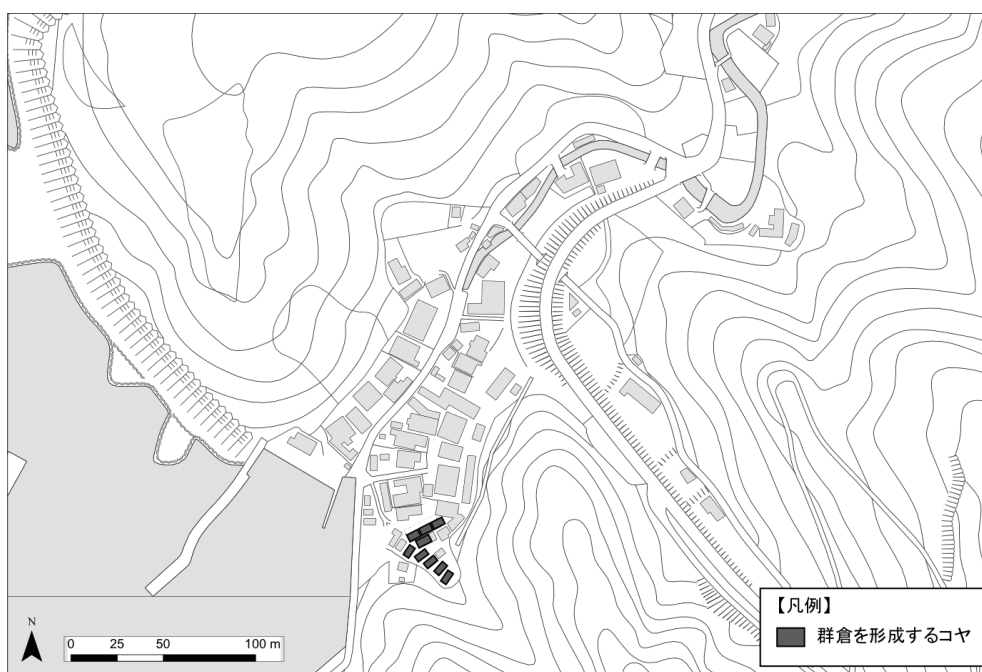


図 67 津柳集落における群倉の立地

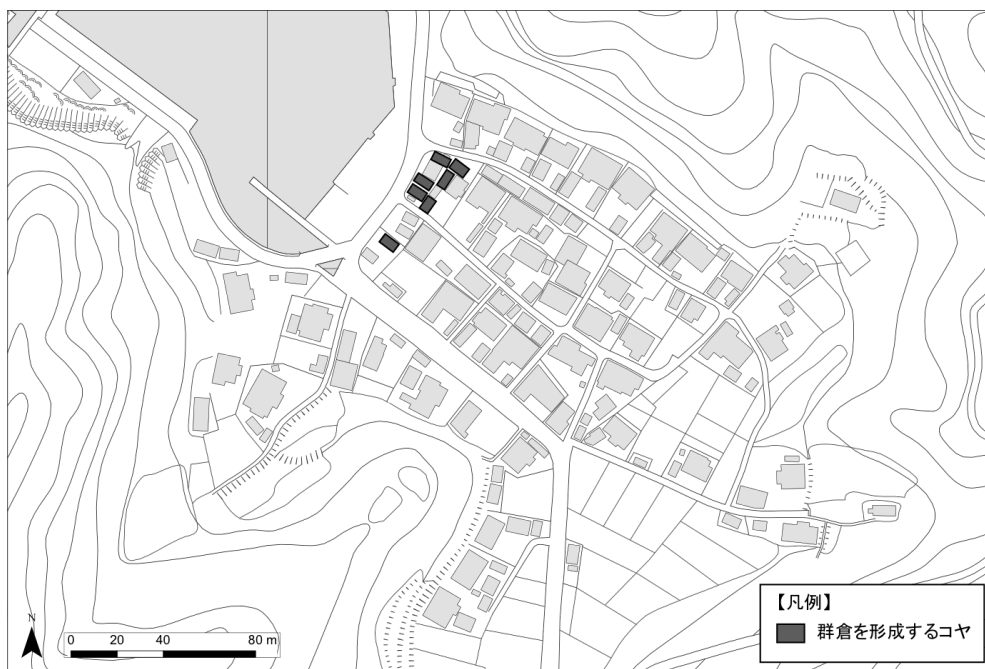


図 68 女連集落における群倉の立地

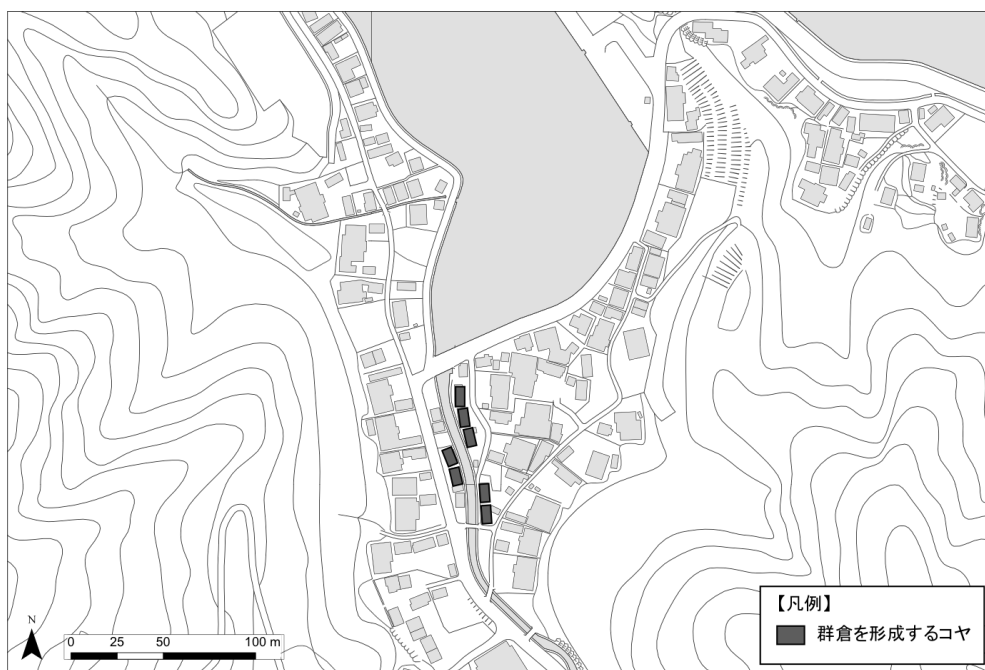


図 69 久原集落における群倉の立地

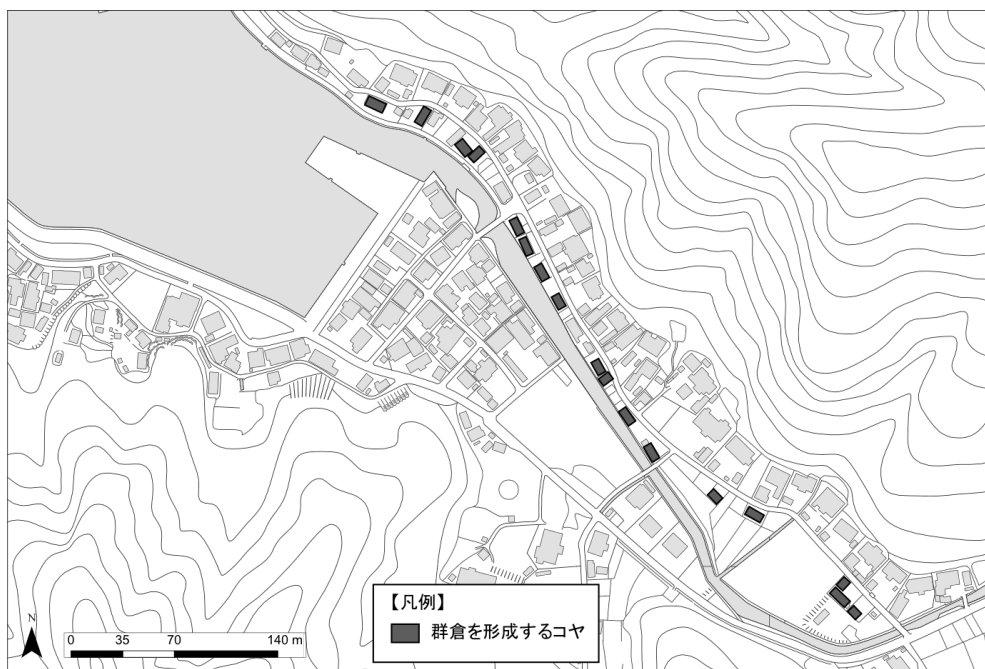


図 70 鹿見集落における群倉の立地



図 71 越高集落における群倉の立地

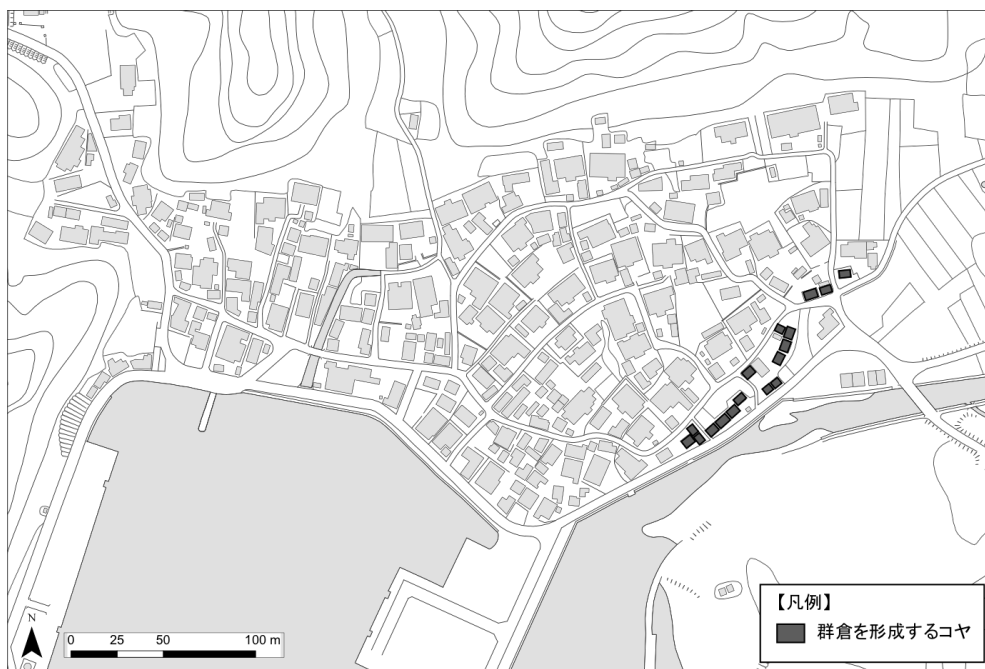


図 72 伊奈集落における群倉の立地

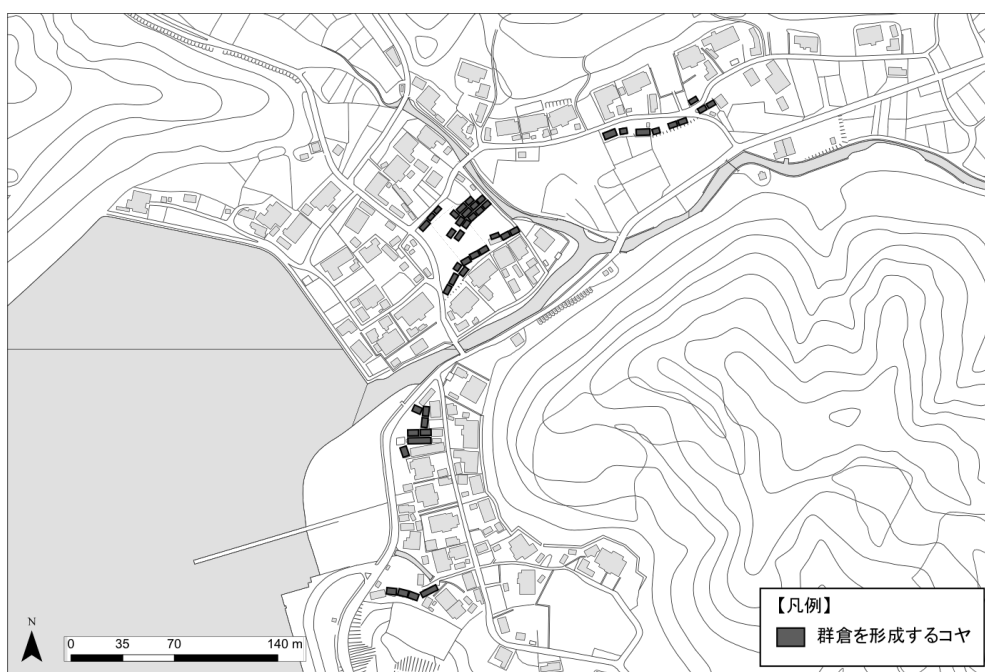


図 73 志多留集落における群倉の立地

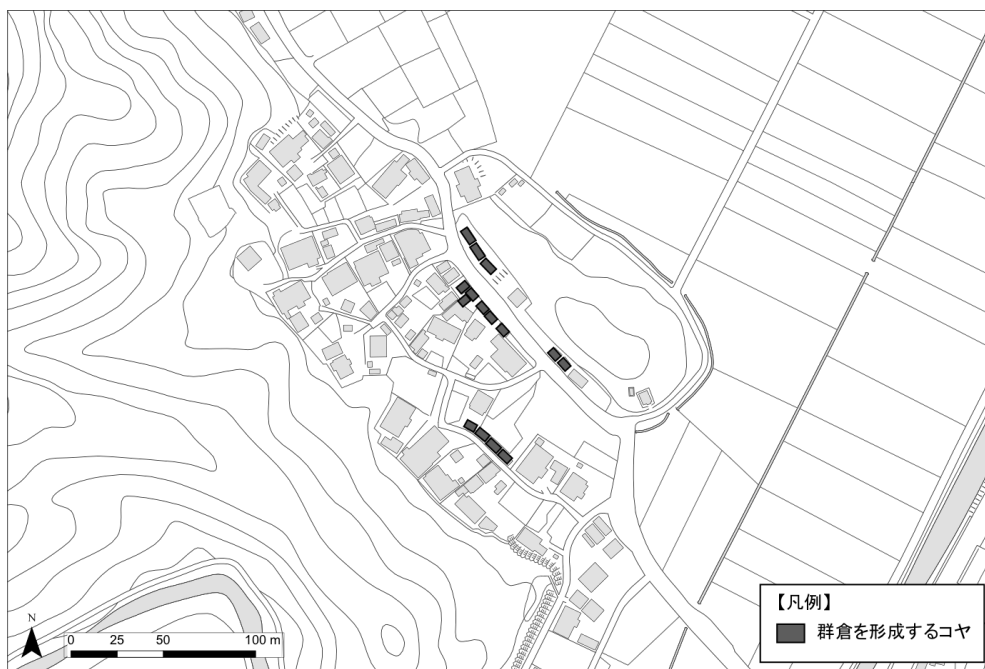


図 74 仁田ノ内集落における群倉の立地

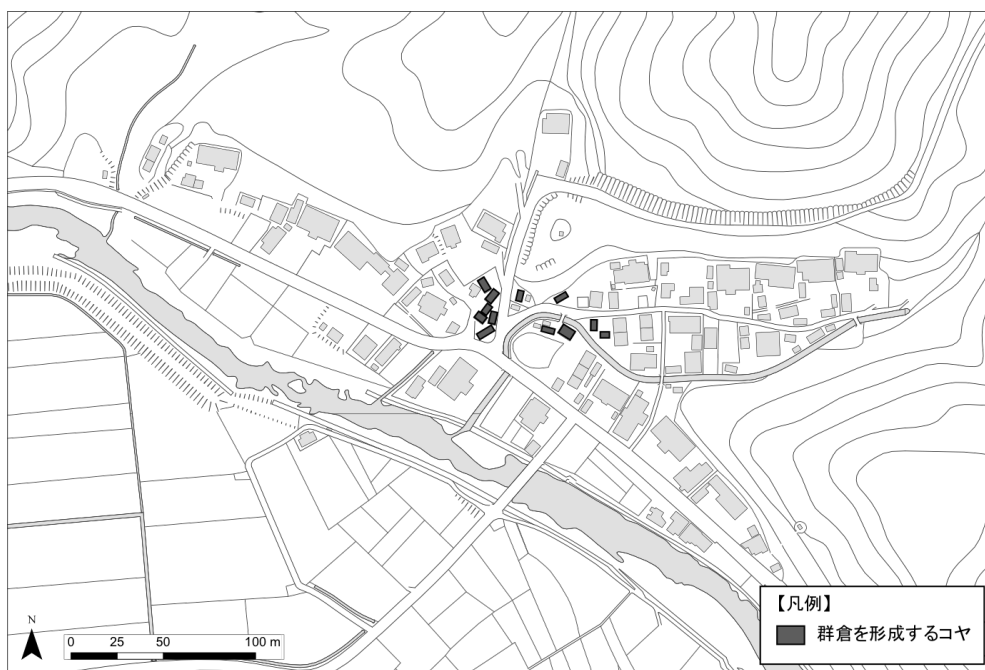


図 75 井口集落における群倉の立地

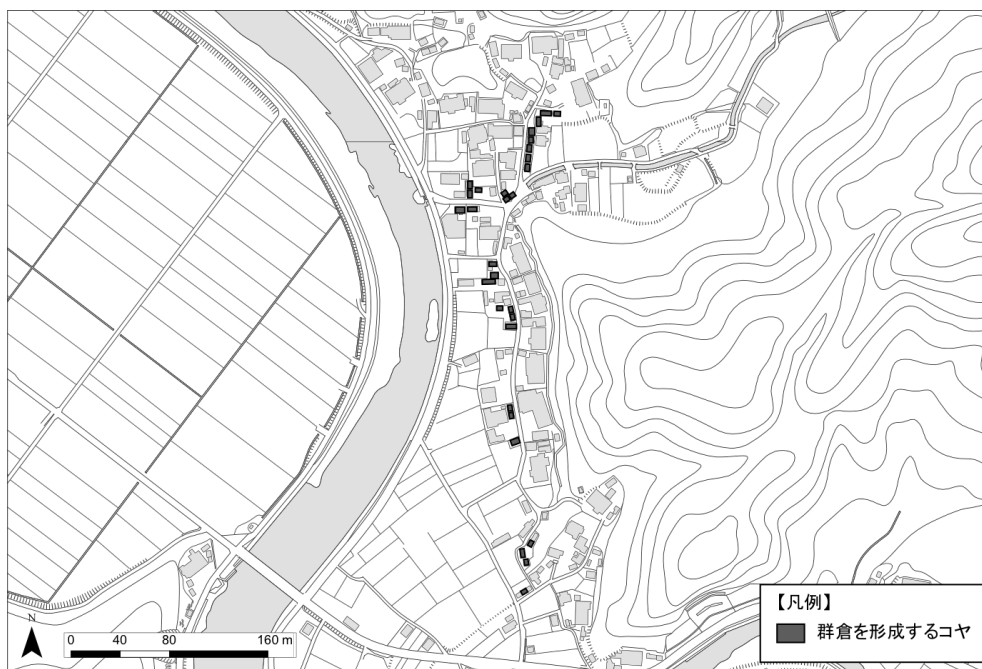


図 76 友谷集落における群倉の立地

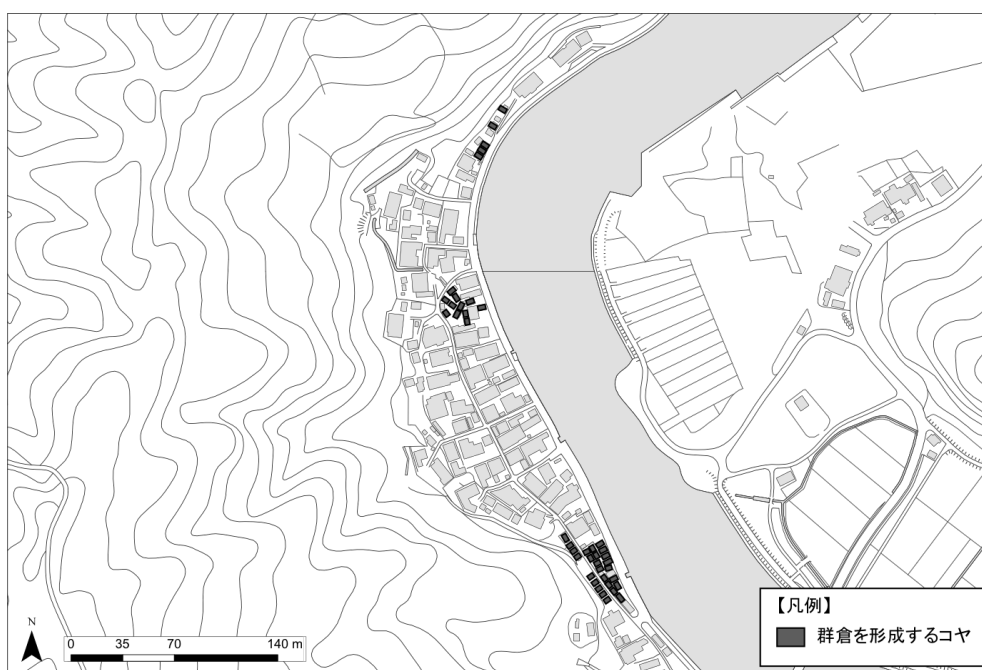


図 77 湊集落における群倉の立地

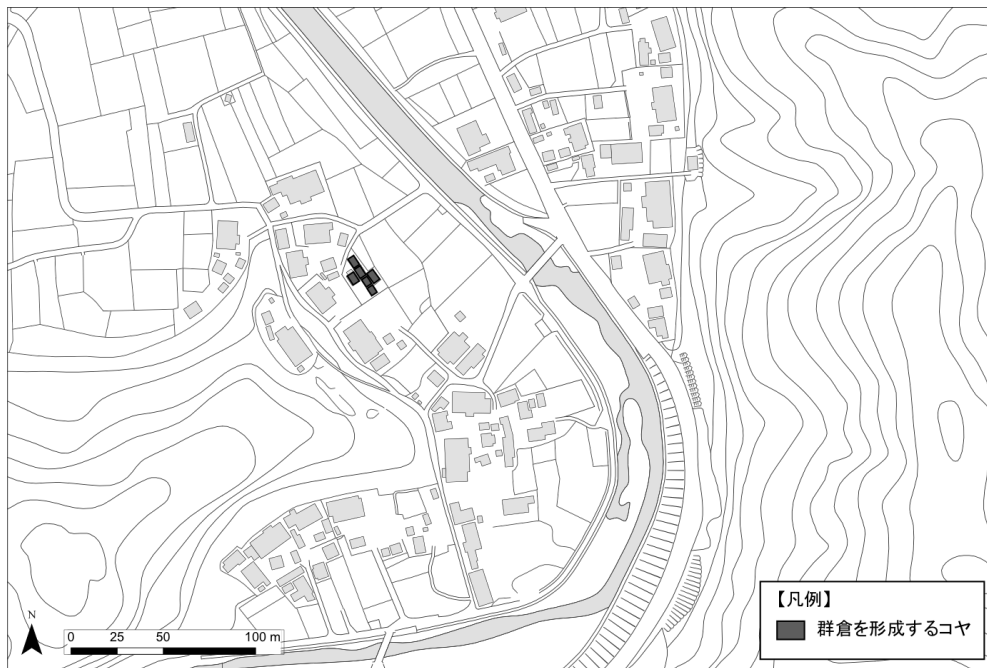


図 78 深山集落における群倉の立地

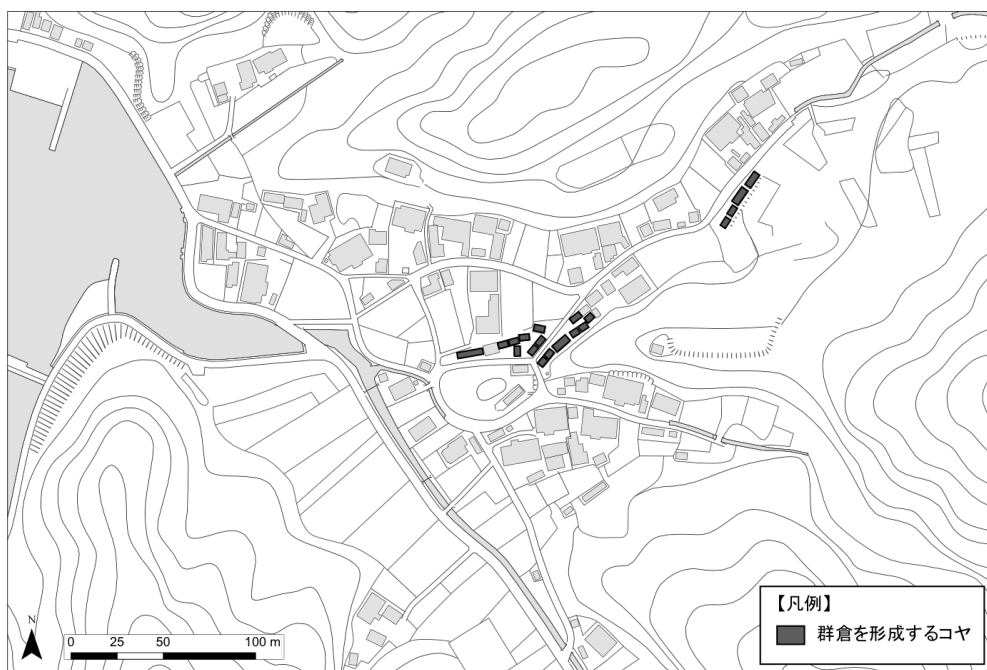


図 79 西津屋集落における群倉の立地



図 80 河内集落における群倉の立地

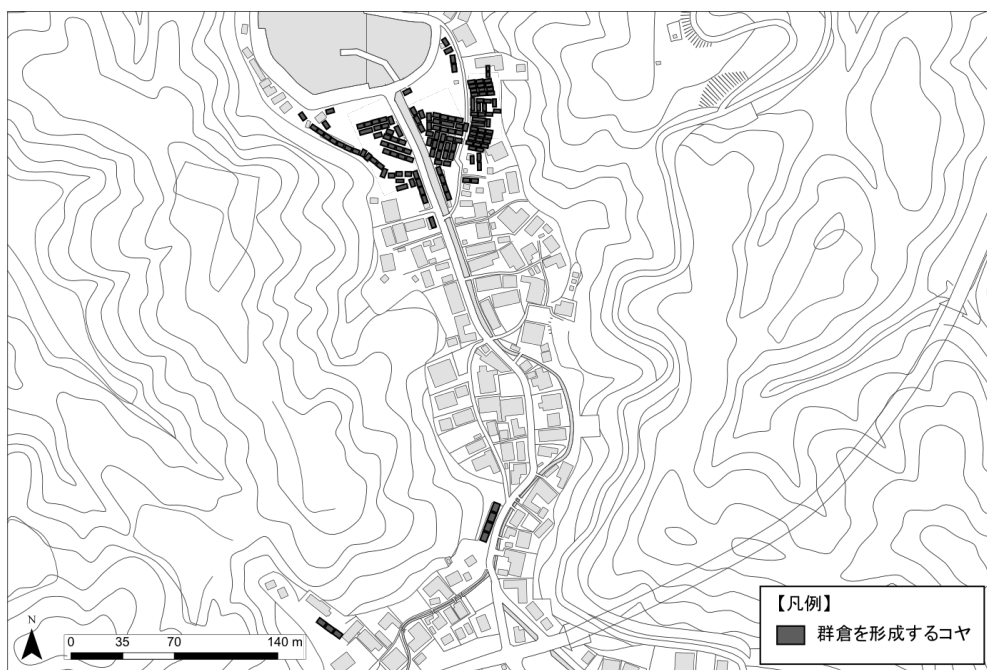


図 81 鰐浦集落における群倉の立地

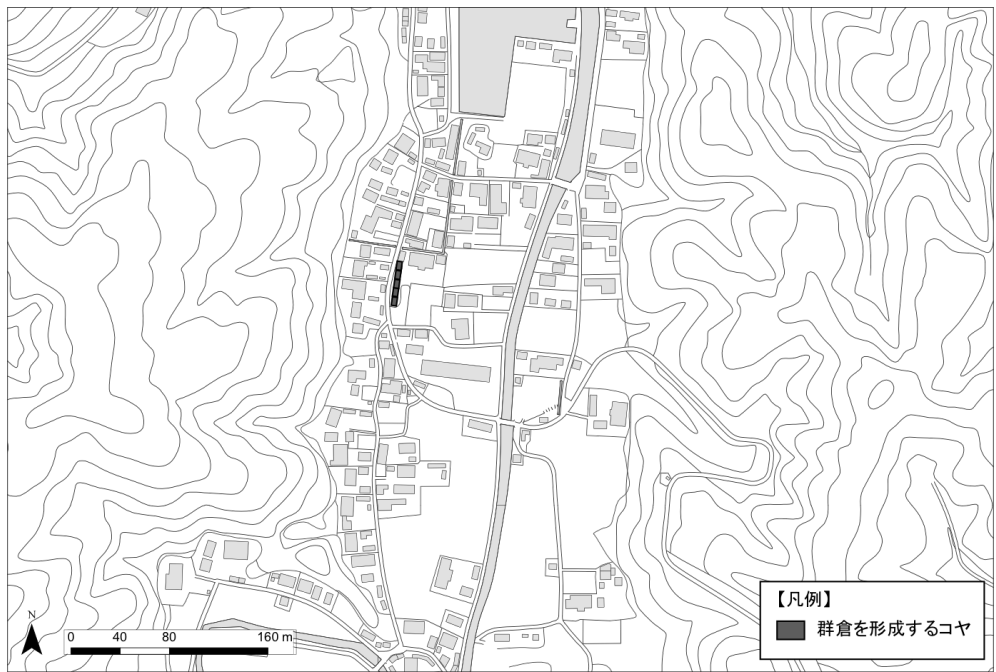


図 82 豊集落における群倉の立地

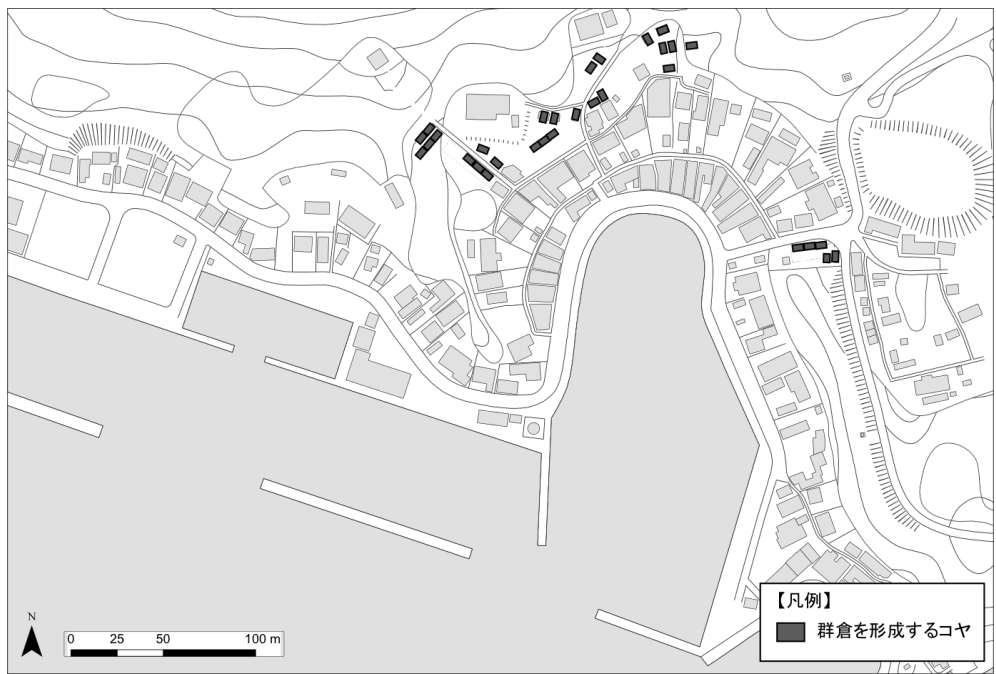


図 83 西泊集落における群倉の立地

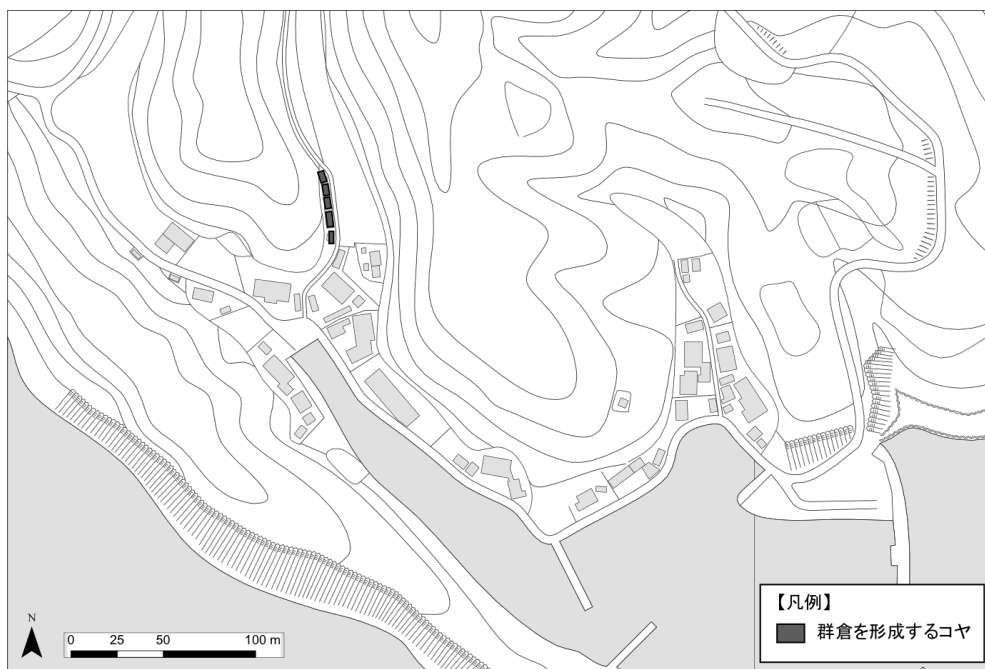


図 84 富浦集落における群倉の立地

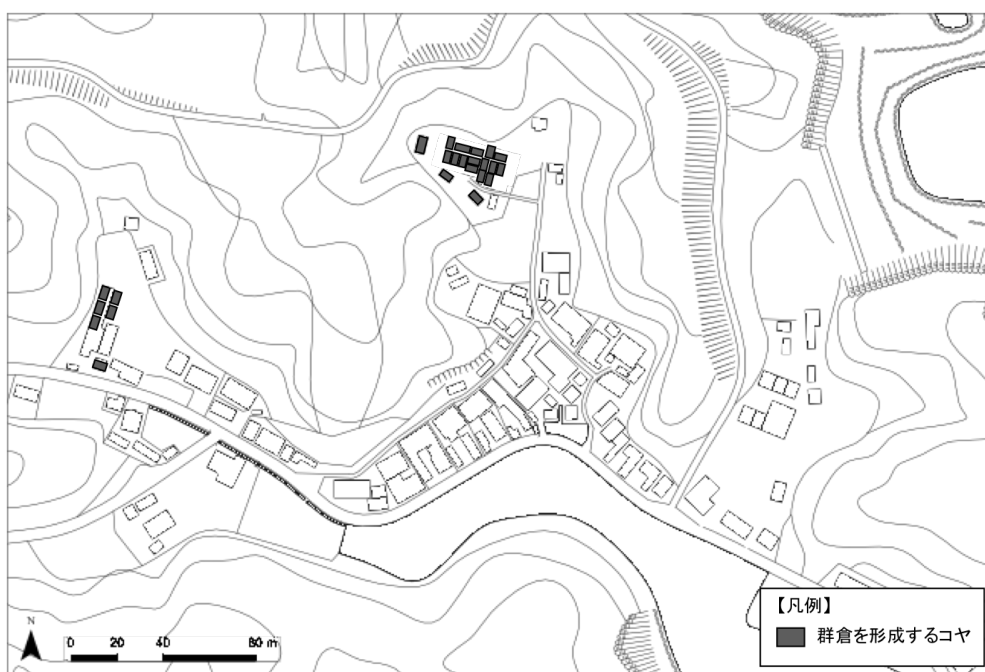


図 85 唐舟志集落における群倉の立地



図 86 舟志集落における群倉の立地①

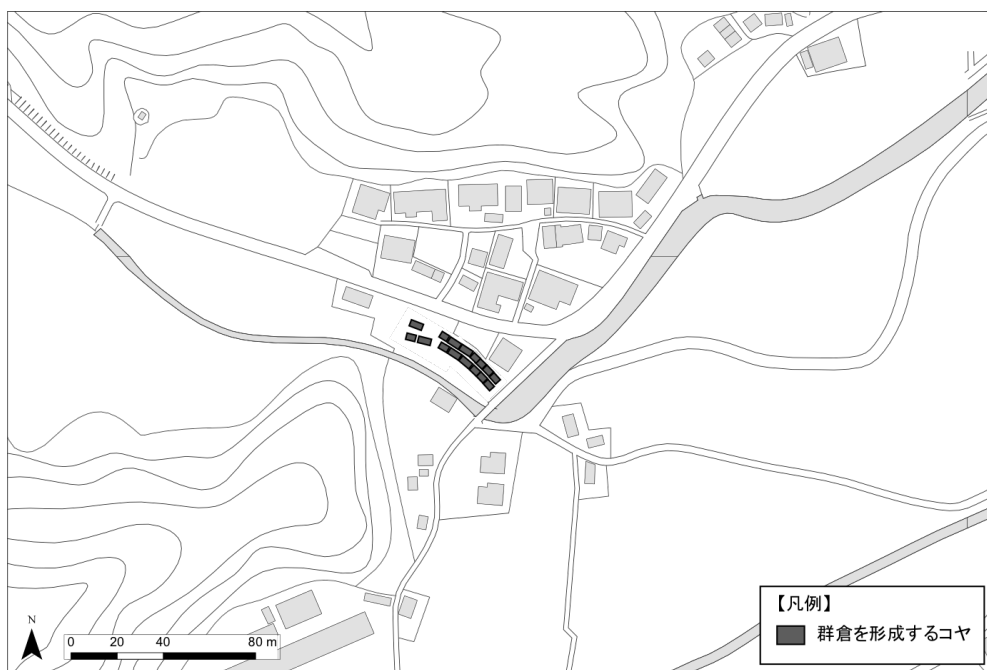


図 87 舟志集落における群倉の立地②



図 88 芦見集落における群倉の立地

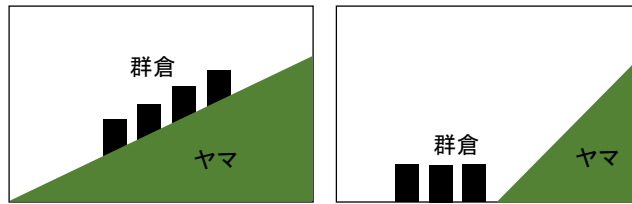


図 89 ヤマを寄り辺とする群倉の２類型

(左図が山腹型、右図が山裾型)

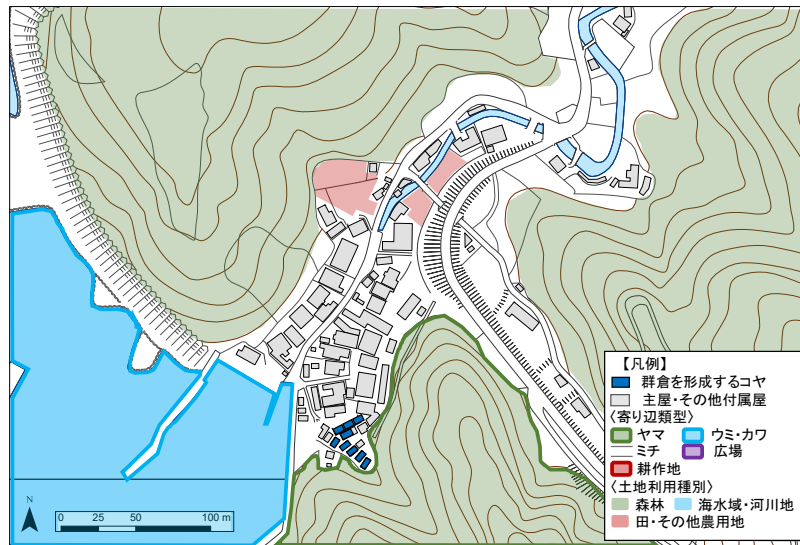


図 90 No. 41 峰町津柳集落(ヤマ(山腹)、ウミ型)

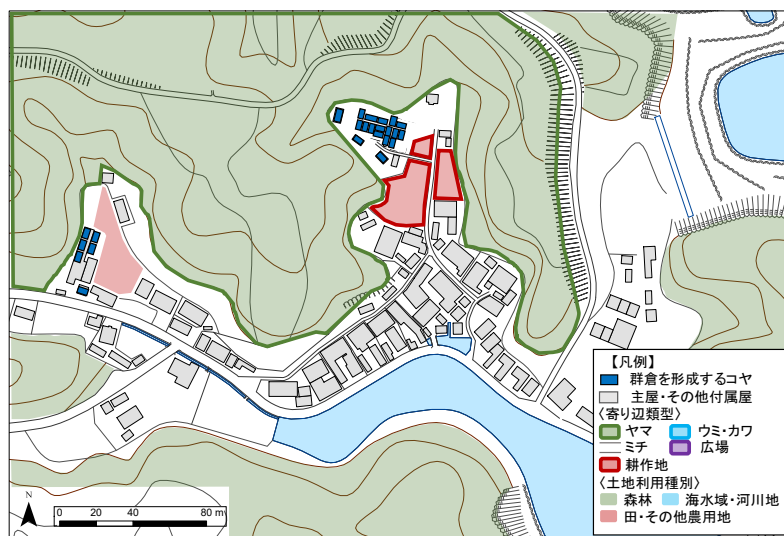


図 91 NO. 8 上対馬町唐舟志集落(ヤマ(山裾)、耕作地型)

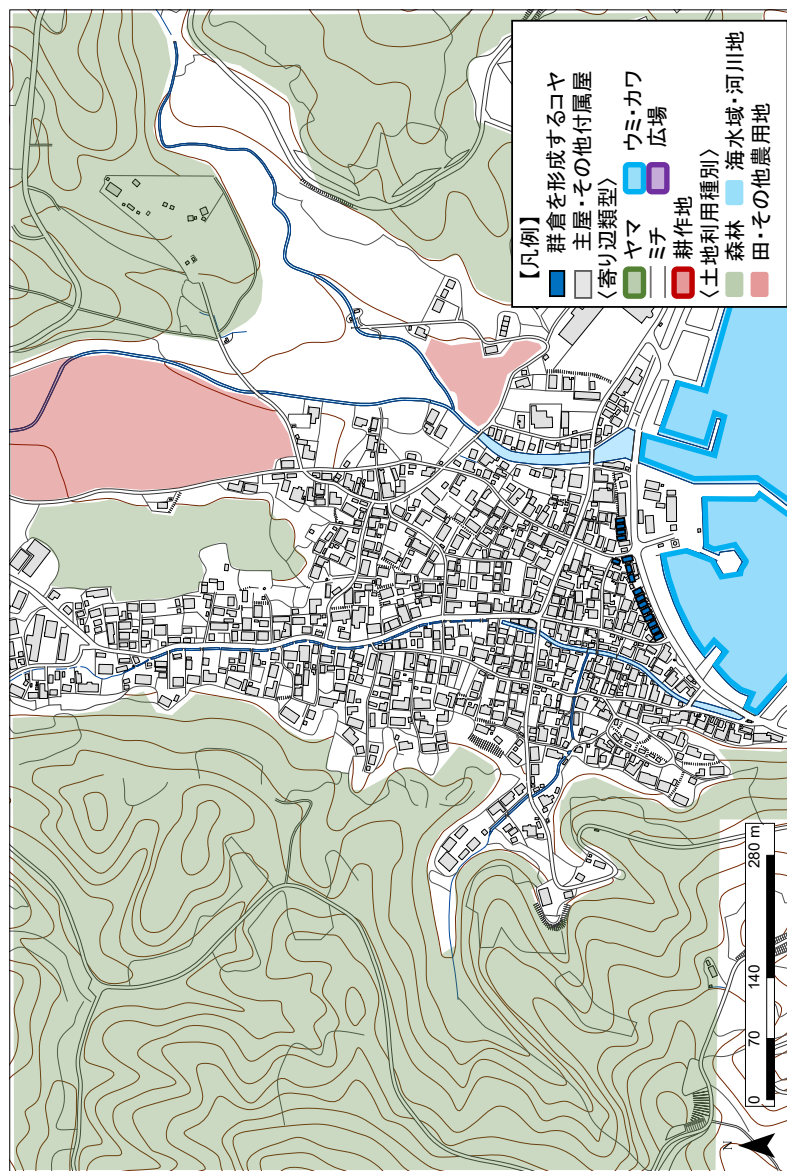


図 92 No. 51 巖原町豆殿集落 (ウミ、ミチ (片側) 型)

(同型群倉 No. 17、No. 25、No. 42、No. 54)

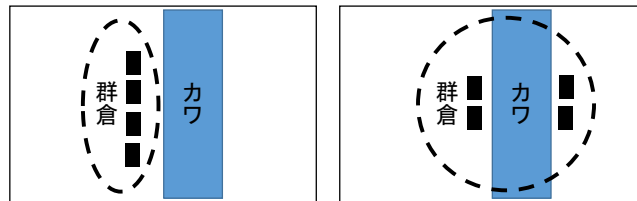


図 93 カワを寄り辺とする群倉の２類型

(左図が片岸型、右図が両岸型)

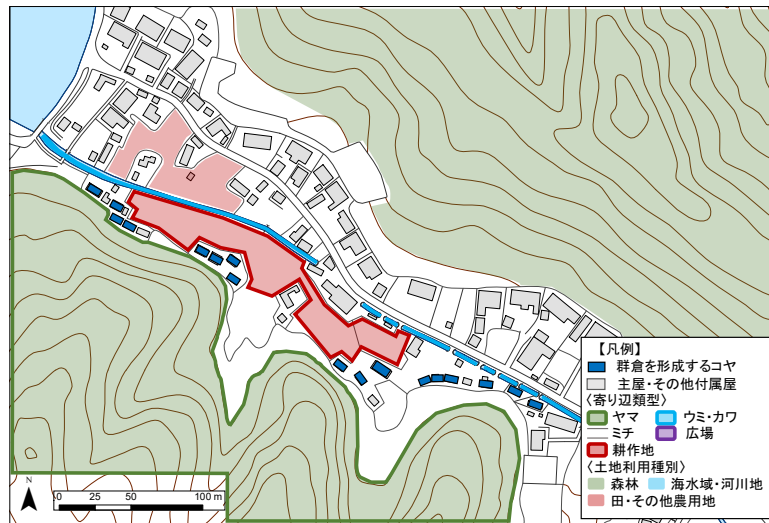


図 94 No. 37 峰町木坂集落(ヤマ(山裾)、カワ(片岸)、耕作地型)

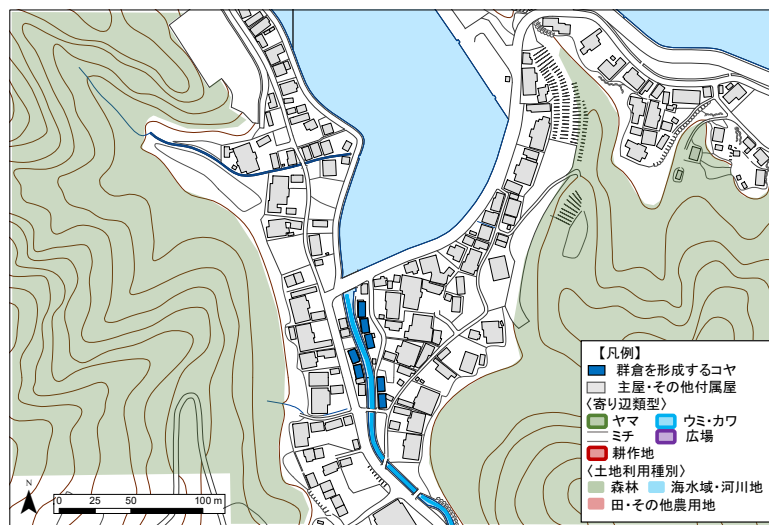


図 95 No. 18 上県町久原集落(カワ(両岸)、ミチ(片側)型)

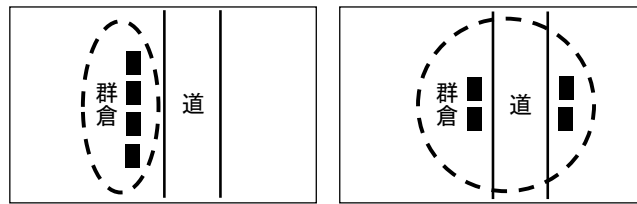


図 96 ミチを寄り辺とする群倉の 2 類型

(左図が片側型、右図が両側型)

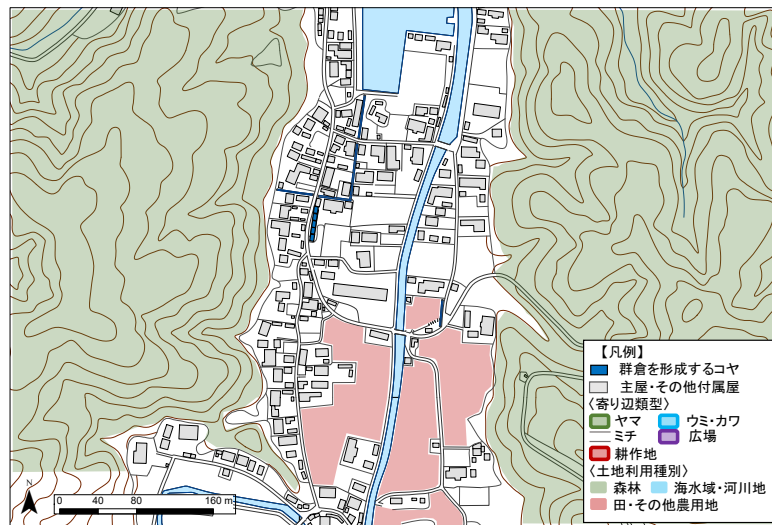


図 97 No. 4 上対馬町豊集落(ミチ(片側)型)

(同型群倉 No. 28、No. 30、No. 32)



図 98 No. 50 厳原町豆穀内院集落(ミチ(両側)、耕作地型)

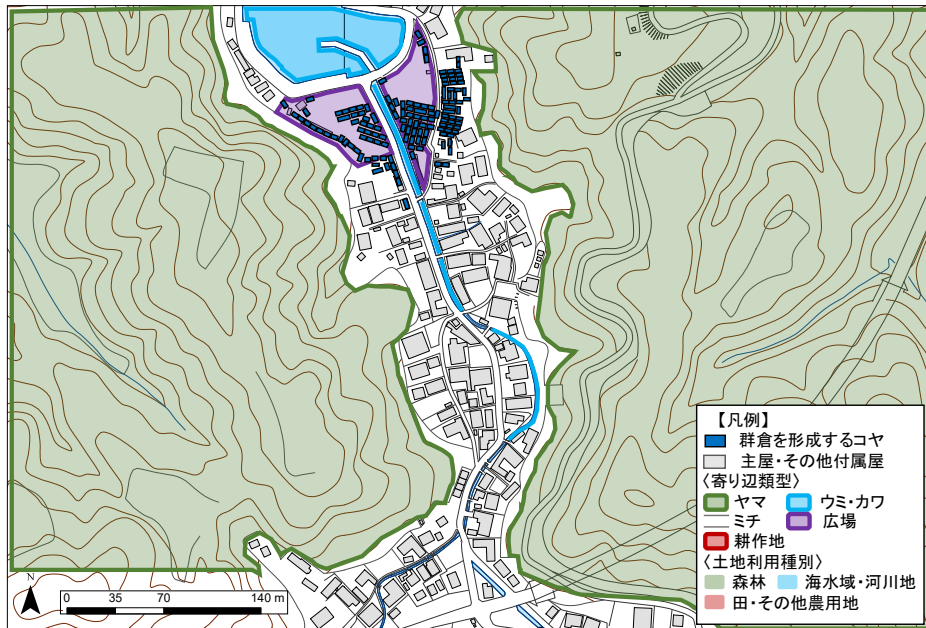


図 99 No. 3 上対馬町鰐浦集落

(ヤマ(山裾)、ウミ、カワ(兩岸)、ミチ(両側)、広場型)

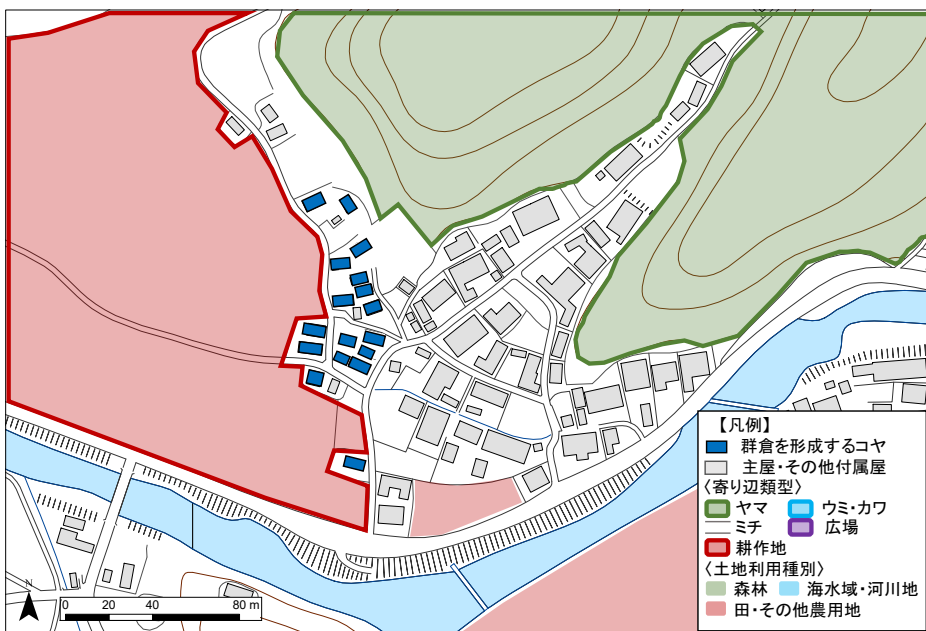


図 100 No. 53 鯉原町佐須瀬集落(ヤマ(山裾)、ミチ(片側)、耕作地型)

(同型群倉 No. 7)

5-4 群倉の分布と成立に関する考察

5-4-1 群倉の分布調査結果に関する考察

判別調査と現地調査を経て、対馬全島の 125 集落のうち 40 集落で 63 群の群倉が確認された。つまり全島の 32%の集落に群倉というコヤの立地形態が現存していることが明らかになった。一島嶼にこれだけの割合で群倉立地が見出される点是对馬の群倉の特徴と言える。

また、全島を南北で捉えると北部の鰐浦集落から南部の厳原町豆酲集落に至る島内の広範囲に群倉の確認された集落が分布していることが分かったが、東西で見ると西部が 30 集落、東部が 10 集落と群倉の確認された集落数には明確な差が生まれていることが分かった。これは小林・藤田⁴²⁾による石屋根のコヤの分布調査結果の傾向と類似しており、対馬のコヤの特徴の一つであるといえる。

群倉が接している寄り辺の要素に基づいた群倉の立地の分析作業の中で最も多く寄り辺とされている要素がミチであることが明らかになった。この理由としてコヤは穀物以外にも主屋に収納できない貴重品や家財道具を収納する倉として使用されてきたことから、主屋からのアクセスは従来から重要な点であったと考えられる。他の寄り辺要素については多分に集落自体の立地条件に影響を受けていることが考えられるが、ミチについてはどのような立地の群倉でも至近に確保されてきたと推察することができる。今回寄り辺としてミチという要素が抽出されなかった 7 群倉においても群倉を形成するコヤ自体にアクセスできる獣道等は確認されている。特に山腹に確認された 3 群倉のうち西泊と津柳の 2 群倉については傾斜地にコヤが建っていたが、いずれも居住域からの距離は近いことから利便性が確保されていると考えることができる。

一方で広場を寄り辺とする群倉として確認されたものがわずかに鰐浦集落と志多留集落の2集落の2群であったことにも留意したい。特記すべきは、この2群は群倉を形成するコヤ概数でみると対馬全島で最大の群倉とそれに次ぐ群倉であるということである。鰐浦集落の群倉では136棟、志多留集落の(該当の)群倉では26棟のコヤが確認された。これは広場という広い空間があったからこそこれだけの棟数のコヤの集中配置が可能になったと考えることができる。なお、鰐浦集落と志多留集落の広場空間は現地でベーと呼ばれる作業場空間であり、作業場空間の集積が結果的に広場的な外見を呈する要因となっているということもできる。こうした作業場空間の集積自体は上対馬町舟志集落等にも見られ、より小規模なものを含めば多くの集落で散見されるが、広場空間と呼べるほどその集積度が高まった事例が鰐浦集落や志多留集落の群倉であると言える。また広場を寄り辺とする群倉の場合、そのスペースの関係からコヤが層状に配置される箇所が多くなることから、群倉の中にコヤへのアクセスのための路地空間が形成されていることが大きな特徴である。この路地空間自体は広場を寄り辺とする群倉以外でもコヤが層状に並ぶ群倉においては形成されることが多く、上県町越高集落や湊集落、上対馬町唐舟志集落、舟志集落、芦見集落といった集落の群倉においても確認された。

群倉の成立要因として耕作地へのアクセスの利便性、穢れを浄化する聖性の機能といった要因が既往研究の中で挙げられてきたことは先に述べた。本研究で確認された40集落63群の群倉のうち、約半数の31群が耕作地を寄り辺としていた。すなわち耕作地に直接接していた。直接接していなくとも至近に耕作地のある群倉を含めるとさらに数が多くなることから、耕作地との利便性が群倉の成立や立地に影響を与えていることは十分に考えられる。一方、群倉の空間が聖性をもつとする議

論についてはやや再考の余地があると考えている。松永ら⁴⁰⁾の研究では居住域と機能的空間であるとする捨墓や海・川下等の間に聖的空間としての群倉等が配置されているが、そうした傾向は顕著とは言えなかった。むしろ、群倉の立地は居住域の位置をも含めた集落の地理的条件に起因するとも推察できるため、この点についてはさらなる追求が必要である。

群倉の寄り辺については、これまでも既往研究の中で6要素が抽出されておりそれに基づいて分析もされてきた。本研究も寄り辺要素についてはそれらを踏襲した形で分析を行ったわけだが、既往研究と比較して本研究の特徴を示すとすれば、一つの群倉に対して複数の寄り辺要素を確認したことにある。実際に本研究で確認された63群のうち実に57群で複数の寄り辺が確認されていることから分かるように、一つの寄り辺のみをもつ群倉は少ない。寄り辺自体に関しても、群倉のコヤへのアクセスという観点から見るのか、あるいは群倉との接点の長さという観点から見るのかによってもその性格は異なってくる。一定の観点を導出し複数の寄り辺の中から最も重要なものを選択する作業は各集落における参与調査が不可欠であると考えられるため、現時点では群倉が接する複数の要素を挙げておくことが今後の分析のためにも必要な作業であると考えられる。

5-4-2 群倉の分布傾向と成立要因

群倉の分布調査によって、群倉が対馬の西海岸の集落に多く分布していることが明らかになったが、その点では石屋根の分布調査の結果と類似している。コヤの分布が対馬全島にわたるのに対して、群倉というコヤの立地形態が主に西海岸の集落に多くみられるのには理由があるはずだが、石屋根の場合と異なり集落における

土地利用や身分階層といった社会的要素が影響してくることから、群倉の成立要因を想定することは容易ではない。既往研究において防災や自然条件、生業の変化、身分、信仰、耕作地との関係といった様々な成立要因が考察されてきたことは先に触れたが、これらも一定の妥当性を持ちつつも、石屋根の成立要因と同様、群倉の分布を説明する決定的な要因であるかはさらなる議論が必要である。

文化的景観を主軸とする本研究の観点からすると、群倉は防火や耕作地との関係といった気候風土に応じたコヤの立地形態という前提の上で、集落内に群倉を設ける土地があったかどうかということが群倉の有無の決定要因ではなかったかと推察される。すなわち、コヤの単独立地の集合による群倉の成立を除けば、群倉の成立には第一次的にコヤの集合を可能とする空間と集落内のコヤ立地に関する規範が必要である。そしてそうした空間と規範は、集落内の土地所有や集落運営組織の形態、換言すれば近世期の農民や明治以降の本戸による山林や耕作地の所有特性の影響を多分に受けていると考えられる。この点はヒアリング調査からは見当が困難である部分であるため、今後の史料分析が待たれるところである。いずれにせよ、群倉の発生は偶発的なものではなく、集落の土地利用や身分階層の事情に応じて選択的に発生したものであると推察できる。

5-5 -文化的景観の観点からみる群倉-

群倉はコヤの立地形態に過ぎないが、それぞれの集落の地理的条件や土地利用等によって様々な形態をみせることから、石屋根と同様に対馬の気候風土や生業との関連を見出すことができた。重要なのは、コヤの立地形態の中で群倉立地が独自の要求によって発生したものではないということである。コヤの立地類型として4つ

の類型を示したが、いずれの類型においてもコヤはホンヤやウマヤとは離して建てるという規範が可能な限り守られている。その中で群倉立地が選択されてきた集落があるという認識が妥当である。そうした選択の根拠が対馬の生業、具体的には集落の土地利用や身分階層の諸事情であると推察されることから、群倉は対馬の気候風土や生業から影響を受けたコヤの立地形態として、文化的景観の構成要素としてのコヤの価値形成に寄与していると言える。

5-6 小結

本章では、文化的景観の構成要素として対馬における群倉の分布実態と成立の要因を明らかにすることを目的として群倉の分布調査結果を示した。判別調査の結果、対象集落である 125 集落のうち 52 集落が現地調査対象集落として抽出され、判別調査により抽出された 52 集落で現地調査を行った結果、最終的に 40 集落で 63 群の群倉が確認された。

第 6 章 コヤの所有

第6章 コヤの所有

6-1 本章の目的

対馬のコヤに関する研究や調査報告には、構法に関するもの²⁸⁾²⁹⁾、石屋根に関するもの³⁰⁾³¹⁾⁴²⁾、群倉に関するもの⁴⁰⁾⁴³⁾⁴⁴⁾、景観に関するもの¹⁰⁾、コヤの所有に関するもの⁴⁴⁾⁴⁵⁾⁴⁶⁾がみられる。群倉はひとつの特徴であるが、コヤの立地は群倉(群倉立地)だけではなく一棟一棟がバラバラに離れて建っている場合(単独立地)もある(図 101)。これまでのコヤの研究は群倉を対象としたものが主であり、その成立要因として防火⁴⁴⁾や聖域⁴⁰⁾などが挙げられてきた。しかし、コヤの立地については所有と研究の余地が残されており、特にコヤの単独立地の実態については明らかにされていない。

以上を踏まえ本研究では、群倉立地と単独立地のコヤに対して、主屋とコヤの位置から集落内部におけるコヤの立地の特徴を土地利用との関係から明らかにすることを目的とする。

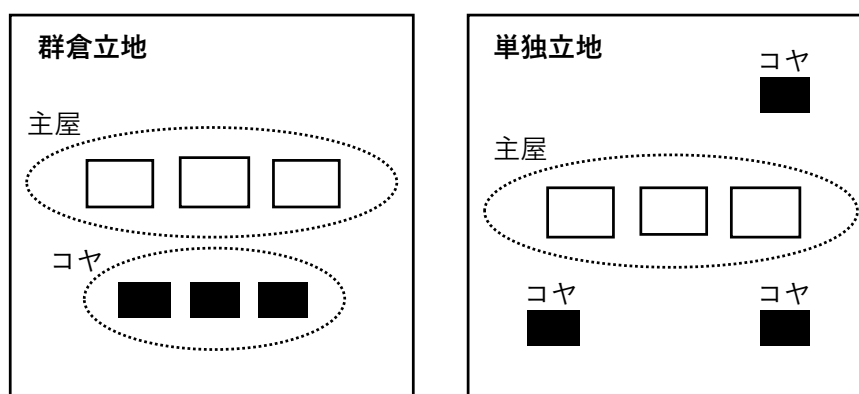


図 101 コヤの立地形態の模式図

6-2 コヤ所有の実態

6-2-1 コヤの所有棟数

一人が所有するコヤの棟数は1棟であるケースから複数棟であるケースまでである。管見の限り、最も多くのコヤを所有していたケースで5棟という報告がある²⁷⁾。コヤの棟数や大きさは、個々人がコヤに求める収納空間の広さや材料となる木材の量等によって決定される。第3章で述べたように、ヒョウモンゴヤ(俵物小屋)、ウツワモンゴヤ(器物小屋)、イショウゴヤ(衣装小屋)といった各機能に応じてコヤの内部の部屋を分けるか、コヤ自体を分けて各々のコヤに機能を持たせるか選択していると考えることができる。規模の大きいコヤであれば前者のように内部を2室から3室に分けることができるが、小さいコヤの場合は後者のように複数棟所有することで対応するケースが多いと推察される。

6-2-2 本研究におけるコヤの所有調査

(1) 調査の目的と方法

調査を実施した集落は、上県町田ノ浜集落、豊玉町和板集落、豊玉町横浦集落、厳原町下原集落、厳原町檜根集落の5集落(図 102)とした。これらの集落ではこれまで主屋とコヤの所有を紐付ける調査は行われていない。これらの集落のうち、田ノ浜集落と和板集落と下原集落ではコヤの単独立地がみられ、横浦集落と檜根集落ではコヤの群倉立地がみられる。本研究では群倉の定義を「屋敷地外に連続的に立地する3棟以上のコヤの集合」と定めて調査を進めた。また、既往研究で主屋とコヤの所有位置を調べたもの⁴⁴⁾⁴⁵⁾⁴⁶⁾も考察に加えて検討した。

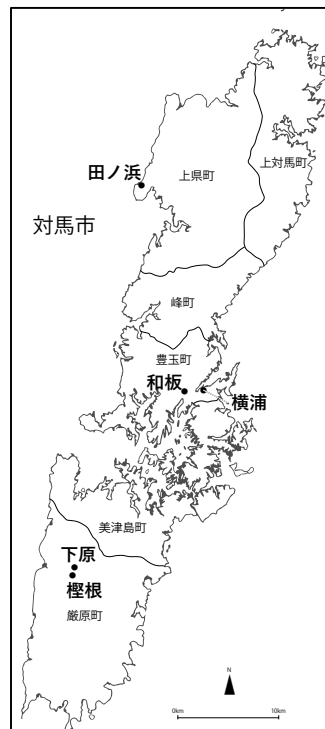


図 102 調査対象集落

調査対象の集落において現地踏査と集落住民に対するヒアリング調査を実施した（表 14）。集落の土地利用は空中写真と地形図から土地利用図を作成し、現地調査において確認した。その上で、現地において集落内の全てのコヤについて立地とその所有者の主屋の位置に関して聞き取りを行い、実際にヒアリング対象者と共に集落内を踏査し、正確な位置をプロットしていった。その後、デジタル化した土地利用図の上に聞き取り調査で得たコヤと主屋の位置を入力し、それらの位置の特徴を分析した。土地利用図の作成および聞き取り調査は 2018 年 8 月から 10 月にかけて実施した。

表 14 コヤの所有調査概要

対象集落	日程	調査内容	ヒアリング 対象人数	属性
田ノ浜	2018年8月17日-21日	コヤの分布と所有の確認・ヒアリング	2	集落住民
和板	2018年10月8日-10日	コヤの分布と所有の確認・ヒアリング	1	集落住民
横浦	2018年10月8日-10日	コヤの分布と所有の確認・ヒアリング	2	集落住民
下原	2018年8月17日-21日	コヤの分布と所有の確認・ヒアリング	1	集落住民
檜根	2018年9月22日,23日	コヤの分布と所有の確認・ヒアリング	1	集落住民

表 15 コヤの所有調査結果

項目(単位)			田ノ浜	和板	横浦	下原	檜根
コヤの棟数(棟)			15	9	20	12	16
コヤの複数棟所有の例(例)			6	0	2	0	1
コヤの立地(例)	主屋の 近隣	主屋に隣接	2	7	9	3	5
		主屋の道向かい	2	2	0	3	11
	主屋と離れている		11	0	10	6	0

(2) 結果

調査結果を表 15 にまとめた。以下では集落毎にコヤの立地と所有について詳述した。

・田ノ浜

田ノ浜集落内に残存するコヤの棟数は 15 棟であった。コヤが建つ土地は、すべてのコヤにおいて各々のコヤの所有者が有する土地であった。コヤの所有棟数は 1 棟所有が 3 例(名)で、2 棟所有が 6 例(名)であった。

本集落におけるコヤの立地と所有関係を図化したものが図 103 である。本集落における特徴として以下の点が挙げられた。まずコヤの立地について、居住域の周縁部に分散して立地しているという特徴がみられた。居住域の外側は北西に海とその内側の海浜と松林に囲まれた共有地、北東に森林、南に耕作地が広がっており、コ

ヤは居住域とそれらの土地利用との境目に立地していた。次にコヤの所有地について、所有者の主屋とコヤの位置は一律ではなく、主屋に隣接する土地や道向かいにコヤを所有しているケースは 40%(6 例)確認された。主屋の敷地から 15m～100m ほど離れた土地にコヤを所有しているケースが 60%(9 例)確認された。

また、「コヤは目の届く範囲で離して持つ」という解釈が聞き取りによって把握された。

・ 和板

和板集落内に残存するコヤの棟数は 9 棟であった。コヤの所有棟数は 1 棟所有が 9 例(名)で、2 棟以上所有する例はみられなかった。

本集落におけるコヤの立地と所有関係を図化したものが図 104 である。本集落における特徴として以下の点が挙げられた。まずコヤの立地について、居住域が東西の山際に分かれているのに対してコヤは中央部の道沿いに配置されているものが多かった。次にコヤの所有地について、所有者の主屋とコヤの位置は一律ではないものの、主屋に隣接する土地や道向かいにコヤを所有しているケースが 100%(9 例)で、檜根集落と同様に主屋の敷地から離れた土地にコヤを所有しているケースは確認できなかった。コヤを持たない主屋も存在したが、大多数の主屋とコヤに所有関係が認められた。

・ 横浦

横浦集落内に残存するコヤの棟数は 20 棟であった。コヤの所有棟数は 1 棟所有が 16 例(名)で、2 棟所有が 2 例(名)であった。ホンヤが不在で所有関係のないコヤが 1 棟確認された。

本集落におけるコヤの立地と所有関係を図化したものが図 105 である。本集落における特徴として以下の点が挙げられた。まずコヤの立地について、北東部の湾沿いにコヤが集合している箇所を 2 箇所確認できた。一つは湾と山の斜面の間の場所に 6 棟、もう一つは湾と海に挟まれた場所に 6 棟あり、いずれも狭いエリアに集合していた。次にコヤの所有地について、所有者の主屋とコヤの位置は一律ではないものの、主屋に隣接する土地にコヤを所有しているケースが 45%(9 例)確認された。主屋の敷地から 50m~100m ほど離れた土地にコヤを所有しているケースが 50%(10 例)確認された。コヤを持たない主屋も存在したが、大多数の主屋とコヤに所有関係が認められた。

・下原

下原集落内に残存するコヤの棟数は 12 棟であった。コヤが立つ土地は、すべてのコヤにおいて各々のコヤの所有者が有する土地であった。コヤの所有棟数は 1 棟所有が 12 例(名)で、2 棟以上所有する例はみられなかった。

本集落におけるコヤの立地と所有関係を図化したものが図 106 である。本集落における特徴として以下の点が挙げられた。まずコヤの立地について、居住域と耕作地の境界に沿うように立地しているという特徴がみられた。居住域の外側は北に森林、南に耕作地が広がっており、耕作地の南に東西方向に川が流れている。コヤは居住域と耕作地との境目に立地していた。次にコヤの所有地について、所有者の主屋とコヤの位置は一律ではないものの、主屋に隣接する土地にコヤを所有しているケースが 50%(6 例)確認された。主屋の敷地から 20m~80m ほど離れた土地にコヤを所有しているケースが 50%(6 例)確認された。コヤを持たない主屋も存在した。

・ 檜根

檜根集落に残存するコヤの棟数は 16 棟であった。コヤが立つ土地は、すべてのコヤにおいて各々のコヤの所有者が有する土地であった。コヤの所有棟数は 1 棟所有が 14 例(名)で、2 棟所有が 1 例(名)であった。

本集落におけるコヤの立地と所有関係を図化したものが図 107 である。本集落における特徴として以下の点が挙げられた。まずコヤの立地について、居住域の中央部にコヤが列状に集中して立地しているという特徴がみられた。居住域の外側は北西に耕作地、北東・東・南に森林が広がっており、コヤは居住域の中央に立地していた。次にコヤの所有地について、主屋の道向かいにコヤを所有しているケースが 68.8%(11 例)確認された。主屋とコヤはほぼ正面に向かい合って建てられており、常に所有者の目の届く範囲にコヤがあるという状態が形成されていた。

また、本集落におけるコヤの立地の特徴として、コヤが立地している土地が河川に沿った場所であるということが明らかになった。この場所は現在の土地利用では道路に属しているが、元来は河川であり、現在暗渠化されており道路として使用されていた。従って、コヤが建てられた当時は道路沿いではなく河川に沿って川越しに建てられたものであることが分かった。

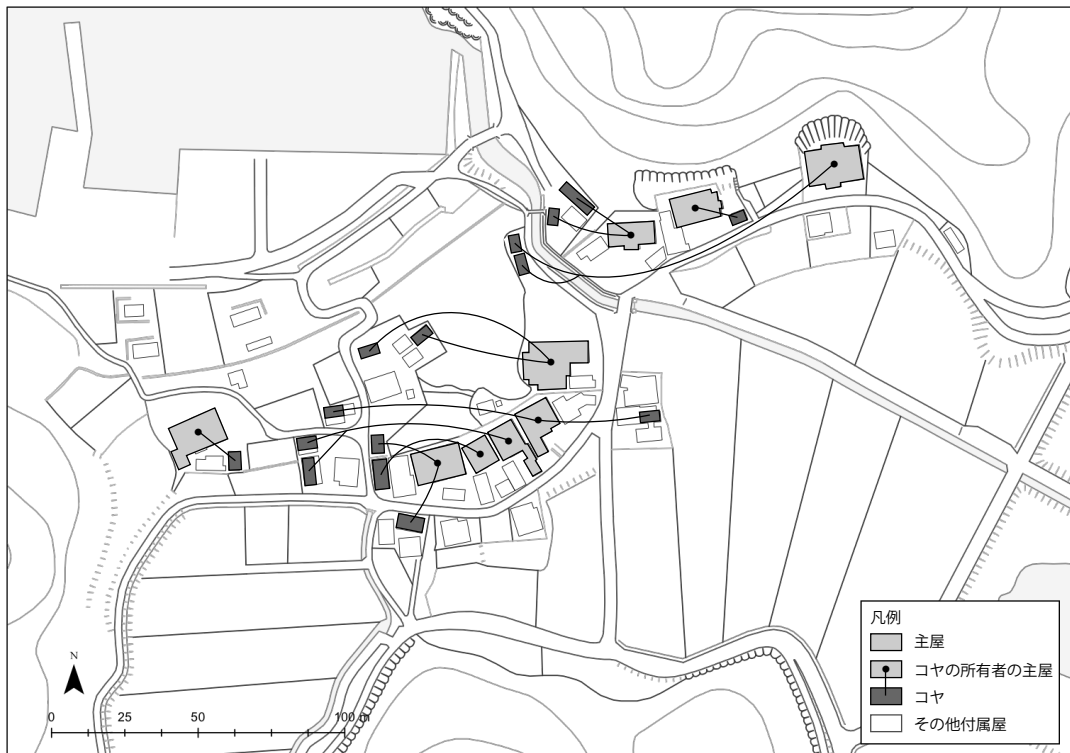


図 103 田ノ浜集落におけるコヤの所有関係

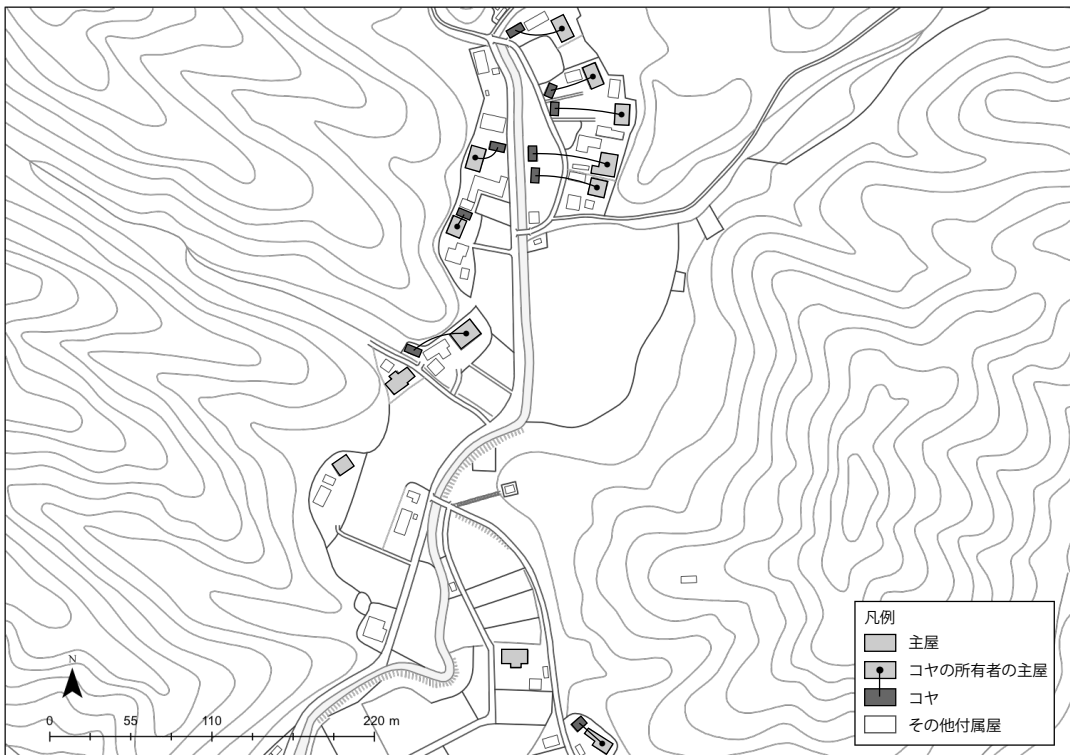


図 104 和板集落におけるコヤの所有関係

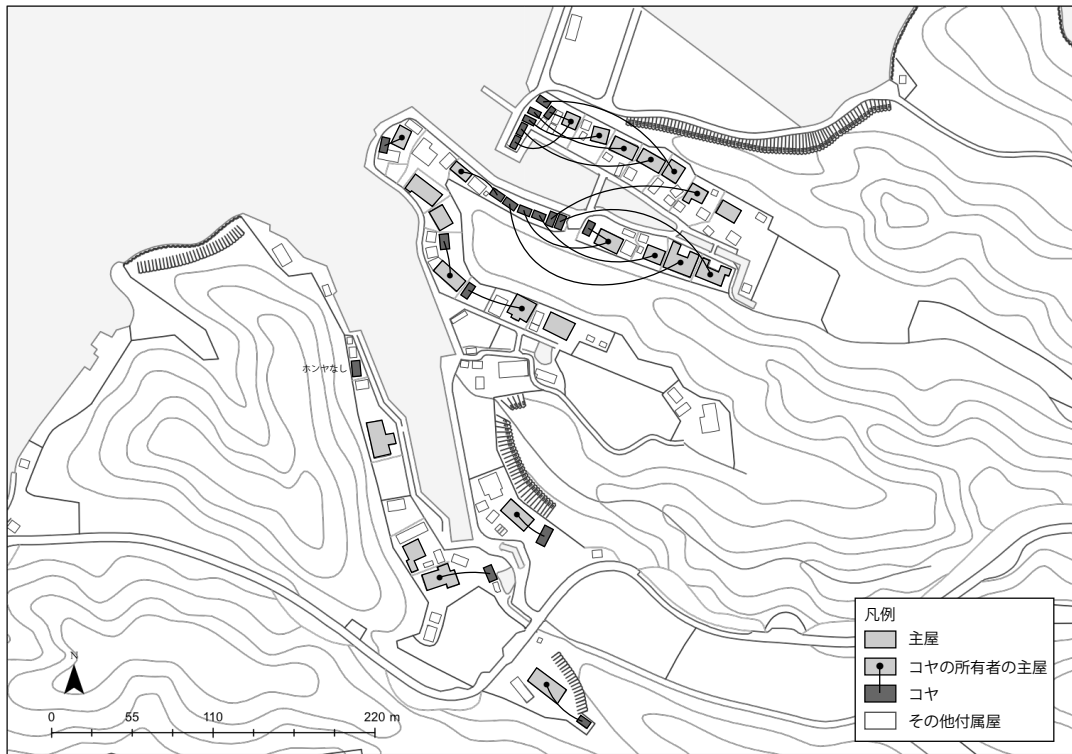


図 105 横浦集落におけるコヤの所有関係

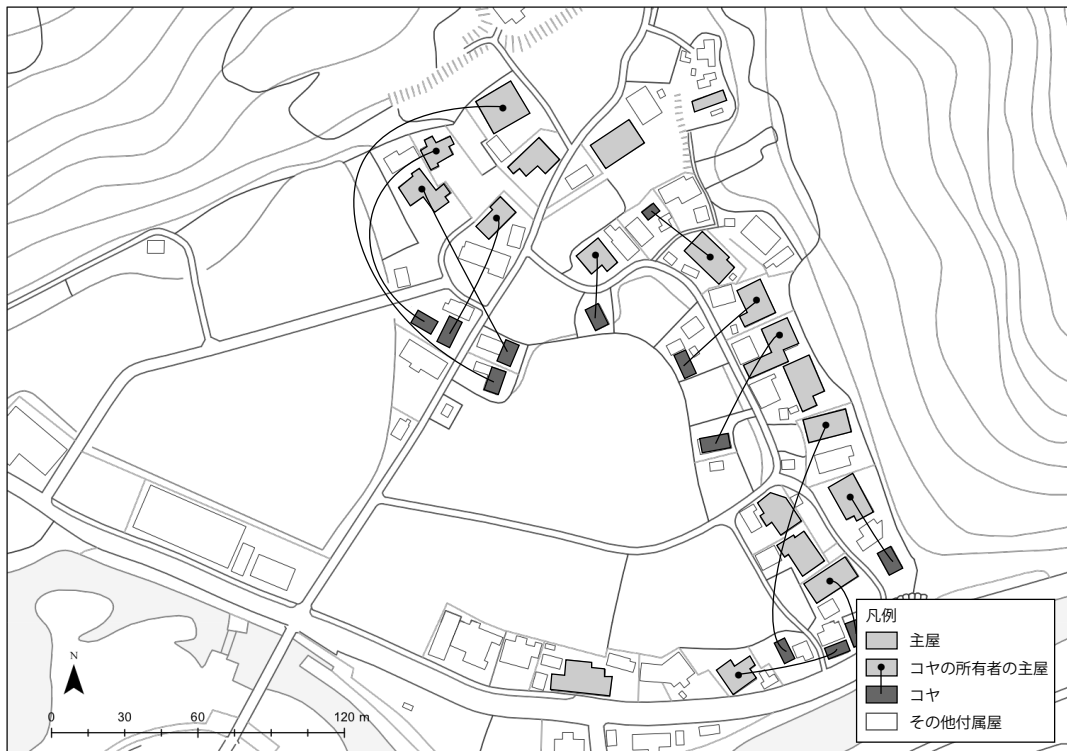


図 106 下原集落におけるコヤの所有関係

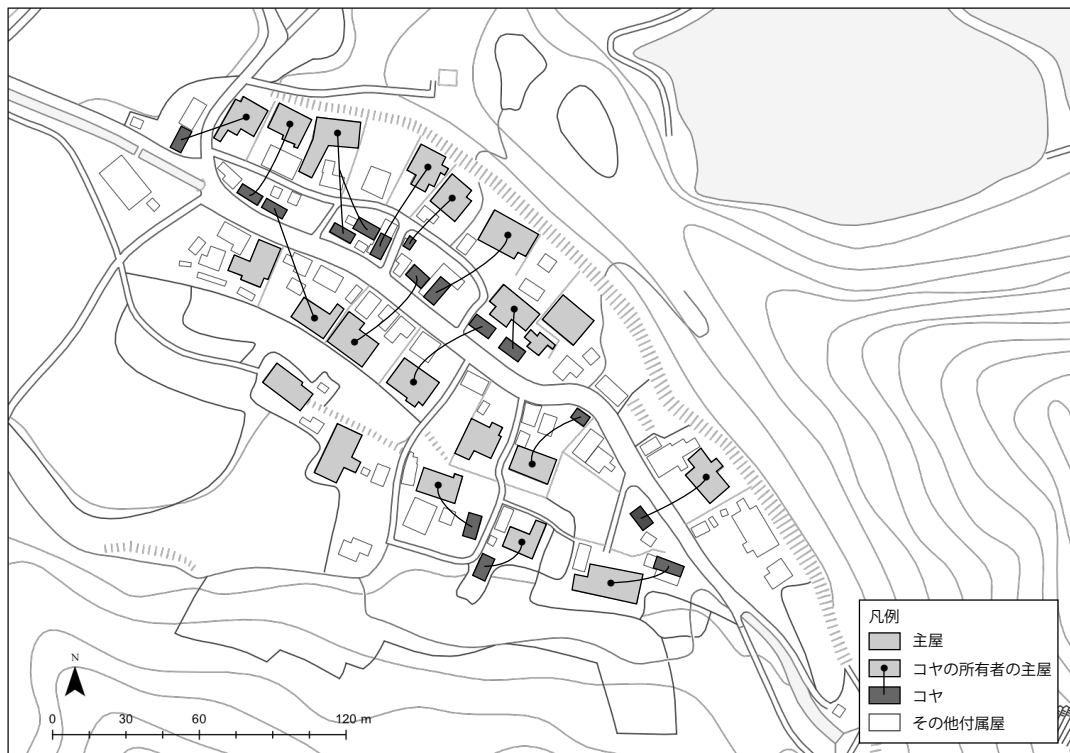


図 107 檜根集落におけるコヤの所有関係

6-3 コヤ所有に関する考察

6-3-1 集落内におけるコヤの立地と「際」

調査対象の5集落におけるコヤの立地や土地利用との位置関係をまとめると、田ノ浜集落では居住域の周縁部にコヤが立地していること、和板集落では宅地と森林や耕作地との境界部にコヤが立地していること、横浦集落では海岸沿いにコヤが集中して立地していること、下原集落では居住域と耕作地の境界部にコヤが立地していること、檜根集落では居住域内を流れる河川沿いにコヤが立地していることが明らかになり、コヤが集落の居住域の「際」に立地する傾向が共通していることが明らかになった。もちろん主屋の敷地内にコヤが建てられている等のいくつかの例外はあるが、田ノ浜集落では居住域の西側から海と居住域とを隔てるようにコヤが立

地しているという特徴がみられ、和板集落では各戸の宅地と森林や耕作地とを隔てるようにコヤが立地しているという特徴がみられ、横浦集落では田ノ浜集落と同様に居住域と海とを隔てるようにコヤが立地しているという特徴がみられ、下原集落では主に耕作地と居住域を隔てるように弧状にコヤが立地しているという特徴がみられ、檜根集落では居住域の中央にコヤが集中しているが、現在の中央部の道が暗渠化された川であることを考慮すると、現在のコヤ立地も北岸の居住域の際にあるという特徴がみられた。

これらの「際」は、いずれも集落内の土地利用において、居住域と耕作地・河川・海・森林の境界部という、使い勝手が悪い土地、つまり主屋用地や耕作地に適さない矮小な低未利用地が該当し、こうした土地にコヤが建てられたと推察することができる。

集落によってコヤの立地が異なる土地利用に隣接する要因を考えると、田ノ浜集落では居住域の内陸側の広大な耕作地を有効利用するために居住域と海との間に、和板集落では宅地付近の平地が狭小であるために各戸の宅地と森林や耕作地との間に、横浦集落では集落全体の平地が非常に狭小であるために海岸沿いに、下原集落では居住域と耕作地との間に特定の用途に使用されていない土地があるためにその空間に、檜根集落では川の両岸の居住域がそれぞれ山際にあるため川の付近の空間に、というように各集落の地理的条件や空間構成の違いが要因となっていることが推察される。

6-3-2 コヤの所有と立地の関係

5つの現地調査と3つの既往研究⁴⁴⁾⁴⁵⁾⁴⁶⁾から、コヤの所有と立地を分類し、図108のように整理した。単独立地は1)宅地内立地型、2)宅地向かい立地型、3)遠方立地型に、群倉立地は4)宅地向かい立地型の集合による群倉立地型、5)遠方立地型の集合による群倉立地型の計5類型に分類された。宅地内立地型の代表例とした和板集落では、宅地内にコヤを所有する事例が多かった。宅地向かい立地型の代表例とした下原集落では、コヤを主屋の近隣の土地あるいは離れた土地に1棟ずつ所有する傾向がみられた。既往研究の安神の一部もこの類型に当てはまった。遠方立地型の代表例とした田ノ浜集落では、コヤを宅地から離れた土地に複数棟分散して所有する事例が多かった。宅地向かい立地型の集合による群倉立地型の代表例とした檜根集落では、コヤを宅地の道向かいのを中心に近隣の土地に1棟ずつ所有する傾向がみられた。既往研究の志多留の一部もこの類型に当てはまった。遠方立地型の集合による群倉立地型の代表例とした横浦集落では、宅地のある居住域とコヤの集合する領域とが明確に分かれていた。既往研究の木坂と舟志と安神の大部分と志多留の一部もこの類型に当てはまった。以上から、調査対象の5集落および既往研究の3集落におけるコヤの立地と所有の関係について、コヤの立地と所有の関係の一致が容易に確認できる宅地内立地型以外のコヤの立地類型についても、コヤの立地の特徴は所有実態からも説明可能であることが推察された。すなわち、コヤの立地調査から抽出された5つの立地類型について、各類型の代表例である集落におけるコヤの所有調査結果によって、改めてその妥当性を確認することができたと言える。

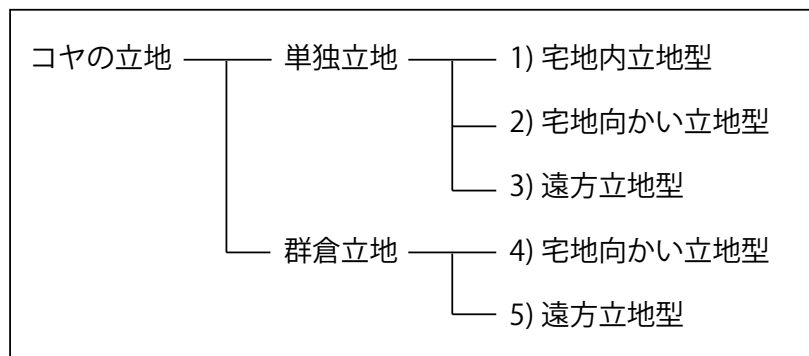


図 108 集合形態と主屋との位置関係によるコヤの立地類型

今回の調査から、コヤの立地や所有に関して共通性と集落毎の多様性が確認された。共通性としては、上島に位置し共に沿岸集落である田ノ浜集落、和板集落、横浦集落においても、また下島に位置し共に内陸集落である下原集落、檜根集落においても穀物倉庫であるコヤが分布している上に、どの集落でも半分以上の家がコヤを所有していることが挙げられる。このことから、対馬全島の集落においてはその立地条件に関わらず農業を生業として営んでいることが分かる。一方、集落毎の多様性としては、主屋とコヤの位置や所有関係が集落毎に異なっていたことが挙げられる。その要因としては居住域や耕作地との位置関係によってコヤを建てることのできる土地が集落によって異なっていたことがある。

6-3-3 群倉の成立要因に対する諸説と本論文における考察

本稿冒頭で述べたとおり、対馬のコヤの特徴のひとつとして「群倉」が挙げられ、既往研究でも群倉に関する論文は複数存在する。本研究では、主屋とコヤの所有を紐付ける調査を行い、またこれまで単独立地型の田ノ浜集落と和板集落、下原集落を調査することで、これまでの研究では注目されてこなかった所有という観点から

主屋とコヤからみた単独立地型のコヤの立地の特徴を明らかにすることができた。

これまでの研究では群倉は防火や聖域が理由だとされてきたが、所有からみた主屋とコヤの立地を考えると、集落のなかで主屋や耕作地に適さない矮小で他の利用を行い難い低未利用地に、主屋に収納しきれない物品を収納するための倉庫を建築したに過ぎず、こうした土地がバラバラに存在する集落では単独立地型のコヤが展開し、こうした土地がまとまって存在する集落では群倉立地型のコヤ群が展開したと推察することができる。実際に空中写真と地図から耕作地、宅地、コヤ用地の平均面積を集落毎に算出すると、田ノ浜集落ではそれぞれ7、772 m²、612 m²、57 m²、和板集落では4、874 m²、1、222 m²、57 m²、横浦集落では1、877 m²、2、619 m²、60 m²、下原集落では3、967 m²、915 m²、48 m²、檜根集落では1、192 m²、1、077 m²、43 m²であった。このことから、コヤの立地する土地が他の土地利用に供されている土地に比べて矮小であることが分かる。

また、各集落におけるコヤ用地と地形との関係を寄り辺の要素からみると、田ノ浜集落では海、和板集落では耕作地、横浦集落では海と森林、下原集落では耕作地、檜根集落では川がコヤ用地の寄り辺となっていることが現地調査で確認された。

上述したように居住域と耕作地・河川・海・森林の境界部という使い勝手が悪い土地、本論文における「際」は、一律ではなくいずれも集落の地形や土地利用に制限を受けて存在している。その「際」が、あるときは河川沿いの土地や居住域から離れた土地にまとまって存在した場合は、結果として防火性が高まり、収納物を家事の被害から守る効果を発揮していた。またその「際」が、森林と居住域の境目にまとまっ

て存在した場合は、その場所がハレとケを分ける聖域と重なっていたため、そのような論が成立したのだと推察される。

これまでの研究では「なぜ群れて建てるのか」という方向性からの議論が主だったが、本研究では「群れたのは結果である」ことを導き出した。例えば、本研究で扱った檜根集落のコヤは群倉立地という分類になるが、主屋とコヤは河川(現道路)を挟んで対面しており、コヤと主屋の各々の所有者との関係が主要である。これは、コヤを群れさせて建てるというコヤ同士の横の関係ではなく、各々のコヤの所有者が所有する土地同士の関係をコヤの成立要因とするものである。

対馬のコヤの特徴は、地形の制約のもと、耕作地、河川、海、森林などの土地利用が展開するなかで、生業や日々の暮らしのなかから「コヤ」への要求が生まれ、主屋や他の土地利用との関係からコヤの立地が定まり、結果として単独立地や群倉立地といった立地形態の多様性が生じてきた結果、現在の対馬の集落景観とコヤ立地が成立していることにある。

本研究では、これまで主屋とコヤの所有を紐づける調査が行われてこなかった集落を対象として、コヤの所有と土地利用の側面から集落内のコヤの立地を分析し、対馬におけるコヤの立地要因を「際」に起因する結論を導いた。その中でコヤの立地要因が集落毎の地理的条件や空間構成に大きく影響を受けていることが明らかになったと言える。対馬におけるコヤの立地は、時間をかけて集落ごとの特徴となり、対馬の気候風土や地形や生業と相まって、島全体としての共通性や集落ごとの相違点を生み出している。これまで文化財行政においてコヤは特に石屋根に着目されながら単体の建築物としての保全に力点が置かれていたが、本研究によって、コヤという建築物の文化的価値は主屋、耕作地、森林、海や川などで構成される集落景観

という観点から評価することが可能であるということが示された。このことは、文化的景観の重要な要素としてコヤを評価する視座が示されたとも言うことができる。これは対馬におけるコヤ研究の発展に寄与する成果ともいえる。

6-4 小結

本章では、群倉立地と単独立地のコヤに対して、主屋とコヤの位置から集落内部におけるコヤの立地の特徴を土地利用との関係から明らかにすることを目的として、コヤの立地類型をそれぞれ代表する7集落を対象に実施したコヤの所有調査結果を示した。

今回の調査から、コヤの立地や所有に関して共通性と集落毎の多様性が確認された。共通性としては、上島に位置し共に沿岸集落である田ノ浜集落、和板集落、横浦集落においても、また下島に位置し共に内陸集落である下原集落、檜根集落においても穀物倉庫であるコヤが分布している上に、どの集落でも半分以上の家がコヤを所有していることが挙げられる。このことから、対馬全島の集落においてはその立地条件に関わらず農業を生業として営んでいることが分かる。一方、集落毎の多様性としては、主屋とコヤの位置や所有関係が集落毎に異なっていたことが挙げられる。その要因としては居住域や耕作地との位置関係によってコヤを建てることのできる土地が集落によって異なっていたことがある。

第 7 章 対馬の文化的景観

第7章 対馬の文化的景観

7-1 本章の目的

ここまで、第1章では研究全体の背景と目的、第2章では文化的景観に関する関連動向分析と問題点・課題の提示を行い、第3章では対馬の集落とコヤの概要を示した後、第4章、第5章、第6章ではコヤの屋根材と立地形態、所有特性に分解してその分布実態を明らかにしてきた。本章では、第3章から第6章までの対馬を対象とした議論を総括し、コヤという観点から対馬の文化的景観の価値を提示する。なお、本章で提示する対馬の文化的景観は概念的な表現であり、本章で用いた構成要素(群)の用語は対馬の文化的景観を構成する要素という一般的な意味で使用しており、文化財保護法における文化的景観の制度下におけるそれとは異なる意味合いを持つものであることを断っておく。

7-2 コヤからみる対馬の文化的景観と領域

7-2-1 構成要素としてのコヤ

対馬のコヤは、地域によって使用木材種が異なることや、高床の高さに違いがみられる等、地域の気候風土に応じてバリエーションがみられる点から、コヤそのものが風土に根ざした建築物であると言えるが、本研究ではコヤを屋根材、立地形態、所有特性という要素にさらに分解して、それぞれ要素のレベルで対馬の気候風土や生業との関わりの中で多様性がみられることを示してきた(図 109)。

コヤの屋根は元来扮葺きで、石屋根を経て瓦葺きになったパターンと、石屋根を経ずに瓦葺きになったパターンとがみられた。石屋根についてみると、下島西海岸

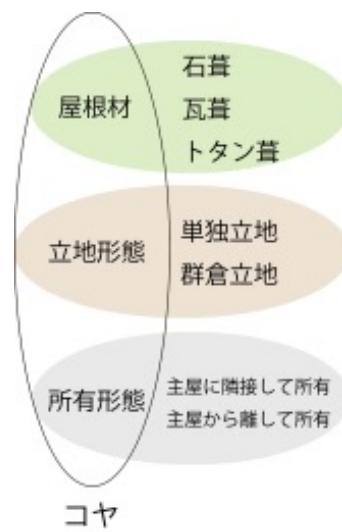


図 109 コヤを構成する要素

への偏在が確認されたが、これは年間の暴風日数や屋根石の供給源が西海岸に多いこととの関連が考えられるが、同じ条件下でも石屋根がみられない地域もあることから、石屋根の成立は気候風土という前提条件のもと、分布している地域特有の要因が関係していることが推察された。

コヤの立地形態をみると、単独立地と群倉立地とがみられた。群倉形態のみられる集落が多いことは対馬の特徴であるが、群倉立地にも単独立地の集合というパターンと居住域から離して意図的に設けられたパターンとがあった。寄り辺要素に着目すると、ヤマ、カワ、ミチ、ウミ、広場、耕作地の6つの要素が確認され、多くの群倉が複数の寄り辺を持っていた。群倉はコヤの集合であると同時に、それぞれの集落の地理的条件や土地利用等によって様々な形態をみせることがわかった。

コヤの所有についてみてみると、集落によって事情が異なることが分かった。まずコヤの所有棟数だが、1棟所有のみの集落と、複数棟所有が多い集落とに分類できた。またコヤを所有する場所についても、主屋に隣接して所有されるケースと主

屋から離して所有するケースとがみられ、集落によってそうしたケースのみられるバランスは異なっていた。所有関係の実態はコヤの立地形態としての群倉の定義にも影響を与えることから、コヤの所有関係をみることで、群倉の定義の多様性があらためて確認できた形となった。

つまり、コヤ本体ばかりでなく、その屋根材、立地形態、所有特性のそれぞれが対馬の気候風土や生業と密接な関係があることが明らかになった。こうしたことから、コヤは対馬の文化的景観を形作る重要な構成要素であると言える。

7-2-2 構成要素としてのコヤと対馬の文化的景観

コヤは本体ばかりでなくその屋根材、立地形態、所有特性においても各々のレベルで対馬の気候風土や生業と密接な関係があることが指摘でき、対馬の文化的景観を形成する重要な構成要素であることは先に述べた通りだが、問題は構成要素であるコヤがどのように対馬の文化的景観を形作っているかという点である。

本研究では、構成要素のコヤと対馬の文化的景観の結節点に集落を据えた。木庭作や炭焼き、牧畑をはじめとした山仕事が発達した対馬においてもコヤが山中深くに分布している報告は管見の限りにおいては無い。コヤは穀物倉庫ではあるが、必ず集落の居住域周辺に立地している。石屋根も群倉も集落と無関係にあるわけではなく、集落の地理的・歴史的・社会的事情と密接に結びついている。すなわち島内におけるマクロな意味でのコヤの分布はとりもなおさず集落の分布の問題であると換言することができる。

対馬の集落分布については、第3章の中で水系の独立性が高いことや流路延長の短さ、流域の狭さ等により沖積平野の発達が乏しいという地勢の影響を受け、沿岸

部への集落の集中、小規模集落の散在という特徴がみられることを指摘した。生業という点からは、近世期の士族と農民による集落経営から明治期以降の本戸制度への移行という流れの中で、百姓株に基づいた農業を中心とした生業が厳格に継承された結果、全島にわたり農業集落が形成されたことも確認した。内陸集落と漁業集落に比べ沿岸集落と農業集落が圧倒的な発達をみたことは、対馬における集落形成の特徴であると考えることができる。

構成要素としてのコヤは、このような特徴的な集落分布のありようと密接に関係している。コヤは穀物倉庫であるばかりか、コヤの所有は在来戸すなわち本戸であることを示したことから、コヤの分布は本戸のいる集落の分布と一致していた。コヤは生業として農業を営んでいることの象徴でもあり、本戸制度を表象するシンボルでもあったと言える。石屋根も自然発生したわけではなく、強風地域にあり板石の露天掘りが可能な採石場が付近にあり採石から運搬、生産組織が整っている集落においてみられたことから、集落の社会的条件が成立の与条件となっていた。石屋根の分布は、そうした社会的条件の整っている集落の分布と一致していると考えることができる。群倉についても、群倉立地の選択が集落の土地利用や身分階層のあり方によってなされてきたと確認できた。以上から、コヤはその成立が集落の分布や地理的・歴史的・社会的事情と関係していることによって、対馬の文化的景観の構成要素としての価値を帯びてくると言うことができる。

7-2-3 対馬の文化的景観の価値

以上のように、対馬の文化的景観の構成要素としてコヤを捉えてきたが、こま

での議論を踏まえて本研究では対馬のコヤが表象する対馬の文化的景観の価値を以下の3点に集約したい。

(1) 沿岸部への農業集落の分布

対馬海流に囲まれ漁業資源が豊かな対馬において、その海に面する沿岸集落は基本的に農業集落であり、純粋な漁業集落は明治期以降に島外の入漁者によって形成されたごく一部の集落のみである。沿岸部の農業集落においても漁業は行われてはいたが、あくまでも半農半漁あるいは主農従漁の生業形態をとり、漁業は採藻業や地先漁業といった規模の小さな浦漁に過ぎなかった。農業を営む沿岸集落自体は全国に分布するが、近世期の郷村経営にルーツを持ち明治期以降も受け継がれた本戸制度のもとでの耕作権の継承による農本政策により漁業資源の豊かな海に背を向けるような暮らしが徹底されていたこと、また沿岸部への農業集落の分布が全島的にみられることが対馬の特徴である。

(2) 沿岸集落の連続的分布

対馬においては、全島という広域にわたり沿岸集落が連続的に分布していることが特徴である。対馬の地形は上島と下島の間に横たわる浅茅湾に代表されるように全島的に溺れ谷の地形を呈しており、沿岸は切り立った断崖となっている場所が多い(写真 12)。各沿岸集落は独立した水系が河口部で形成した狭小な沖積平野に形成されており(写真 13)、そうした沿岸集落が一浦一集落という形態を基本に連続的に分布している(写真 14)。こうした形態は対馬の北岸と南岸、西岸に発達しているが

(図 110)、東岸も含めて類似した地形に集落が立地している点是对馬の集落分布の特徴と言える。

(3) コヤを中心とした景観構成要素群の反復

対馬の集落においては、一部の純粋な漁業集落を除いて大部分の沿岸集落においてコヤ・ホンヤ・ウマヤという屋敷地を形成するユニット、山林、耕作地、海、河川といった要素のまとまりがみられる(図 111)。本研究ではこのまとまりを景観構成要素群と称することとする。対馬の文化的景観の価値の(1)(2)と共通することだが、この景観構成要素群は各沿岸集落にみられるまとまりであることから、沿岸集落の広域的・連続的分布に伴って反復していることが特徴である。この景観構成要素群が対馬の集落景観を特徴付けている。



写真 12 集落の浜から望む断崖 (厳原町小茂田集落)



写真 13 狭小な沖積平野に立地する集落 (峰町青海集落)



写真 14 一浦一集落という形態 (峰町木坂集落)

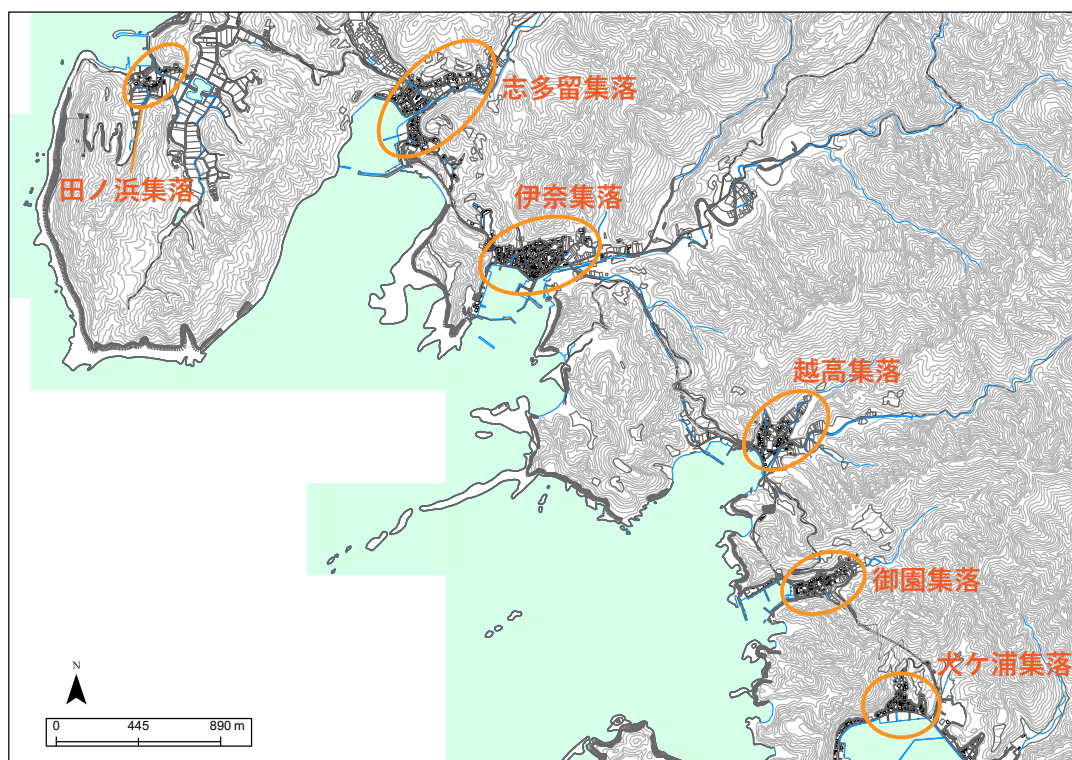


図 110 沿岸集落の連続的分布を顕著に示す例

(上は対馬西岸の上県町の一部、下は対馬南岸の厳原町の一部)

(地図は CSIS 提供の Zmap TOWN 11 を使用)

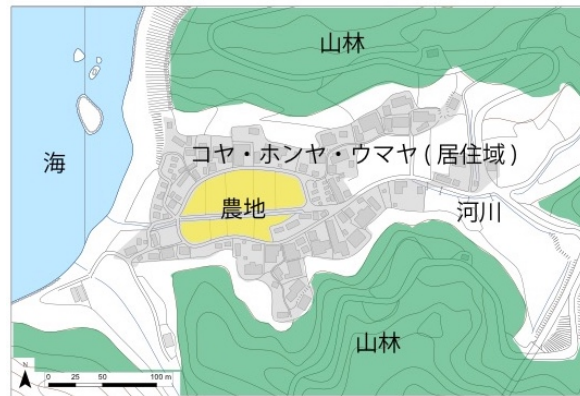


図 111 集落にみられる景観構成要素群(峰町青海集落)

7-2-4 対馬の文化的景観を通じた新たな領域概念

以上のように、本研究ではここまでの調査研究から「沿岸部への農業集落の分布」「沿岸集落の連続的分布」「コヤを中心とした景観構成要素群の反復」の3点を、対馬の自然的・歴史的・社会的背景を受けて発達した特殊な生業のありようを示す対馬の文化的景観の価値として提示した。この対馬の文化的景観のありようは、文化的景観における新しい領域概念を示すものであると言える。それは「文化的景観の領域と構成要素の反復的分散分布」という領域概念である。特に対馬の文化的景観の価値として示した3点のうち「沿岸集落の連続的分布」「コヤを中心とした景観構成要素群の反復」の2点がこの領域概念に関係する。

こうした領域概念によって重要文化的景観の選定範囲として定められた例はこれまでにない。「文化的景観の領域と構成要素の反復的分散分布」という概念は、本研究がコヤという構成要素に着目し、その屋根材や立地形態等の分布を調査研究したことによって観念可能になった概念であると言える。

第8章 文化的景観の領域と構成要素の反復的分散 分布

第 8 章 文化的景観の領域と構成要素の反復的分散分布

8-1 本章の目的

本章では本論文の結びとして、対馬の文化的景観における構成要素の分布形態を全国の重要文化的景観の選定事例の中に位置付けた時、どのような価値付けが可能であるかを検討する。こうした検討によって、これまで対象とされることのなかった対馬においても文化的景観の価値付けが可能であることを示すと同時に、全国的にみても稀有な構成要素分布が想定されることを明らかにする。そして最後に総括として、第 1 章と第 2 章で掲げた研究目的に対する結論を示し、文化財保護制度としての文化的景観概念の拡大の提言を示す。

8-2 構成要素の反復的分散分布を特徴とする文化的景観

第 2 章において文化的景観の選定事例における選定範囲と構成要素の関係を類型化した(図 112)、対馬の事例はどの類型と近い関係があるだろうか。対馬の場合、コヤを中心とした景観構成要素群の反復が認められることから、第 2 章で示したⅢ類型にまず該当する。Ⅲ類型の代表例として、長崎県南松浦郡新上五島町の「新上五島町北魚目の文化的景観」がある。この事例においては、重要な構成要素として 12 の集落と 13 の寺社・教会堂、その他住居や漁港、かんころ関連施設等が指定されている。全ての集落にくまなく同様の構成要素群が形成されているわけではないが、集落-寺社・教会堂-漁港の組み合わせが複数の集落でみられる他、集落-寺社・教会堂の組み合わせに限れば、選定範囲に定められている中通島北部半島の番岳以北の竹谷集落、一本松集落、上小瀬良集落を除いた全ての集落でみられ

る。重要な構成要素とされている集落の境界が結合しているため選定範囲内は一つであるが、その中で構成要素群が反復して現れている点の特徴である。

但し、対馬の事例の場合、集落とコヤを中心とした景観構成要素群が全島的に分散分布しているため、それらを一つの領域として括ることが可能かという問題がある。これは前に述べたように方法論の問題でもあるが、本研究において対馬の文化的景観の価値として示した「沿岸集落の広域的・連続的分布」という点から考えると、文化的景観の領域自体の分散分布を想定する方が、対馬の文化的景観の価値を表象する上で適切であるように思われる。文化的景観の選定範囲の分散分布自体は、第2章で示したⅡ類型に近い。例えば、島根県仁多郡奥出雲町の「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」においては、かつてのたたら製鉄の生業の痕跡が残る6つの区域が選定範囲として分散して分布している。こうした選定範囲の設定のあり方は、対馬の事例においても有効であると言えるが、対馬の場合は同様の構成要素によって構成される景観構成要素群が反復している点が大きな特徴であることから、Ⅱ類型の領域の分散分布とⅢ類型の景観構成要素群の反復が複合した類型が

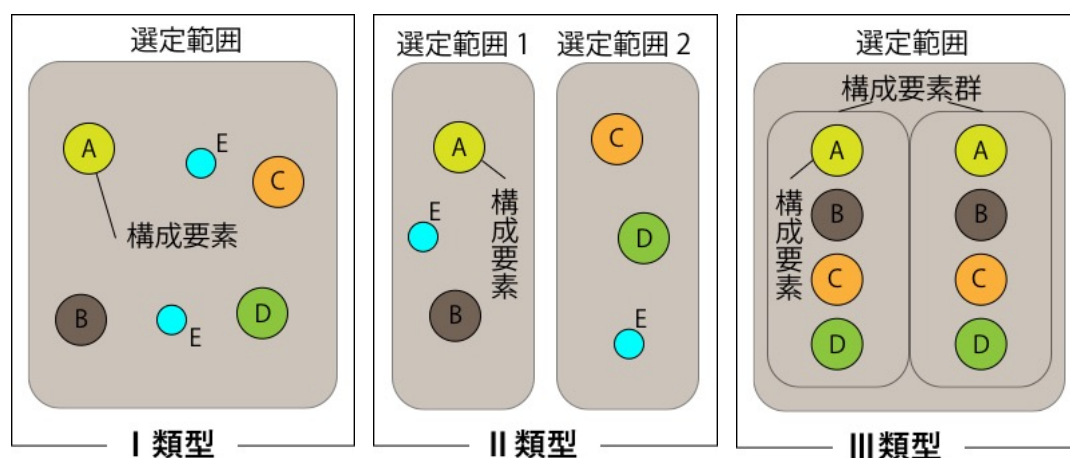


図 112 選定範囲と構成要素の関係を示す3類型(図5～図7の再掲)

求められると言うことができる。

Ⅱ類型とⅢ類型の複合型をⅣ類型とする(図 113)。この類型においては、領域が複数にわたる上、景観構成要素群が反復していることが特徴である。強いて言えば、広域の文化的景観である阿蘇の文化的景観における(各自治体の選定事例を一つの構成要素と捉えた場合の)分散分布する草原の構成要素としての集中指定がこれに類似すると考えられなくはないが、一般にこれまでこうした文化的景観の領域と構成要素の設定は自覚的に想定されてこなかった。しかし、Ⅳ類型のような類型を文化的景観のあり方として定義すれば、文化的景観の概念の拡充につながるばかりか、既選定の重要文化的景観の捉え直しや既選定事例の追加選定に繋がる可能性もある。

文化的景観の価値を体現する景観のまとまりの広域的・連続的反復という領域形態が重要文化的景観の選定事例においてみられなかった要因として、そうした領域概念が文化的景観のあり方として想定されてこなかっただけでなく、そうした考え

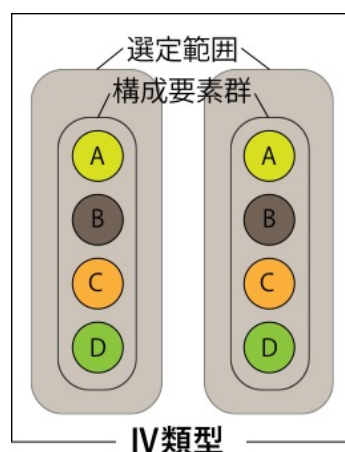


図 113 本研究から導き出された新たな類型 (A～D は構成要素)

(領域の分散分布と景観構成要素群の反復がみられる文化的景観の類型) (Ⅳ類型)

方に基づく重要文化的景観選定が制度的に困難であったことがあると推察される。

文化財保護法第百三十四条第1項において、重要文化的景観の選定は「文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であって、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる」⁴⁷⁾と定められている。重要文化的景観の申出のためには景観計画の策定、景観計画区域や景観地区の設定、保存計画策定に伴う現状変更等の諸規制の設定や地権者の了承等、煩雑な作業工程と実務が必要とされているのである。重要文化的景観の申出においては文化的景観の価値評価は十分条件に過ぎず、実際には文化財保護制度としての重要文化的景観申出に必要な実務作業が可能であるか、その体力を当該自治体が持ち合わせているかという点が必要条件となってくる。選定申出範囲と構成要素が広域に分散分布するようなケースは申出の準備作業に多大な負担をかけることとなるため、そもそも想定されにくいという可能性がある。概念と制度との間で乖離が生じていると指摘することができよう。

換言すれば、今回文化的景観の領域と構成要素の新たな分布形態を示すことが可能であったのは、文化的景観制度に文化的景観概念に関する議論が反映できていないことに起因する。本研究では、第2章において既選定の重要文化的景観を対象としてその領域と構成要素の分布の類型化を行ったが、一方で第3章から第6章までの実証的調査研究の成果を受けて第7章と本章で示した対馬の文化的景観のありようは極めて概念的である。文化的景観概念の議論の深化、概念自体の拡張と再考に

よって、文化財保護制度としての文化的景観のさらなる可能性を検討するきっかけになるということを本研究では示すことができたと考えている。

文化的景観の価値概念を選定に伴う手法的課題に影響されることなく文化財保護制度としての文化的景観に引き上げるための方法論が模索されるべきと考える。文化的景観の領域の議論も、結果的には第1章の冒頭で述べたような価値評価と計画論の乖離という文化的景観の大きな課題とつながっているのである。

8-3 結び

本研究では、対馬のコヤを事例に文化的景観の領域と構成要素の関係を捉え、コヤの分布の詳細な調査研究に基づき対馬の文化的景観の価値を明らかにすること、そして文化的景観における領域と構成要素に基づく新たな概念を提示することを目的としてきた。

その中で、まず重要文化的景観選定事例において、文化的景観の領域と構成要素の関係には3つの類型があることを示した。その後、対馬の集落とコヤについてその分布と成立の要因を分析した。特にコヤについては屋根材、立地形態、所有特性などに要素を分解し、綿密な現地調査をもとにその分布と成立の要因について詳細な分析を実施した。そうした分析から、本研究では「沿岸部への農業集落の分布」

「沿岸集落の広域的・連続的分布」「コヤを中心とした景観構成要素群の反復」の3点を、対馬の自然的・歴史的・社会的背景を受けて発達した特殊な生業のありようを示す対馬の文化的景観の価値として提示した。

そうした対馬の文化的景観の価値を最大限に担保できる文化的景観の領域と構成要素の設定のあり方について考察した結果、これまでにない文化的景観の領域設

定、すなわち文化的景観の領域が広域的・連続的に分散分布し、その領域において同様の構成要素によって構成された景観構成要素群の反復が認められるような領域設定が求められることを示すことができた。こうした事例は実際には全国に多く見出されると考えることができる。本研究によって文化的景観概念における構成要素の反復的分散分布という視座の有効性が示されたことで、今後のわが国における文化的景観の概念が拡大し、これまで評価されずに埋もれ消滅の危機に瀕してきた文化的景観に光が当たり、そこで暮らす人々の生活環境に対する矜持の醸成につながることを願っている。

資料

厳原町

市名	町名	集落名	集落の立地			コヤの有無	石屋根の有無	群倉の有無
			沿岸/内陸	海岸/山手	西海岸/東海岸			
対馬市	厳原町	厳原	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	厳原町	久田	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	厳原町	尾浦	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	厳原町	安神	沿岸	海岸	東海岸	◎	◎	◎
対馬市	厳原町	久和	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	厳原町	内山	内陸			◎	◎	×
対馬市	厳原町	与良内院	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	厳原町	豆股内院	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	厳原町	浅藻	沿岸	海岸	西海岸	×	×	×
対馬市	厳原町	豆股	沿岸	海岸	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	厳原町	豆股瀬	沿岸	山手	西海岸	◎	×	◎
対馬市	厳原町	佐須瀬	沿岸	山手	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	厳原町	久根浜	沿岸	海岸	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	厳原町	久根田舎	内陸			◎	◎	◎
対馬市	厳原町	上槻	沿岸	海岸	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	厳原町	椎根	沿岸	山手	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	厳原町	日掛	内陸			◎	×	×
対馬市	厳原町	檜根	内陸			◎	◎	◎
対馬市	厳原町	下原	内陸			◎	×	×
対馬市	厳原町	小茂田	沿岸	海岸	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	厳原町	阿連	沿岸	海岸	西海岸	◎	◎	◎

美津島町

市名	町名	集落名	集落の立地			コヤの有無	石屋根の有無	群倉の有無
			沿岸/内陸	海岸/山手	西海岸/東海岸			
対馬市	美津島町	根緒	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	今里	沿岸	海岸	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	美津島町	尾崎	沿岸	海岸	西海岸	×	×	×
対馬市	美津島町	加志	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	吹崎	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	美津島町	箕形	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	洲藻	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	昼ヶ浦	沿岸	海岸	西海岸	×	×	×
対馬市	美津島町	竹敷	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	黒瀬	沿岸	海岸	西海岸	×	×	×
対馬市	美津島町	雞知	沿岸	海岸	東海岸	◎	◎	×
対馬市	美津島町	大船越	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	緒方	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	久須保	沿岸	海岸	東海岸	◎	◎	×
対馬市	美津島町	島山	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	玉調	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	犬吠	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	美津島町	大山	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	小船越	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	鴨居瀬	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	赤島	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	美津島町	芦浦	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	賀谷	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	美津島町	濃部	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×

豊玉町

市名	町名	集落名	集落の立地			コヤの有無	石屋根の有無	群倉の有無
			沿岸/内陸	海岸/山手	西海岸/東海岸			
対馬市	豊玉町	横浦	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	豊玉町	塩浜	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	豊玉町	見世浦	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	鍵川	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	千尋藻	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	曾	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	位之端	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	豊玉町	和板	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	糸瀬	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	貝鮓	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	嵯峨	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	佐志賀	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	仁位	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	卯麦	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	佐保	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	貝口	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	東加藤	沿岸	海岸	西海岸	×	×	×
対馬市	豊玉町	水崎	沿岸	海岸	西海岸	×	×	×
対馬市	豊玉町	加志々	沿岸	海岸	西海岸	×	×	×
対馬市	豊玉町	唐洲	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	廻	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	志多浦	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	豊玉町	大綱	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	小綱	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	銘	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	豊玉町	田	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×

峰町

市名	町名	集落名	集落の立地			コヤの有無	石屋根の有無	群倉の有無
			沿岸/内陸	海岸/山手	西海岸/東海岸			
対馬市	峰町	賀佐	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	峰町	吉田	沿岸	山手	西海岸	◎	×	×
対馬市	峰町	三根	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	峰町	狩尾	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	峰町	木坂	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	峰町	青海	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	峰町	津柳	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	峰町	櫛	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	峰町	佐賀	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	峰町	志多賀	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	峰町	志越	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×

上県町

市名	町名	集落名	集落の立地			コヤの有無	石屋根の有無	群倉の有無
			沿岸/内陸	海岸/山手	西海岸/東海岸			
対馬市	上県町	女連	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上県町	久原	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上県町	鹿見	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上県町	檜滝	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	上県町	飼所	内陸			◎	×	×
対馬市	上県町	瀬田	内陸			◎	×	×
対馬市	上県町	犬ヶ浦	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	上県町	御園	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	上県町	越高	沿岸	海岸	西海岸	◎	◎	◎
対馬市	上県町	伊奈	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上県町	志多留	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上県町	田ノ浜	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	上県町	中山(佐護)	内陸			◎	×	×
対馬市	上県町	仁田ノ内(佐護)	内陸			◎	◎	◎
対馬市	上県町	恵古(佐護)	内陸			◎	×	×
対馬市	上県町	井口(佐護)	内陸			◎	×	◎
対馬市	上県町	友谷(佐護)	内陸			◎	×	◎
対馬市	上県町	湊(佐護)	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上県町	深山(佐護)	内陸			◎	×	◎
対馬市	上県町	佐須奈	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	上県町	西津屋	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎

上対馬町

市名	町名	集落名	集落の立地			コヤの有無	石屋根の有無	群倉の有無
			沿岸/内陸	海岸/山手	西海岸/東海岸			
対馬市	上対馬町	河内	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	大浦	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	鰐浦	沿岸	海岸	西海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	豊	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	泉	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	古里	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	上対馬町	西泊	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	比田勝	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	上対馬町	網代	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	津和	内陸			◎	×	×
対馬市	上対馬町	富浦	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	唐舟志	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	浜久須	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	玖須	内陸			◎	×	×
対馬市	上対馬町	大増	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	舟志	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	五根緒	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	茂木	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	琴	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×
対馬市	上対馬町	芦見	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	◎
対馬市	上対馬町	一重	沿岸	海岸	東海岸	×	×	×
対馬市	上対馬町	小鹿	沿岸	海岸	東海岸	◎	×	×

図表目次

・ 図

図 1	対馬の位置と対馬市を構成する 6 町.....	9
図 2	本論文の構成.....	11
図 3	複数の選定範囲数を持つ事例の例.....	19
図 4	I 類型 (A～E は構成要素) (例「三角浦の文化的景観」 ¹⁵⁾)	21
図 5	II 類型 (A～E は構成要素) (例「奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観」 ¹⁵⁾)	21
図 6	III 類型 (A～E は構成要素) (例「東草野の山村景観」 ¹⁵⁾)	21
図 7	広域の文化的景観における選定範囲と構成要素の関係 (I ～ III は図 4 の I 類型～III 類型)	24
図 8	対馬における集落の分布.....	33
図 9	対馬における行政区画の変遷.....	33
図 10	対馬における集落の立地.....	36
図 11	対馬の水系 (CSIS 提供の Zmap TOWN II より作成)	36
図 12	各パターン毎の集落数.....	40
図 13	①〔内陸集落 I〕-内陸部の平野部に孤立して立地する集落(厳原町内山集落) 41	
図 14	②〔内陸集落 II〕-大型の河川に沿って連続的に立地する集落.....	41
図 15	③〔内陸集落 III〕-沿岸部の集落のすぐ山手に立地する集落(厳原町久根田舎集落)	41
図 16	④〔沿岸(海岸)集落 I〕-海岸に集落の居住域が直接接する集落(上県町女連集落)	42
図 17	⑤〔沿岸(海岸)集落 II〕-海岸に集落の居住域が直接接しない集落(豊玉町貝口集落)	42
図 18	⑥〔沿岸(山手)集落〕-集落が沿岸の山手にある集落(豊玉町佐保集落).....	42
図 19	各集落の本戸率(河地 ²²⁾ より抜粋)	48
図 20	対馬全島におけるコヤが存在する集落の分布.....	55
図 21	コヤの構造(小林ら ²⁹⁾ より引用)	56
図 22	コヤの構造(小林ら ²⁹⁾ より引用)	56
図 23	各建築物の仕口(小林・安藤 ²⁸⁾ より引用)	58
図 24	石屋根の施工手順(釜床 ³¹⁾ より引用)	64
図 25	石屋根の残存数の変遷(対馬市 ³²⁾ のデータより作成)	66

図 26	対馬における石屋根の存在する集落の分布.....	70
図 27	安神集落における石屋根の立地と写真.....	72
図 28	内山集落(移築分含む)における石屋根の立地と写真.....	73
図 29	豆酸集落における石屋根の立地と写真.....	74
図 30	佐須瀬集落における石屋根の立地と写真.....	75
図 31	久根浜集落における石屋根の立地と写真.....	76
図 32	久根田舎集落における石屋根の立地と写真.....	77
図 33	上槻集落における石屋根の立地と写真.....	78
図 34	椎根集落における石屋根の立地と写真.....	79
図 35	檜根集落における石屋根の立地と写真.....	80
図 36	小茂田集落における石屋根の立地と写真.....	81
図 37	阿連集落における石屋根の立地と写真.....	82
図 38	今里集落における石屋根の立地と写真.....	83
図 39	雞知集落(移築分含む)における石屋根の立地と写真.....	84
図 40	久須保集落(移築)における石屋根の立地と分布.....	85
図 41	越高集落における石屋根の立地と分布.....	86
図 42	仁田ノ内(佐護)集落における石屋根の立地と写真.....	87
図 43	対馬の表層地層図(国土交通省国土政策局国土情報課 HP よりダウンロード) ..	96
図 44	コヤの立地形態の 4 類型(左から類型①②③④).....	101
図 45	群倉の類型(安藤ら ³⁹⁾ より引用)	103
図 46	寄り辺となる 6 要素(安藤ら ³⁹⁾ の分類を参考にした)	105
図 47	対馬における群倉の存在する集落の分布.....	109
図 48	尾浦集落における群倉の立地.....	112
図 49	安神集落における群倉の立地.....	112
図 50	豆酸内院集落における群倉の立地.....	113
図 51	豆酸集落における群倉の立地.....	113
図 52	豆酸瀬集落における群倉の立地.....	114
図 53	佐須瀬集落における群倉の立地.....	114
図 54	久根浜集落における群倉の立地.....	115
図 55	久根田舎集落における群倉の立地.....	115
図 56	上槻集落における群倉の立地.....	116
図 57	椎根集落における群倉の立地.....	116
図 58	檜根集落における群倉の立地.....	117

図 59	小茂田集落における群倉の立地.....	117
図 60	阿連集落における群倉の立地.....	118
図 61	今里集落における群倉の立地.....	118
図 62	吹崎集落における群倉の立地.....	119
図 63	横浦集落における群倉の立地.....	119
図 64	志多浦集落における群倉の立地.....	120
図 65	木坂集落における群倉の立地.....	120
図 66	青海集落における群倉の立地.....	121
図 67	津柳集落における群倉の立地.....	121
図 68	女連集落における群倉の立地.....	122
図 69	久原集落における群倉の立地.....	122
図 70	鹿見集落における群倉の立地.....	123
図 71	越高集落における群倉の立地.....	123
図 72	伊奈集落における群倉の立地.....	124
図 73	志多留集落における群倉の立地.....	124
図 74	仁田ノ内集落における群倉の立地.....	125
図 75	井口集落における群倉の立地.....	125
図 76	友谷集落における群倉の立地.....	126
図 77	湊集落における群倉の立地.....	126
図 78	深山集落における群倉の立地.....	127
図 79	西津屋集落における群倉の立地.....	127
図 80	河内集落における群倉の立地.....	128
図 81	鰐浦集落における群倉の立地.....	128
図 82	豊集落における群倉の立地.....	129
図 83	西泊集落における群倉の立地.....	129
図 84	富浦集落における群倉の立地.....	130
図 85	唐舟志集落における群倉の立地.....	130
図 86	舟志集落における群倉の立地①.....	131
図 87	舟志集落における群倉の立地②.....	131
図 88	芦見集落における群倉の立地.....	132
図 89	ヤマを寄り辺とする群倉の2類型.....	133
図 90	No. 41 峰町津柳集落(ヤマ(山腹)、ウミ型).....	133
図 91	N0. 8 上対馬町唐舟志集落(ヤマ(山裾)、耕作地型).....	133

図 92	No. 51 厳原町豆酛集落(ウミ、ミチ(片側)型).....	134
図 93	カワを寄り辺とする群倉の 2 類型.....	135
図 94	No. 37 峰町木坂集落(ヤマ(山裾)、カワ(片岸)、耕作地型).....	135
図 95	No. 18 上県町久原集落(カワ(両岸)、ミチ(片側)型).....	135
図 96	ミチを寄り辺とする群倉の 2 類型.....	136
図 97	No. 4 上対馬町豊集落(ミチ(片側)型).....	136
図 98	No. 50 厳原町豆酛内院集落(ミチ(両側)、耕作地型).....	136
図 99	No. 3 上対馬町鰐浦集落.....	137
図 100	No. 53 厳原町佐須瀬集落(ヤマ(山裾)、ミチ(片側)、耕作地型).....	137
図 101	コヤの立地形態の模式図.....	144
図 102	調査対象集落.....	146
図 103	田ノ浜集落におけるコヤの所有関係.....	151
図 104	和板集落におけるコヤの所有関係.....	151
図 105	横浦集落におけるコヤの所有関係.....	152
図 106	下原集落におけるコヤの所有関係.....	152
図 107	檜根集落におけるコヤの所有関係.....	153
図 108	集合形態と主屋との位置関係によるコヤの立地類型.....	156
図 109	コヤを構成する要素.....	162
図 110	沿岸集落の連続的分布を顕著に示す例.....	168
図 111	集落にみられる景観構成要素群(峰町青海集落).....	169
図 112	選定範囲と構成要素の関係を示す 3 類型(図 5～図 7 の再掲).....	172
図 113	本研究から導き出された新たな類型(A～D は構成要素).....	173

・ 表

表 1	本論文の研究手法.....	11
表 2	重要文化的景観選定事例における選定範囲数.....	17
表 3	複数の選定範囲が設定されている重要文化的景観選定事例.....	18
表 4	重要文化的景観選定事例における選定範囲と構成要素の分析のまとめ.....	26
表 5	複数の集落を流域に持つ河川(支流も含む).....	37
表 6	対馬における付属小屋の種類(釜床 ²⁴⁾ より引用).....	52
表 7	3種類の石屋根構法(釜床 ³⁰⁾ より引用).....	64
表 8	石屋根の分布調査概要.....	69
表 9	石屋根の分布調査結果一覧.....	71
表 10	2006 年と 2016 年における石屋根の残存数の比較.....	90
表 11	群倉の分布調査概要.....	105
表 12	判別調査により抽出された現地調査対象集落.....	108
表 13	対馬における群倉の分布と寄り辺に関する分析結果.....	110
表 14	コヤの所有調査概要.....	147
表 15	コヤの所有調査結果.....	147

・写真

写真 1	対馬のコヤ(上県町田ノ浜集落).....	51
写真 2	扉に挿入された状態の鍵(豊玉町卯麦集落).....	51
写真 3	コヤの内部(豊玉町唐洲集落).....	52
写真 4	下屋のないコヤ(上県町田ノ浜集落).....	57
写真 5	前面下屋のコヤ(上県町志多留集落).....	57
写真 6	四方下屋のコヤ(厳原町椎根集落).....	57
写真 7	対馬の石屋根(厳原町檜根集落).....	64
写真 8	島外に移築された石屋根.....	88
写真 9	瓦に葺き替えられた石屋根と撤去された石屋根のコヤ.....	90
写真 10	対馬の群倉(厳原町椎根集落).....	99
写真 11	対馬の群倉.....	111
写真 12	集落の浜から望む断崖(厳原町小茂田集落).....	167
写真 13	狭小な沖積平野に立地する集落(峰町青海集落).....	167
写真 14	一浦一集落という形態(峰町木坂集落).....	167

参考・引用文献

- 1) 電子政府の総合窓口e-Gov : http://elaws.e-go.jp/search/elawsSearch/elaws_
- 2) 文化庁ホームページ : <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/kei>
- 3) 篠原修(2009) : 時代を画す文化的景観の概念とその展開 : ランドスケープ研究 73(1), 2-5
- 4) 恵谷浩子(2009) : 住民意識の反映としての文化的景観 (特集・文化的景観の多様性と保全) : ランドスケープ研究73(1), 18-21
- 5) 恵谷浩子(2014) : 文化的景観という取組の有効性と課題 : 農村計画学会誌33(2), 157-158
- 6) 横張真・渡部陽介(2009) : 農山村における文化的景観の動態保全 : ランドスケープ研究73(1), 10-13
- 7) 神吉紀世子(2011) : 農村における文化的な景観の保全と創造 : 農村計画学会誌 30(3), 478-481
- 8) 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所(2011) : 四万十川流域文化的景観研究 : 奈良文化財研究所学報(89),
- 9) 恵谷・浩子(2012) : 四万十川流域における広域の文化的景観の捉え方 : 流域圏学会誌 = Journal of Japan Society of Water Policy and Integrated River Basin Management1(1), 13-18
- 10) 岡秀一・青山高義(2014) : 大地の遺産としての対馬 : E-journal GE09(1), 44-49
- 11) 長崎県つしま振興局監修(2011) : つしま百科
- 12) 住民基本台帳月報(2018年10月末現在) :
<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/web/updata/ji>
- 13) 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所(2010) : 文化的景観保存計画の概要 (Ⅰ) : 1-266
- 14) 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所(2015) : 文化的景観保存計画の概要 (Ⅱ) : 1-313
- 15) 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所(2015) : 文化的景観保存計画の概要 (Ⅲ) : 1-297
- 16) 文化庁文化財部記念物課(2015) : 文化的景観保護ハンドブック : 1-88
- 17) 恵谷浩子(2012) : 四万十川流域における広域の文化的景観の捉え方 : 流域圏学会誌 1(1), 13-18
- 18) 対馬の自然と文化を守る会(2001) : 対馬の自然と文化(復刻版)

- 19) 峰町誌編集委員会(1993)：峰町誌
- 20) 厳原町誌編集委員会(1997)：厳原町誌：
- 21) 対馬市HP：<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/deta/post.htm>
- 22) 河地貫一(1967)：離島社会の後進性とその歴史的展開：経営と経済47(2)，1-44
- 23) 宮本常一(1983)：対馬漁業史
- 24) 釜床美也子(2009)：住民の地域内生産による民家の石造構法とその成立要因：筑波大学学位論文
- 25) 宮本常一(1957)：対島・五島に於ける外来者の受容：文化人類学21(1-2)，40-46
- 26) 平松闊(1983)：長崎県対馬における外来者の定着と受容のメカニズム：九州工業大学研究報告31187-201
- 27) 石原憲治(1954)：対馬の民家：in対馬の自然と文化318-339
- 28) 小林久高・安藤邦廣(2009)：対馬の民家における平柱構法の特性：ーホンヤ・ウマヤ・コヤの構法の比較検討ー：日本建築学会計画系論文集74(641)，1547-1554
- 29) 小林久高 *et al.* (2007)：対馬における「コヤ（板倉）」の建築構法の特性：日本建築学会技術報告集13(26)，699-704
- 30) 釜床美也子・安藤邦廣・小林久高(2008)：石の種類と生産組織から見た対馬の石屋根構法：日本建築学会計画系論文集73(631)，1891-1898
- 31) 釜床美也子(2014)：対馬の石屋根施工法：ー相互扶助による採石と施工ー：日本建築学会技術報告集20(46)，1075-1078
- 32) 長崎県対馬市教育委員会(2006)：対馬石屋根倉庫全島掌握調査：対馬市文化財共同調査報告書219-61
- 33) 野村孝文(1960)：南西諸島の群倉：日本建築学会構造系論文集66.2(0)，589-592
- 34) 黒坂貴裕(2009)：倉の立地から見た集落構造とその景観文化：科学研究費補助金研究成果報告書
- 35) 葛田敦夫 *et al.* (2011)：檜枝岐村における板倉の構法特性及びその立地に関する研究：日本建築学会学術梗概集957-958
- 36) 小林久高・濱定史(2013)：熊本県五木村における板倉の建築構法：日本建築学会技術報告集19(43)，1091-1094
- 37) 濱定史・安藤邦廣・黒坂貴裕・小林久高・釜床美也子(2005)：対馬のコヤの群倉立地：日本建築学会大会学術講演梗概集689-690
- 38) 小林久高(2007)：長崎県対馬市における伝統木造構法の特性：筑波大学学位論文

- 39) 安藤邦廣 樋口貴彦, 濱定史, 刈内一博, 小林久高黒坂貴裕(2005) : 民家建築における板倉構法の変遷と地域特性に関する調査研究 : 住宅総合研究財団研究論文集32343-354
- 40) 松永達・高見敏志・永田隆昌(1995) : 群倉を形成する対馬集落の空間構成と聖性 : 日本建築学会計画系論文集(473), 169-175
- 41) 長崎県教育委員会(1973) : 対馬西岸阿連・志多留の民俗-対馬西岸地域民俗資料緊急調査- : in長崎県文化財調査報告書第13集1-277
- 42) 小林秀輝・藤田直子(2017) : 長崎県対馬における石屋根の倉の分布と残存状況の実態に関する研究 : ランドスケープ研究80(5), 531-536
- 43) 安藤邦廣 *et al.* (1987) : 民家建築における板倉構法の変遷と地域特性に関する調査研究住総研研究論文集32 : Association Congrès européen d' orchidées, 343-364
- 44) 村田明久(2000) : 対馬の伝統的集落空間に関する研究 : 日本建築学会研究報告(39), 65-68
- 45) 伊地知寿子・菊池成朋・内田貴久(1994) : 集落内の共有空間 : 日本建築学会大会学術講演梗概集1307-1308
- 46) 伊地知寿子・菊池成朋・内田貴久(1995) : 土地所有からみた集落空間 : 日本建築学会研究報告(35), 97-100
- 47) 電子政府の総合窓口e-Gov : http://elaws.e-go.jp/search/elawsSearch/elaws_

謝辞

本論文は、筆者が九州大学に学位請求論文として提出したものです。

九州大学大学院芸術工学府に所属した修士課程と博士後期課程の5年間にわたり、師事させて頂いた九州大学大学院芸術工学研究院の藤田直子先生には多大な御指導を頂きました。先生は研究活動の意義を常に示し激励して下さいました。おかげさまで研究成果を博士論文としてまとめ上げることができました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。副査を引き受けて下さった九州大学大学院芸術工学研究院の包清博之先生と朝廣和夫先生からは、博士論文に関して貴重な御指摘と御助言を頂きました。御礼申し上げます。

本研究は、研究対象地である長崎県対馬の皆様のお力添えなしには成し得なかったものです。対馬市しまの力創生課の前田剛氏をはじめ対馬市役所の皆様、そして対馬市内の各集落の皆様には、現地調査において細やかな心配りを頂きました。改めて深く御礼申し上げます。

また、筆者が所属した九州大学芸術工学部藤田直子研究室で共に研究生活を送ってくれた先輩と後輩に感謝の気持ちを伝えたいと思います。

最後に、大学院で研究をしたいという気持ちを尊重し温かく見守ってくれた家族に深く感謝いたします。

2019年3月

小林秀輝